半期報告書

(第3期中) 自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日

株式会社 **三井住友フィナンシャルク"ループ**

半期報告書

- 1 本書は半期報告書を証券取引法第27条の30の 2 に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成16年12月14日に提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した半期報告書に添付された中間監査 報告書を末尾に綴じ込んでおります。

株式会社 **三井住友フィナンシャルク"ループ**

目 次

	頁
第3期中 半期報告書	
【表紙】	. 1
第一部 【企業情報】	. 2
第1 【企業の概況】	. 2
1 【主要な経営指標等の推移】	. 2
2 【事業の内容】	. 5
3 【関係会社の状況】	. 5
4 【従業員の状況】	. 5
第 2 【事業の状況】	. 6
1 【業績等の概要】	. 6
2 【生産、受注及び販売の状況】	.34
3 【対処すべき課題】	.35
4 【経営上の重要な契約等】	.36
5 【研究開発活動】	.36
第 3 【 設備の状況 】	.37
1 【主要な設備の状況】	.37
2 【設備の新設、除却等の計画】	.37
第 4 【提出会社の状況】	.38
1 【株式等の状況】	.38
2 【株価の推移】	.63
3 【役員の状況】	.63
第 5 【経理の状況】	.64
1 【中間連結財務諸表等】	.65
2 【中間財務諸表等】	26
第6 【提出会社の参考情報】	35
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	36

中間監査報告書

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出日】 平成16年12月14日

【中間会計期間】 第3期中(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

【会社名】 株式会社三井住友フィナンシャルグループ

【英訳名】 Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 西川 善文

【本店の所在の場所】 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

【電話番号】 (03)5512-3411(大代表)

【事務連絡者氏名】 財務部副部長 正 脇 久 昌

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目6番10号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄三丁目3番17号)

第一部 【企業情報】

第1【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近2中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成15年度 中間連結会計期間	平成16年度 中間連結会計期間	平成14年度	平成15年度
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
連結経常収益	百万円	1,760,835	1,778,173	3,506,386	3,552,510
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	165,508	114,100	515,749	342,844
連結中間純利益	百万円	143,492	53,372		
連結当期純利益 (は連結当期純損失)	百万円			465,359	330,414
連結純資産額	百万円	2,745,476	3,020,911	2,424,074	3,070,942
連結総資産額	百万円	100,725,500	101,054,242	104,607,449	102,215,172
1 株当たり純資産額	円	165,291.87	230,491.11	106,577.05	215,454.83
1 株当たり中間純利益	円	24,993.09	9,119.40		
1株当たり当期純利益 (は1株当たり 当期純損失)	円			84,324.98	52,314.75
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益	円	15,608.81	5,245.69		
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	円				35,865.20
連結自己資本比率 (第一基準)	%	10.95	10.93	10.10	11.37
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,753,848	3,230,728	5,443,200	3,522,118
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	1,711,298	2,906,435	4,623,917	3,028,346
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	77,465	117,850	43,919	137,134
現金及び現金同等物 の中間期末残高	百万円	2,934,143	3,327,694		
現金及び現金同等物 の期末残高	百万円			2,900,991	3,529,479
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	43,813 [11,554]	42,339 [13,016] 		42,014 [11,926]

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
 - 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等 (1) 中間連結財務 諸表(1株当たり情報)」に記載しております。
 - 3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、平成14年度は当期純損失が計上されているため、記載しておりません。
 - 4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は第一基準を適用しております。

(2) 提出会社の最近 2 中間会計期間及び最近 2 事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第2期中	第3期中	第1期	第2期
決算年月		平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
営業収益	百万円	7,146	205,265	131,519	55,515
経常利益	百万円	5,035	203,119	119,634	51,188
中間純利益	百万円	4,829	202,194		
当期純利益	百万円			124,738	50,505
資本金	百万円	1,247,650	1,247,650	1,247,650	1,247,650
発行済株式総数	株	普通株式5,796,010 優先株式1,132,099	普通株式6,205,379 優先株式 994,302	普通株式5,796,000 優先株式1,132,100	普通株式5,796,010 優先株式1,132,099
純資産額	百万円	3,127,494	3,328,039	3,156,086	3,172,721
総資産額	百万円	3,357,722	3,558,800	3,413,529	3,403,007
1 株当たり中間配当額	円	普 第優	普 第優		

回次		第2期中	第3期中	第1期	第2期		
決算年月		平成15年9月	平成16年 9 月	平成15年3月	平成16年 3 月		
				普通株式 3,000	普通株式 3,000		
				第一種 優先株式 10,500	第一種 優先株式 10,500		
				第二種 優先株式 28,500	第二種 優先株式 28,500		
				第三種 優先株式 13,700	第三種 優先株式 13,700		
				第1回第四種 優先株式 19,500	変元休式		
				第 2 回第四種 優先株式 19,500	愛尤休式		
						第3回第四種 優先株式 19,500	変プレリホエレ
				第 4 回第四種 優先株式 19,500	複元休式		
1株当たり配当額	円			第 5 回第四種 優先株式 19,500	愛元休八		
				第 6 回第四種 優先株式 19,500	後元がより		
				第7回第四種 優先株式 19,500	後元がより		
				第8回第四種 優先株式 19,500	復元休式		
				第 9 回第四種 優先株式 19,500	複光休式		
				第10回第四種 優先株式 19,500	一変元イベエト		
				第11回第四種 優先株式 19,500	一変元イベエト		
				第12回第四種 優先株式 19,500	変元1本工		
				第13回第四種 優先株式 3,750	第13回第四種 優先株式 67,500		
自己資本比率	%	93.14	93.52	92.46	93.23		
従業員数	人	98	99	94	97		

⁽注) 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、次のとおりであります。

(その他事業)

国内において消費者金融業務を行うプロミス株式会社を当社の持分法適用関連会社といたしました。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社のうち主要なものは次のとおりであります。

	資本金			フ	議決権の		当社	との関係	内容	
名称	住所	又は 出資金 (百万円)	事業の 内容	所有割合 (%)	役員の 兼任等 (人)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借	業務 提携	
(連結子会社)										
SMBCファイナンス ビジネス・プラン ニング株式会社	東京都千代田区	10	その他事業 (経営管理業)	100 (100)						
SMBCローンビジネ ス・プランニング 株式会社	東京都 千代田区	100,010	その他事業 (経営管理業)	100 (100)						
(持分法適用関連会社)										
プロミス株式会社 (注) 2	東京都千代田区	80,737	その他事業 (消費者金融 業)	15.11 (15.11)					(注) 4	

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、事業の種類別セグメントの名称を記載しております。
 - 2 上記関係会社のうち、有価証券報告書を提出している会社は、プロミス株式会社であります。
 - 3 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)であります。
 - 4 コンシューマー・ファイナンス事業分野における業務提携を行っております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

(平成16年9月30日現在)

	銀行業	銀行業リース業そ		合計
従業員数(人) [外、平均臨時 従業員数]	22,490 [8,088]	1,794 [11]	18,055 [4,917]	42,339 [13,016]

(注) 従業員数は就業者数で記載しており、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員14,834人を含んでおりません。

(2) 当社の従業員数

従業員数(人)

(平成16年 9 月30日現在) 99

- (注) 1 当社従業員は全員、株式会社三井住友銀行等からの出向者であります。
 - 2 当社には従業員組合はありません。労使間において特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

経済金融環境

当中間連結会計期間の経済環境を顧みますと、海外では、米国経済に減速の兆しが見られたほか、中国で金融引締め効果が一部現れ始めたものの、米国、アジア、欧州ともに、全体として景気の拡大が持続しました。わが国経済におきましても、夏頃から一部に在庫調整の動きが見られたものの、輸出や設備投資の増加を中心に、景気の回復が続きました。

こうした中、日本銀行は、デフレ脱却に向けて金融緩和姿勢を維持し、短期市場金利は引続きほぼゼロ%で推移しました。一方、長期市場金利は新発10年物国債の流通利回りが8月初めには約1.9%まで上昇したものの、9月には景気の先行きに対する慎重な見方が拡がったことから、1.4%程度まで低下しました。株価も、急回復した3月末の水準に比べると小幅の下落となりました。

金融界におきましては、「金融再生プログラム」に基づいて、引続き企業再生の促進や不良債権問題の正常化に向けた取組みが進められる一方、来年4月のペイオフ全面解禁を控えて、本年6月に金融機能強化法が成立する等、金融システムの安定化に向けた制度整備等が図られました。また、同月、銀行等への証券仲介業の解禁を盛り込んだ改正証券取引法が成立するなど、新たなビジネス展開に向けた規制緩和も進んでおります。

経営戦略

当社は、「お客さまのニーズに対して、グループ総合力に基づく質の高いサービスを提供することによるビジネスボリュームの拡大」、「リスク・リターンの向上、収益性の高い分野への経営資源の傾斜配分等を通じた資本効率の向上」、「ローコストオペレーションの徹底によるコスト競争力の強化」の3点を基本方針としております。この方針に基づき、競争優位性を持つ戦略ビジネスの一段の強化、新たなビジネスモデルの確立と、チャネル・顧客基盤の拡充にグループベースで取り組み、グループ全体の収益力を強化することで、企業価値の持続的な向上を図ってまいります。

具体的には、競争優位にある中堅・中小企業向けリスクテイク貸出、個人向けコンサルティングビジネス、投資銀行ビジネスを一層強化するとともに、コンシューマー・ファイナンス、中国を中心としたアジア関連ビジネスにおいて新たなビジネスモデルの確立を目指してまいります。

なお、持続的成長に向けグループ収益力の強化に取り組む一方で、財務体質の強化として、平成16年度は、「バランスシートのクリーンアップ」の総仕上げに取り組んでまいります。三井住友銀行は、平成15年度・16年度を不良債権の集中処理期間と位置付けており、平成16年度末の不良債権比率を平成14年3月末の8.9%から半減することを目標に取り組んでおります。平成16年9月末の不良債権比率は4.4%となり、この目標を半年前倒しで達成いたしましたが、下期におきましても引続き不良債権比率の低減を図ってまいります。同時に、保有株式につきましても、株価変動リスクの一層の削減に向け、引続き残高の圧縮を行ってまいります。

営業の成果

当中間連結会計期間における業績は以下のとおりとなりました。

業容面では、預金は前連結会計年度末対比 2 兆2,865億円増加して67兆6,199億円となり、譲渡性預金は、同4,811億円減少して 3 兆383億円となりました。

一方、貸出金は、同392億円増加し、55兆4,220億円となりました。

総資産は、同1兆1,609億円減少し、101兆542億円となりました。

損益につきましては、当中間連結会計期間は、引き続き業務改革等を通じて収益力の強化を図るとともに、経営全般の合理化推進により経費削減に努めました。

経常収益は、資金運用収益及び特定取引収益が減少する一方、その他業務収益、その他経常収益及び役務取引等収益が増加し、前中間連結会計期間対比1.0%増の1兆7,781億円となりました。 経常費用は、その他業務費用及び営業経費が減少する一方、貸倒引当費用の増加等によりその他経常費用が増加したことを主因とし、前中間連結会計期間対比4.3%増の1兆6,640億円となりました。

その結果、経常利益は1,141億円、特別損益等を勘案した中間純利益は533億円となりました。 純資産額は、中間純利益を計上する一方、その他有価証券評価差額金の減少等により、前連結 会計年度末対比500億円減少して3兆209億円となりました。

事業の種類別では、銀行業、リース業、その他事業の内部取引消去前の経常収益シェアが、銀行業が65(前中間連結会計期間対比 4)%、リース業が19(同 + 2)%、その他事業が16(同 + 2)%となりました。

また、所在地別の内部取引消去前の経常収益シェアは、日本が91(前中間連結会計期間対比+1)%、米州が4(同 1)%、欧州、アジア・オセアニアは、各々2(同 1)%、3(同+1)%となりました。

連結自己資本比率は、10.93%となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当中間連結会計期間のキャッシュ・フローは、資金の運用・調達や貸出金・預金の増減等の「営業活動によるキャッシュ・フロー」が 3 兆2,307億円、有価証券の取得・売却や動産不動産及びリース資産の取得・売却等の「投資活動によるキャッシュ・フロー」が 2 兆9,064億円、劣後調達等の「財務活動によるキャッシュ・フロー」が1,178億円となりました。その結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は 3 兆3,276億円となりました。

(3) 事業の種類別セグメントの業績

事業の種類別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前中間連結会計期間比674億円の減益となる5,957億円、信託報酬は同6億円の増益となる7億円、役務取引等収支は同401億円の増益となる2,353億円、特定取引収支は同1,335億円の減益となる303億円、その他業務収支は同1,310億円の増益となる1,577億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用収支は前中間連結会計期間比689億円の減益となる5,480億円、信託報酬は同6億円の増益となる7億円、役務取引等収支は同312億円の増益となる1,522億円、特定取引収支は同1,368億円の減益となる213億円、その他業務収支は同1,467億円の増益となる1,281億円となりました。

リース業セグメントの資金運用収支は前中間連結会計期間比22億円の増益となる 41億円、役務取引等収支は同2億円の増益となる6億円、その他業務収支は同36億円の増益となる425億円となりました。

その他事業セグメントの資金運用収支は前中間連結会計期間比17億円の増益となる605億円、役務取引等収支は同90億円の増益となる848億円、特定取引収支は同32億円の増益となる89億円、その他業務収支は同150億円の減益となる455億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	617,002	6,433	58,840	6,155	663,254
貝亚廷市权义	当中間連結会計期間	548,038	4,161	60,578	8,663	595,792
 うち資金運用収益	前中間連結会計期間	789,863	1,777	80,801	46,035	826,407
プロ貝並建用収益	当中間連結会計期間	716,671	2,904	79,806	46,887	752,495
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	172,861	8,210	21,961	39,880	163,152
ノの貝並剛圧貝用	当中間連結会計期間	168,632	7,065	19,228	38,223	156,702
信託報酬	前中間連結会計期間	84				84
	当中間連結会計期間	729				729
役務取引等収支	前中間連結会計期間	121,029	418	75,767	2,025	195,190
以物拟可守以又	当中間連結会計期間	152,288	650	84,804	2,364	235,379
うち役務取引等	前中間連結会計期間	169,628	418	80,450	13,338	237,159
収益	当中間連結会計期間	205,375	650	90,543	14,614	281,955
うち役務取引等	前中間連結会計期間	48,598		4,683	11,313	41,969
費用	当中間連結会計期間	53,087		5,738	12,250	46,575
特定取引収支	前中間連結会計期間	158,173		5,730		163,904
17足以 11以文	当中間連結会計期間	21,372		8,949		30,322
 うち特定取引収益	前中間連結会計期間	160,558		6,374	3,028	163,904
プラ特定取引収益	当中間連結会計期間	24,870		11,537	5,480	30,927
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	2,384		643	3,028	
プロ行足以可負用	当中間連結会計期間	3,498		2,587	5,480	605
その他業務収支	前中間連結会計期間	18,584	38,893	60,537	54,142	26,704
この心未物以又	当中間連結会計期間	128,141	42,586	45,535	58,531	157,732
うちその他業務	前中間連結会計期間	95,518	323,007	96,711	55,551	459,685
収益	当中間連結会計期間	158,939	350,272	102,079	59,496	551,794
うちその他業務	前中間連結会計期間	114,102	284,114	36,173	1,409	432,980
(注) 1 東米区公園	当中間連結会計期間	30,797	307,686	56,543	965	394,061

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金 銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間16百万円、当中間連結会計期間1百万円)を資金調達費用から 控除して表示しております。
 - 4 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

事業の種類別資金運用/調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比2兆1,870億円減少して85兆4,195億円、利回りは同0.13%低下して1.76%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同9,863億円減少して88兆1,661億円、利回りは同0.01%低下して0.36%となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比2兆2,473億円減少して84兆2,082億円、利回りは同0.13%低下して1.70%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同9,489億円減少して87兆6,176億円、利回りは同0.01%低下して0.38%となりました。

リース業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比525億円増加して1,831億円、利回りは同0.45%上昇して3.17%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同475億円増加して1兆3,270億円、利回りは同0.22%低下して1.06%となりました。

その他事業セグメントの資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比3,682億円減少して3 兆9,368億円、利回りは同0.30%上昇して4.05%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は 同4,027億円減少して2兆2,210億円、利回りは同0.06%上昇して1.73%となりました。

ア 銀行業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
↑生光! 	サカカリ	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	86,455,633	789,863	1.83
貝並進用렚止 	当中間連結会計期間	84,208,293	716,671	1.70
うち貸出金	前中間連結会計期間	58,840,263	547,523	1.86
フタ貝山並	当中間連結会計期間	55,317,642	527,743	1.91
うち有価証券	前中間連結会計期間	24,329,427	139,663	1.15
フタ有側証分	当中間連結会計期間	24,241,876	125,049	1.03
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	487,922	1,891	0.78
買入手形	当中間連結会計期間	776,632	2,472	0.64
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	126,933	1,122	1.77
プラ貝児兀伽足	当中間連結会計期間	226,057	1,192	1.06
うち債券貸借取引支払	前中間連結会計期間	659,019	71	0.02
保証金	当中間連結会計期間	779,344	77	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	1,057,470	4,992	0.94
プラ頂け並	当中間連結会計期間	1,812,764	13,594	1.50
資金調達勘定	前中間連結会計期間	88,566,643	172,861	0.39
貝並剛達凱足	当中間連結会計期間	87,617,682	168,632	0.38
うち預金	前中間連結会計期間	63,165,337	57,876	0.18
プロ技並	当中間連結会計期間	66,299,692	54,061	0.16
 うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,425,302	2,178	0.10
プロ酸液圧頂並	当中間連結会計期間	3,748,061	1,694	0.09
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	7,611,147	1,303	0.03
売渡手形	当中間連結会計期間	5,502,173	1,287	0.05
 うち売現先勘定	前中間連結会計期間	2,546,266	2,615	0.21
プラル坑ル砂定	当中間連結会計期間	955,626	1,392	0.29
うち債券貸借取引受入	前中間連結会計期間	4,867,352	24,556	1.01
担保金	当中間連結会計期間	4,557,841	22,096	0.97
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間	4,385	0	0.01
ペーパー	当中間連結会計期間	4,098	0	0.00
うち借用金	前中間連結会計期間	2,763,440	47,595	3.44
ノジ旧の並	当中間連結会計期間	2,575,489	45,400	3.53
うち社債	前中間連結会計期間	2,721,250	23,482	1.73
ノウ性限	当中間連結会計期間	3,387,733	29,317	1.73

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社について は、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 - 4 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,058,020百万円、当中間連結会計期間1,963,284百万円) を資金運用勘定から控除して表示しております。
 - 5 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金 銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間33,859百万円、当中間連結会計期間3,628百万円)を資金運用勘 定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間33,859百万円、当中間連結会計期間3,628 百万円)及び利息(前中間連結会計期間16百万円、当中間連結会計期間1百万円)を資金調達勘定から、そ れぞれ控除して表示しております。

イ リース業

1444	#0 0.1	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
次合定田协宁	前中間連結会計期間	130,634	1,777	2.72
資金運用勘定 	当中間連結会計期間	183,161	2,904	3.17
うち貸出金	前中間連結会計期間	62,287	2,137	6.86
フラ貝山並	当中間連結会計期間	61,796	2,628	8.51
うち有価証券	前中間連結会計期間	35,601	1,877	10.55
プラ 日岡証分	当中間連結会計期間	90,415	1,685	3.73
うちコールローン及び	前中間連結会計期間			
買入手形	当中間連結会計期間			
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
プラ貝坑ル砂定	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引支払	前中間連結会計期間			
保証金	当中間連結会計期間			
 うち預け金	前中間連結会計期間	28,132	129	0.92
プロ頂け並	当中間連結会計期間	25,448	97	0.77
 資金調達勘定	前中間連結会計期間	1,279,527	8,210	1.28
其並剛注例だ	当中間連結会計期間	1,327,049	7,065	1.06
 うち預金	前中間連結会計期間			
プロは亜	当中間連結会計期間			
 うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
プロロスは「大」と	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間			
売渡手形	当中間連結会計期間			
 うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引受入	前中間連結会計期間			
担保金	当中間連結会計期間			
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間	114,515	89	0.16
ペーパー	当中間連結会計期間	218,934	87	0.08
 うち借用金	前中間連結会計期間	1,050,944	7,131	1.36
ノン旧川业	当中間連結会計期間	991,822	5,993	1.21
 うち社債	前中間連結会計期間	114,022	564	0.99
ノンは限	当中間連結会計期間	116,250	548	0.94

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社について は、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 - 4 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,384百万円、当中間連結会計期間1,849百万円)を資金運用勘定から控除して表示しております。

ウ その他事業

種類	期別	平均残高	利息	利回り
个里天只 	(共)が	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
多 今浑甲助宁	前中間連結会計期間	4,305,043	80,801	3.75
資金運用勘定 	当中間連結会計期間	3,936,826	79,806	4.05
うち貸出金	前中間連結会計期間	3,101,045	74,832	4.83
プラ貝山並	当中間連結会計期間	2,949,631	73,852	5.01
うち有価証券	前中間連結会計期間	579,461	3,103	1.07
フタ有側証分	当中間連結会計期間	395,434	3,505	1.77
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	7,472	84	2.26
買入手形	当中間連結会計期間	13,577	149	2.21
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	38,199	395	2.07
プラ貝児元凱足	当中間連結会計期間	18,630	87	0.94
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間			
支払保証金	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	332,432	1,240	0.75
フり頂い並	当中間連結会計期間	246,360	1,055	0.86
資金調達勘定	前中間連結会計期間	2,623,836	21,961	1.67
貝並剛注例足	当中間連結会計期間	2,221,047	19,228	1.73
うち預金	前中間連結会計期間			
プロ技並	当中間連結会計期間			
 うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
プロ酸液圧頂並	当中間連結会計期間			
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	121	2	4.74
売渡手形	当中間連結会計期間	4,039	1	0.09
 うち売現先勘定	前中間連結会計期間	35,922	437	2.43
プラル坑ル砂定	当中間連結会計期間	36,105	165	0.92
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間			
受入担保金	当中間連結会計期間			
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間	45,923	18	0.08
ペーパー	当中間連結会計期間	66,841	14	0.04
うち借用金	前中間連結会計期間	1,716,178	6,462	0.75
ノン旧爪並	当中間連結会計期間	1,349,233	5,935	0.88
 うち社債	前中間連結会計期間	825,688	13,402	3.25
	当中間連結会計期間	764,821	12,103	3.17

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社について は、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 - 4 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間45,696百万円、当中間連結会計期間36,224百万円)を資金 運用勘定から控除して表示しております。
 - 5 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金 銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間百万円)を資金運用勘定から、 金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間2百万円、当中間連結会計期間百万円)及び利息 (前中間連結会計期間0百万円、当中間連結会計期間百万円)を資金調達勘定から、それぞれ控除して表示しております。

工 合計

		平	均残高(百万円	1)		利息(百万円)		利回り
種類	期別	小計	消去又は 全社()	合計	小計	消去又は 全社()	合計	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	90,891,311	3,284,652	87,606,658	872,442	46,035	826,407	1.89
貝並建用刨足	当中間連結会計期間	88,328,281	2,908,685	85,419,596	799,382	46,887	752,495	1.76
うち貸出金	前中間連結会計期間	62,003,596	3,004,906	58,998,690	624,493	38,679	585,813	1.99
プラ貝山並	当中間連結会計期間	58,329,070	2,831,089	55,497,980	604,224	37,142	567,082	2.04
うち有価証券	前中間連結会計期間	24,944,490	403	24,944,087	144,644	6,124	138,520	1.11
プラ有価証券	当中間連結会計期間	24,727,726	169,382	24,897,108	130,239	8,499	121,740	0.98
うちコールローン	前中間連結会計期間	495,395		495,395	1,975		1,975	0.80
及び買入手形	当中間連結会計期間	790,209	377	789,832	2,622	0	2,621	0.66
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	165,133	6,709	158,423	1,517	33	1,484	1.87
プラ真坑ル副定	当中間連結会計期間	244,687		244,687	1,280		1,280	1.05
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	659,019		659,019	71		71	0.02
支払保証金	当中間連結会計期間	779,344		779,344	77		77	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	1,418,035	266,720	1,151,314	6,363	1,162	5,201	0.90
751AL	当中間連結会計期間	2,084,573	243,031	1,841,541	14,748	1,200	13,547	1.47
資金調達勘定	前中間連結会計期間	92,470,007	3,317,585	89,152,422	203,033	39,880	163,152	0.37
真亚酮连酚定	当中間連結会計期間	91,165,778	2,999,660	88,166,118	194,926	38,223	156,702	0.36
うち預金	前中間連結会計期間	63,165,337	258,456	62,906,880	57,876	1,159	56,717	0.18
7 5 18 m	当中間連結会計期間	66,299,692	282,357	66,017,335	54,061	1,189	52,872	0.16
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,425,302	42,368	4,382,933	2,178	2	2,176	0.10
プラ報(及注)京並	当中間連結会計期間	3,748,061	111,602	3,636,459	1,694	11	1,682	0.09
うちコールマネー	前中間連結会計期間	7,611,268		7,611,268	1,306		1,306	0.03
及び売渡手形	当中間連結会計期間	5,506,212	377	5,505,835	1,289	0	1,289	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	2,582,188	6,709	2,575,479	3,053	33	3,019	0.23
プラル境ル圏ルと	当中間連結会計期間	991,732		991,732	1,558		1,558	0.31
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	4,867,352		4,867,352	24,556		24,556	1.01
受入担保金	当中間連結会計期間	4,557,841		4,557,841	22,096		22,096	0.97
うち コマーシャル・	前中間連結会計期間	164,824	4,740	160,083	108	2	105	0.13
ペーパー	当中間連結会計期間	289,875	3,218	286,656	101	1	99	0.07
うち借用金	前中間連結会計期間	5,530,564	3,004,906	2,525,657	61,188	38,679	22,508	1.78
ノン旧州並	当中間連結会計期間	4,916,545	2,601,104	2,315,441	57,329	37,051	20,278	1.75
うち社債	前中間連結会計期間	3,660,961	403	3,660,558	37,449	3	37,446	2.05
ノンは民	当中間連結会計期間	4,268,804	1,001	4,267,803	41,969	3	41,965	1.97

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。
 - 3 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社について は、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 - 4 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,070,997百万円、当中間連結会計期間1,971,503百万円) を資金運用勘定から控除して表示しております。
 - 5 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金 銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間33,861百万円、当中間連結会計期間3,628百万円)を資金運用勘 定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間33,861百万円、当中間連結会計期間3,628 百万円)及び利息(前中間連結会計期間16百万円、当中間連結会計期間1百万円)を資金調達勘定から、そ れぞれ控除して表示しております。

事業の種類別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は前中間連結会計期間比447億円増加して2,819億円、一方役務取引等費用は同46億円増加して465億円となったことから、役務取引等収支は同401億円の増益となる2,353億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの役務取引等収益は前中間連結会計期間比357億円増加して2,053億円、一方役務取引等費用は同44億円増加して530億円となったことから、役務取引等収支は同312億円の増益となる1,522億円となりました。

リース業セグメントの役務取引等収益は前中間連結会計期間比2億円増加して6億円となった ことから、役務取引等収支は同2億円の増益となる6億円となりました。

その他事業セグメントの役務取引等収益は前中間連結会計期間比100億円増加して905億円、一方役務取引等費用は同10億円増加して57億円となったことから、役務取引等収支は同90億円の増益となる848億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 役務取引等収益	前中間連結会計期間	169,628	418	80,450	13,338	237,159
汉仍权可守权血	当中間連結会計期間	205,375	650	90,543	14,614	281,955
うち預金・	前中間連結会計期間	17,133		147	829	16,452
貸出業務	当中間連結会計期間	23,213		230	620	22,822
うち為替業務	前中間連結会計期間	58,579			554	58,025
プロ州自来が	当中間連結会計期間	61,275			655	60,620
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	12,080		10,970	545	22,505
プロ証が関連条例	当中間連結会計期間	9,151		15,606	21	24,736
うち代理業務	前中間連結会計期間	7,655		131	4	7,782
プラル珪素物	当中間連結会計期間	9,527		135	6	9,655
うち保護預り	前中間連結会計期間	3,122			0	3,121
・貸金庫業務	当中間連結会計期間	3,185			1	3,183
うち保証業務	前中間連結会計期間	12,738		8,372	6,258	14,853
プラ体証未務	当中間連結会計期間	19,160		7,796	5,798	21,159
うちクレジット	前中間連結会計期間			44,671	403	44,268
カード関連業務	当中間連結会計期間			46,299	463	45,835
役務取引等費用	前中間連結会計期間	48,598		4,683	11,313	41,969
1文仍以1节复用	当中間連結会計期間	53,087		5,738	12,250	46,575
うた	前中間連結会計期間	11,623			1	11,621
うち為替業務	当中間連結会計期間	11,959			6	11,952

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

事業の種類別特定取引の状況

ア 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は前中間連結会計期間比1,329億円減少して309億円、一方特定取引費用は同6億円増加して6億円となったことから、特定取引収支は同1,335億円の減益となる303億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの特定取引収益は前中間連結会計期間比1,356億円減少して248億円、一方特定取引費用は同11億円増加して34億円となったことから、特定取引収支は同1,368億円の減益となる213億円となりました。

その他事業セグメントの特定取引収益は前中間連結会計期間比51億円増加して115億円、一方特定取引費用は同19億円増加して25億円となったことから、特定取引収支は同32億円の増益となる89億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社()	合計
I = XX	203253	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	160,558		6,374	3,028	163,904
特定权引权盖	当中間連結会計期間	24,870		11,537	5,480	30,927
うち商品有価	前中間連結会計期間	1,248		2,061		3,309
証券収益	当中間連結会計期間	724		4,322		5,047
うち特定取引	前中間連結会計期間	286				286
有価証券収益	当中間連結会計期間					
うち特定金融	前中間連結会計期間	158,995		4,312	3,028	160,279
派生商品収益	当中間連結会計期間	23,674		7,214	5,480	25,408
うちその他の	前中間連結会計期間	28				28
特定取引収益	当中間連結会計期間	471				471
特定取引費用	前中間連結会計期間	2,384		643	3,028	
付近取り負用	当中間連結会計期間	3,498		2,587	5,480	605
うち商品有価	前中間連結会計期間					
証券費用	当中間連結会計期間					
うち特定取引	前中間連結会計期間					
有価証券費用	当中間連結会計期間	605				605
うち特定金融	前中間連結会計期間	2,384		643	3,028	
派生商品費用	当中間連結会計期間	2,892		2,587	5,480	
うちその他の	前中間連結会計期間					
特定取引費用	当中間連結会計期間					

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

イ 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比2,106億円減少して3兆2,747億円、特定取引負債残高は同2,666億円減少して1兆7,800億円となりました。

事業の種類別セグメント別に見ますと、銀行業セグメントの特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比387億円減少して2兆9,845億円、特定取引負債残高は同1,224億円減少して1兆5,216億円となりました。

その他事業セグメントの特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比1,760億円減少して3,079億円、特定取引負債残高は同1,484億円減少して2,762億円となりました。

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	3,023,314		483,954	21,919	3,485,349
行足拟	当中間連結会計期間	2,984,592		307,934	17,785	3,274,740
 うち商品有価証券	前中間連結会計期間	55,529		73,971		129,501
プラ同品 日岡証牙	当中間連結会計期間	176,591		56,793		233,385
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	480		19		499
派生商品	当中間連結会計期間	767		2		769
うち特定取引	前中間連結会計期間					
有価証券	当中間連結会計期間					
うち特定取引	前中間連結会計期間	934				934
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	357				357
うち特定金融派生	前中間連結会計期間	1,889,975		409,963	21,919	2,278,019
商品	当中間連結会計期間	1,831,069		251,138	17,785	2,064,422
うちその他の	前中間連結会計期間	1,076,394				1,076,394
特定取引資産	当中間連結会計期間	975,805				975,805
特定取引負債	前中間連結会計期間	1,644,052		424,632	21,919	2,046,766
付处以分貝倶	当中間連結会計期間	1,521,632		276,226	17,785	1,780,073
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	524		12,631		13,156
フラ元刊阿印度分	当中間連結会計期間	42,550		22,588		65,138
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	122		2		125
派生商品	当中間連結会計期間	428		0		429
うち特定取引売付	前中間連結会計期間					
債券	当中間連結会計期間					
うち特定取引	前中間連結会計期間	1,745				1,745
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	406				406
うち特定金融派生	前中間連結会計期間	1,641,660		411,997	21,919	2,031,739
商品	当中間連結会計期間	1,478,247		253,636	17,785	1,714,098
うちその他の	前中間連結会計期間					
特定取引負債	当中間連結会計期間					

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 セグメント間の内部取引は「消去又は全社()」欄に表示しております。

事業の種類別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	合計
↑生 犬共	知が	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	63,142,263			63,142,263
[快壶口引]	当中間連結会計期間	67,619,961			67,619,961
うた汝動州貊令	前中間連結会計期間	37,830,016			37,830,016
うち流動性預金	当中間連結会計期間	41,344,446			41,344,446
うち定期性預金	前中間連結会計期間	21,064,416			21,064,416
プラル州は頂並	当中間連結会計期間	21,433,135			21,433,135
うちその他	前中間連結会計期間	4,247,830			4,247,830
フラモの 他	当中間連結会計期間	4,842,378			4,842,378
 	前中間連結会計期間	3,379,610			3,379,610
譲渡性預金	当中間連結会計期間	3,038,333			3,038,333
松合計	前中間連結会計期間	66,521,873			66,521,873
総合計	当中間連結会計期間	70,658,295			70,658,295

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 - 4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

事業の種類別貸出金残高の状況

ア 業種別貸出状況(残高・構成比)

NK ST Fol		平成15	年 9 月30日現				平成16年 9 月30日現在				
業種別	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	合計 (百万円)	構成比 (%)	
国内 (除く特別国際金融 取引勘定分)	54,310,033	4,742	1,133,837	55,448,613	100.00	49,954,993	2,642	1,031,154	50,988,790	100.00	
製造業	6,236,492	2,633	27,902	6,267,027	11.30	5,905,068	1,818	24,543	5,931,430	11.63	
農業、林業、漁業 及び鉱業	174,215	2	812	175,030	0.32	127,988	1	688	128,678	0.25	
建設業	2,264,243	63	16,307	2,280,614	4.11	1,855,723	13	13,731	1,869,468	3.67	
運輸、情報通信、 公益事業	3,322,448	75	17,603	3,340,128	6.02	3,204,078	29	15,263	3,219,370	6.31	
卸売・小売業	5,995,889	696	56,854	6,053,439	10.92	5,753,402	232	45,632	5,799,267	11.37	
金融・保険業	3,962,818	184	50,419	4,013,422	7.24	4,463,177	97	43,294	4,506,569	8.84	
不動産業	8,007,585	98	331,235	8,338,920	15.04	7,004,314	52	299,222	7,303,589	14.33	
各種サービス業	5,883,371	782	310,573	6,194,727	11.17	5,404,785	294	253,346	5,658,426	11.10	
地方公共団体	460,916	67		460,983	0.83	500,763	33		500,797	0.98	
その他	18,002,052	136	322,129	18,324,319	33.05	15,735,691	68	335,431	16,071,190	31.52	
海外及び特別国際金 融取引勘定分	3,946,185	53,318	218,245	4,217,749	100.00	4,131,830	85,624	215,789	4,433,243	100.00	
政府等	108,313		470	108,783	2.58	52,751			52,751	1.19	
金融機関	347,261		2,449	349,711	8.29	379,599		2,033	381,632	8.61	
商工業	3,258,503	52,788	206,511	3,517,803	83.41	3,503,755	85,144	204,935	3,793,835	85.58	
その他	232,107	529	8,814	241,451	5.72	195,724	479	8,820	205,024	4.62	
合計	58,256,219	58,060	1,352,082	59,666,363		54,086,824	88,266	1,246,943	55,422,034		

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 - 4 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

イ 外国政府等向け債権残高(国別)

期別			外国政府等向け個	責権残高(百万円)	
#17月 	国別	銀行業	リース業	その他事業	合計
	インドネシア	86,218			86,218
亚成15年 0 日20日	その他(7ケ国)	2,475			2,475
平成15年9月30日	合計	88,693			88,693
	(資産の総額に対する 割合:%)	(0.09)			(0.09)
	インドネシア	46,778			46,778
平成16年 9 月30日	その他(5ケ国)	582			582
	合計	47,361			47,361
	(資産の総額に対する 割合:%)	(0.05)			(0.05)

- (注) 1 対象国の政治経済情勢等を勘案して必要と認められる金額を引き当てる特定海外債権引当勘定の引当対象とされる債権残高を掲げております。
 - 2 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 3 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

事業の種類別有価証券の状況

有価証券残高(末残)

種類	期別	銀行業	リース業	その他事業	全社	合計
性 規	州 加	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
	前中間連結会計期間	11,532,080	9	81,855		11,613,946
国債	当中間連結会計期間	12,826,346		53,678		12,880,025
地方債	前中間連結会計期間	403,548				403,548
地刀頂	当中間連結会計期間	497,812				497,812
社債	前中間連結会計期間	2,231,319		493		2,231,813
红良	当中間連結会計期間	2,585,009		681		2,585,690
株式	前中間連結会計期間	3,334,490	33,694	85,971	156,700	3,610,856
1本工(当中間連結会計期間	3,248,327	31,431	87,932	176,420	3,544,111
その他の証券	前中間連結会計期間	4,327,330	8,696	254,857		4,590,884
その他の証券	当中間連結会計期間	4,284,384	18,889	262,207	0	4,565,482
△ ±1	前中間連結会計期間	21,828,769	42,401	423,179	156,700	22,451,050
合計	当中間連結会計期間	23,441,880	50,321	404,500	176,421	24,073,122

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業
 - 3 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(4) 国内・海外別業績

国内・海外別収支

当中間連結会計期間の資金運用収支は前中間連結会計期間比674億円の減益となる5,957億円、信託報酬は同6億円の増益となる7億円、役務取引等収支は同401億円の増益となる2,353億円、特定取引収支は同1,335億円の減益となる303億円、その他業務収支は同1,310億円の増益となる1,577億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用収支は前中間連結会計期間比423億円の減益となる5,440億円、信託報酬は同6億円の増益となる7億円、役務取引等収支は同351億円の増益となる2,180億円、特定取引収支は同1,263億円の減益となる251億円、その他業務収支は同1,261億円の増益となる1,516億円となりました。

海外の資金運用収支は前中間連結会計期間比230億円の減益となる564億円、役務取引等収支は 同50億円の増益となる173億円、特定取引収支は同72億円の減益となる51億円、その他業務収支は 同47億円の増益となる61億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は 全社()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
 資金運用収支	前中間連結会計期間	586,324	79,574	2,644	663,254
貝亚连用似义	当中間連結会計期間	544,003	56,487	4,697	595,792
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	711,326	134,190	19,110	826,407
プラ貝亚廷用収皿	当中間連結会計期間	668,794	104,023	20,323	752,495
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	125,002	54,615	16,465	163,152
プラ貝並嗣廷員用	当中間連結会計期間	124,791	47,536	15,625	156,702
信託報酬	前中間連結会計期間	84			84
	当中間連結会計期間	729			729
役務取引等収支	前中間連結会計期間	182,933	12,229	26	195,190
1文份权力等收入	当中間連結会計期間	218,057	17,306	16	235,379
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	222,815	14,595	251	237,159
プラ技術取引寺収置	当中間連結会計期間	262,498	19,534	77	281,955
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	39,882	2,365	278	41,969
プロ技術扱可守負用	当中間連結会計期間	44,441	2,228	93	46,575
特定取引収支	前中間連結会計期間	151,525	12,379		163,904
付近级可收义	当中間連結会計期間	25,170	5,151		30,322
うち特定取引収益	前中間連結会計期間	153,718	13,100	2,915	163,904
プラ特定取引収益	当中間連結会計期間	27,282	7,739	4,094	30,927
うち特定取引費用	前中間連結会計期間	2,193	721	2,915	
プロ付足収別員用	当中間連結会計期間	2,112	2,587	4,094	605
その他業務収支	前中間連結会計期間	25,471	1,424	191	26,704
ての心未物以又	当中間連結会計期間	151,652	6,181	101	157,732
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	446,111	13,830	256	459,685
ノラでの他未務収益	当中間連結会計期間	544,292	8,048	546	551,794
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	420,639	12,406	65	432,980
ノりて の他未務負用	当中間連結会計期間	392,639	1,867	444	394,061

- (注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 - 2 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 - 3 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金 銭の信託運用見合費用(前中間連結会計期間16百万円、当中間連結会計期間1百万円)を資金調達費用から 控除して表示しております。
 - 4 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

国内・海外別資金運用/調達の状況

当中間連結会計期間の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比2兆1,870億円減少して85兆4,195億円、利回りは同0.13%低下して1.76%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同9,863億円減少して88兆1,661億円、利回りは同0.01%低下して0.36%となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比 2 兆2,657億円減少して78兆6,384億円、利回りは同0.06%低下して1.70%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同 1 兆3,024億円減少して83兆8,328億円、利回りは同0.01%上昇して0.30%となりました。

海外の資金運用勘定の平均残高は前中間連結会計期間比3,153億円減少して7兆5,535億円、利回りは同0.66%低下して2.75%となりました。また、資金調達勘定の平均残高は同922億円増加して5兆2,762億円、利回りは同0.31%低下して1.80%となりました。

ア 国内

	期別	平均残高	利息	利回り
1 生犬只	#/\frac{\frac{1}{2}}{2}	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	80,904,257	711,326	1.76
貝並連用樹足 	当中間連結会計期間	78,638,471	668,794	1.70
うち貸出金	前中間連結会計期間	54,619,544	521,345	1.91
プラ貝山並	当中間連結会計期間	51,278,263	506,829	1.98
うち有価証券	前中間連結会計期間	23,738,285	118,891	1.00
フラ有脚証分	当中間連結会計期間	23,794,963	113,132	0.95
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	388,832	716	0.37
買入手形	当中間連結会計期間	656,016	1,470	0.45
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	29,137	2	0.02
	当中間連結会計期間	96,652	3	0.01
うち債券貸借取引支払	前中間連結会計期間	659,019	71	0.02
保証金	当中間連結会計期間	779,344	77	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	668,518	2,533	0.76
	当中間連結会計期間	1,090,730	8,261	1.51
資金調達勘定	前中間連結会計期間	85,135,275	125,002	0.29
· 真亚酮连酚定	当中間連結会計期間	83,832,839	124,791	0.30
うち預金	前中間連結会計期間	59,740,859	27,716	0.09
プラ頂並	当中間連結会計期間	62,347,109	28,001	0.09
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,244,403	434	0.02
プラス版は正真並	当中間連結会計期間	3,526,673	383	0.02
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	7,489,079	536	0.01
売渡手形	当中間連結会計期間	5,368,095	540	0.02
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	2,103,516	66	0.01
プラル坑ル圏定	当中間連結会計期間	744,310	12	0.00
うち債券貸借取引受入	前中間連結会計期間	4,867,352	24,556	1.01
担保金	当中間連結会計期間	4,557,841	22,096	0.97
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間	160,083	105	0.13
ペーパー	当中間連結会計期間	286,656	99	0.07
うち借用金	前中間連結会計期間	3,309,960	36,489	2.20
ノン旧用並	当中間連結会計期間	2,991,227	33,338	2.23
うち社債	前中間連結会計期間	2,779,101	20,824	1.50
	当中間連結会計期間	3,438,848	26,610	1.55

- (注) 1 「国内」とは、当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 - 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 - 3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,043,589百万円、当中間連結会計期間1,934,432百万円) を資金運用勘定から控除して表示しております。
 - 4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金 銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間33,861百万円、当中間連結会計期間3,628百万円)を資金運用勘 定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間33,861百万円、当中間連結会計期間3,628 百万円)及び利息(前中間連結会計期間16百万円、当中間連結会計期間1百万円)を資金調達勘定から、そ れぞれ控除して表示しております。

イ 海外

1 5 ¥5	#0 01	平均残高	利息	利回り
種類	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
次 今浑中助宁	前中間連結会計期間	7,868,913	134,190	3.41
資金運用勘定 	当中間連結会計期間	7,553,574	104,023	2.75
うち貸出金	前中間連結会計期間	5,279,586	80,147	3.04
プロ貝山並	当中間連結会計期間	4,999,903	74,743	2.99
うち有価証券	前中間連結会計期間	1,205,801	22,273	3.69
プラ有側証分	当中間連結会計期間	931,760	13,271	2.85
うちコールローン及び	前中間連結会計期間	106,562	1,259	2.36
買入手形	当中間連結会計期間	133,816	1,151	1.72
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	129,285	1,482	2.29
	当中間連結会計期間	148,035	1,277	1.73
うち債券貸借取引支払	前中間連結会計期間			
保証金	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	748,807	3,454	0.92
	当中間連結会計期間	913,247	6,454	1.41
資金調達勘定	前中間連結会計期間	5,184,006	54,615	2.11
貝並們注例と	当中間連結会計期間	5,276,218	47,536	1.80
うち預金	前中間連結会計期間	3,432,379	29,787	1.74
プラ頂並	当中間連結会計期間	3,832,756	26,040	1.36
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	138,530	1,741	2.51
プロ 成版は原本	当中間連結会計期間	109,785	1,298	2.37
うちコールマネー及び	前中間連結会計期間	122,188	770	1.26
売渡手形	当中間連結会計期間	137,739	748	1.09
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	471,962	2,953	1.25
プラル坑九島定	当中間連結会計期間	247,421	1,545	1.25
うち債券貸借取引受入	前中間連結会計期間			
担保金	当中間連結会計期間			
うちコマーシャル・	前中間連結会計期間			
ペーパー	当中間連結会計期間			
うち借用金	前中間連結会計期間	116,137	1,697	2.92
ノン旧州並	当中間連結会計期間	104,414	1,399	2.68
うち社債	前中間連結会計期間	881,456	16,621	3.77
プリエ原	当中間連結会計期間	828,954	15,355	3.70

⁽注) 1 「海外」とは、国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

² 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社の平均残高については、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。

³ 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間27,755百万円、当中間連結会計期間37,164百万円)を資金 運用勘定から控除して表示しております。

ウ 合計

47.47	#8.DJ	平	均残高(百万円	1)		利息(百万円)		利回り
種類	期別	小計	消去又は 全社()	合計	小計	消去又は 全社()	合計	(%)
次合浑田协宁	前中間連結会計期間	88,773,171	1,166,512	87,606,658	845,517	19,110	826,407	1.89
資金運用勘定	当中間連結会計期間	86,192,045	772,448	85,419,596	772,818	20,323	752,495	1.76
うち貸出金	前中間連結会計期間	59,899,130	900,439	58,998,690	601,492	15,678	585,813	1.99
りり貝山並	当中間連結会計期間	56,278,166	780,186	55,497,980	581,572	14,490	567,082	2.04
うち有価証券	前中間連結会計期間	24,944,087		24,944,087	141,165	2,644	138,520	1.11
プラ 日 脚 証 分	当中間連結会計期間	24,726,724	170,384	24,897,108	126,404	4,664	121,740	0.98
うちコールローン	前中間連結会計期間	495,395		495,395	1,975		1,975	0.80
及び買入手形	当中間連結会計期間	789,832		789,832	2,621		2,621	0.66
うち買現先勘定	前中間連結会計期間	158,423		158,423	1,484		1,484	1.87
プラ貝児元副企	当中間連結会計期間	244,687		244,687	1,280		1,280	1.05
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	659,019		659,019	71		71	0.02
支払保証金	当中間連結会計期間	779,344		779,344	77		77	0.02
うち預け金	前中間連結会計期間	1,417,325	266,010	1,151,314	5,988	786	5,201	0.90
フら頂け並	当中間連結会計期間	2,003,978	162,436	1,841,541	14,716	1,168	13,547	1.47
資金調達勘定	前中間連結会計期間	90,319,282	1,166,859	89,152,422	179,618	16,465	163,152	0.37
貝並酮注制化	当中間連結会計期間	89,109,058	942,940	88,166,118	172,327	15,625	156,702	0.36
うち預金	前中間連結会計期間	63,173,239	266,358	62,906,880	57,504	786	56,717	0.18
プロ資金	当中間連結会計期間	66,179,865	162,529	66,017,335	54,041	1,168	52,872	0.16
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間	4,382,933		4,382,933	2,176		2,176	0.10
プラ酸/反注/負金	当中間連結会計期間	3,636,459		3,636,459	1,682		1,682	0.09
うちコールマネー	前中間連結会計期間	7,611,268		7,611,268	1,306		1,306	0.03
及び売渡手形	当中間連結会計期間	5,505,835		5,505,835	1,289		1,289	0.05
うち売現先勘定	前中間連結会計期間	2,575,479		2,575,479	3,019		3,019	0.23
フラル境元制定	当中間連結会計期間	991,732		991,732	1,558		1,558	0.31
うち債券貸借取引	前中間連結会計期間	4,867,352		4,867,352	24,556		24,556	1.01
受入担保金	当中間連結会計期間	4,557,841		4,557,841	22,096		22,096	0.97
うち コマーシャル・	前中間連結会計期間	160,083		160,083	105		105	0.13
ペーパー	当中間連結会計期間	286,656		286,656	99		99	0.07
うち借用金	前中間連結会計期間	3,426,097	900,439	2,525,657	38,187	15,678	22,508	1.78
ノの旧州並	当中間連結会計期間	3,095,642	780,200	2,315,441	34,738	14,460	20,278	1.75
った汁佳	前中間連結会計期間	3,660,558		3,660,558	37,446		37,446	2.05
うち社債 	当中間連結会計期間	4,267,803		4,267,803	41,965		41,965	1.97

- (注) 1 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。
 - 2 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の連結子会社について は、週末毎、月末毎ないし半年毎の残高に基づく平均残高を使用しております。
 - 3 無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間1,070,997百万円、当中間連結会計期間1,971,503百万円) を資金運用勘定から控除して表示しております。
 - 4 金銭の信託に係る収益及び費用を「その他経常収益」「その他経常費用」に計上しておりますので、金 銭の信託の平均残高(前中間連結会計期間33,861百万円、当中間連結会計期間3,628百万円)を資金運用勘 定から、金銭の信託運用見合額の平均残高(前中間連結会計期間33,861百万円、当中間連結会計期間3,628 百万円)及び利息(前中間連結会計期間16百万円、当中間連結会計期間1百万円)を資金調達勘定から、そ れぞれ控除して表示しております。

国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間の役務取引等収益は、前中間連結会計期間比447億円増加して2,819億円、 一方役務取引等費用は同46億円増加して465億円となったことから、役務取引等収支は同401億円 の増益となる2,353億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の役務取引等収益は前中間連結会計期間比396億円増加して2,624億円、一方役務取引等費用は同45億円増加して444億円となったことから、役務取引等収支は同351億円の増益となる2,180億円となりました。

海外の役務取引等収益は前中間連結会計期間比49億円増加して195億円、一方役務取引等費用は同1億円減少して22億円となったことから、役務取引等収支は同50億円の増益となる173億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社 ()	合計
1主人六	74 1713	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	222,815	14,595	251	237,159
1文134以114以四	当中間連結会計期間	262,498	19,534	77	281,955
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	8,561	7,898	8	16,452
プログラスで、東田来が	当中間連結会計期間	11,383	11,450	11	22,822
うち為替業務	前中間連結会計期間	55,181	2,843	0	58,025
プラ州首末街	当中間連結会計期間	57,154	3,465	0	60,620
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	22,505	0		22,505
プロ証分別建業務	当中間連結会計期間	24,736	0		24,736
うち代理業務	前中間連結会計期間	7,782			7,782
プロル注案物	当中間連結会計期間	9,655			9,655
うち保護預り	前中間連結会計期間	3,119	2		3,121
・貸金庫業務	当中間連結会計期間	3,181	1		3,183
うち保証業務	前中間連結会計期間	13,565	1,529	241	14,853
フラ体証未 物	当中間連結会計期間	19,439	1,728	8	21,159
うちクレジット	前中間連結会計期間	44,268			44,268
カード関連業務	当中間連結会計期間	45,835			45,835
少数取引笙费田	前中間連結会計期間	39,882	2,365	278	41,969
役務取引等費用 	当中間連結会計期間	44,441	2,228	93	46,575
うち為替業務	前中間連結会計期間	10,539	1,081	0	11,621
フロ州首耒75	当中間連結会計期間	11,208	765	21	11,952

⁽注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

^{2 「}海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

^{3 「}国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

国内・海外別特定取引の状況

ア 特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間の特定取引収益は前中間連結会計期間比1,329億円減少して309億円、一方特定取引費用は同6億円増加して6億円となったことから、特定取引収支は同1,335億円の減益となる303億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引収益は前中間連結会計期間比1,264億円減少して 272億円、一方特定取引費用は同0億円減少して21億円となったことから、特定取引収支は同1,263億円の減益となる251億円となりました。

海外の特定取引収益は前中間連結会計期間比53億円減少して77億円、一方特定取引費用は同18億円増加して25億円となったことから、特定取引収支は同72億円の減益となる51億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社 ()	合計
1主大兴	נינונה	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引収益	前中間連結会計期間	153,718	13,100	2,915	163,904
行定权可以监	当中間連結会計期間	27,282	7,739	4,094	30,927
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	1,359	1,950		3,309
収益	当中間連結会計期間	5,047			5,047
うち特定取引	前中間連結会計期間	286			286
有価証券収益	当中間連結会計期間				
うち特定金融	前中間連結会計期間	152,045	11,149	2,915	160,279
派生商品収益	当中間連結会計期間	22,042	7,460	4,094	25,408
うちその他の	前中間連結会計期間	28			28
特定取引収益	当中間連結会計期間	192	279		471
特定取引費用	前中間連結会計期間	2,193	721	2,915	
行定纵门复历	当中間連結会計期間	2,112	2,587	4,094	605
うち商品有価証券	前中間連結会計期間				
費用	当中間連結会計期間				
うち特定取引	前中間連結会計期間				
有価証券費用	当中間連結会計期間	605			605
うち特定金融	前中間連結会計期間	2,193	721	2,915	
派生商品費用	当中間連結会計期間	1,507	2,587	4,094	
うちその他の	前中間連結会計期間				
特定取引費用	当中間連結会計期間				

- (注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 - 2 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 - 3 「国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

イ 特定取引資産・負債の内訳(末残)

当中間連結会計期間末の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比2,106億円減少して3兆2,747億円、特定取引負債残高は同2,666億円減少して1兆7,800億円となりました。

国内・海外別に見ますと、国内の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比187億円減少して2兆9,860億円、特定取引負債残高は同1,086億円減少して1兆5,163億円となりました。

海外の特定取引資産残高は前中間連結会計期間末比1,973億円減少して3,048億円、特定取引 負債残高は同1,635億円減少して2,798億円となりました。

種類	期別	国内	海外	消去又は全社 ()	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
特定取引資産	前中間連結会計期間	3,004,717	502,212	21,580	3,485,349
行足取引負圧	当中間連結会計期間	2,986,009	304,837	16,105	3,274,740
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	83,571	45,929		129,501
プラ阿加市側証が	当中間連結会計期間	184,087	49,297		233,385
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	499			499
派生商品	当中間連結会計期間	769			769
うち特定取引	前中間連結会計期間				
有価証券	当中間連結会計期間				
うち特定取引	前中間連結会計期間	934			934
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	357			357
うち特定金融派生	前中間連結会計期間	1,843,317	456,283	21,580	2,278,019
商品	当中間連結会計期間	1,824,988	255,539	16,105	2,064,422
うちその他の	前中間連結会計期間	1,076,394			1,076,394
特定取引資産	当中間連結会計期間	975,805			975,805
特定取引負債	前中間連結会計期間	1,624,941	443,405	21,580	2,046,766
行足以可负债	当中間連結会計期間	1,516,329	279,849	16,105	1,780,073
うち売付商品債券	前中間連結会計期間	2,854	10,301		13,156
プラルド同田原分	当中間連結会計期間	43,543	21,595		65,138
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	125			125
派生商品	当中間連結会計期間	429			429
うち特定取引売付	前中間連結会計期間				
債券	当中間連結会計期間				
うち特定取引	前中間連結会計期間	1,745			1,745
有価証券派生商品	当中間連結会計期間	406			406
うち特定金融派生	前中間連結会計期間	1,620,216	433,103	21,580	2,031,739
商品	当中間連結会計期間	1,471,950	258,253	16,105	1,714,098
うちその他の	前中間連結会計期間				
特定取引負債	当中間連結会計期間	,	() B = 1 = 0 (l) = 0	ロナキはつくもっ	

⁽注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

^{2 「}海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

^{3 「}国内」、「海外」間の内部取引は、「消去又は全社()」欄に表示しております。

国内・海外別預金残高の状況 預金の種類別残高(末残)

種類	#8 81	国内	海外	合計
作里	期別	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	59,866,088	3,276,174	63,142,263
	当中間連結会計期間	63,484,410	4,135,551	67,619,961
うち流動性預金	前中間連結会計期間	35,129,895	2,700,120	37,830,016
プロ派到 住頂並	当中間連結会計期間	37,834,751	3,509,695	41,344,446
うち定期性預金	前中間連結会計期間	20,497,871	566,545	21,064,416
プラ 定知 住頂並	当中間連結会計期間	20,816,478	616,657	21,433,135
うちその他	前中間連結会計期間	4,238,321	9,508	4,247,830
75 COIE	当中間連結会計期間	4,833,180	9,198	4,842,378
拉油地 死人	前中間連結会計期間	3,290,409	89,200	3,379,610
譲渡性預金	当中間連結会計期間	2,916,818	121,514	3,038,333
総合計	前中間連結会計期間	63,156,498	3,365,375	66,521,873
	当中間連結会計期間	66,401,228	4,257,066	70,658,295

- (注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。
 - 2 「海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 - 3 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
 - 4 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

国内・海外別貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

「(3) 事業の種類別セグメントの業績」の「 事業の種類別貸出金残高の状況 ア 業種 別貸出状況(残高・構成比)」に記載しているため、当該欄での記載を省略しております。

国内・海外別有価証券の状況 有価証券残高(末残)

種類	期別	国内	海外	全社	合計
生物		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	11,532,101	81,845		11,613,946
	当中間連結会計期間	12,826,352	53,672		12,880,025
地方債	前中間連結会計期間	403,548			403,548
	当中間連結会計期間	497,812			497,812
社債	前中間連結会計期間	2,231,813			2,231,813
	当中間連結会計期間	2,585,690			2,585,690
株式	前中間連結会計期間	3,454,156		156,700	3,610,856
	当中間連結会計期間	3,367,691		176,420	3,544,111
その他の証券	前中間連結会計期間	3,666,940	923,944		4,590,884
	当中間連結会計期間	3,495,319	1,070,162	0	4,565,482
合計	前中間連結会計期間	21,288,560	1,005,789	156,700	22,451,050
	当中間連結会計期間	22,772,866	1,123,835	176,421	24,073,122

⁽注) 1 「国内」とは当社、国内銀行連結子会社(海外店を除く)及びその他の国内連結子会社であります。

^{2 「}海外」とは国内銀行連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

^{3 「}その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率関係)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(第一基準)

百口		平成15年 9 月30日	平成16年 9 月30日	
項目			金額(百万円)	金額(百万円)
	資本金		1,247,650	1,247,650
	うち非累積的永久優先株(注1)			
	新株式払込金			
	資本剰余金		854,798	866,870
	利益剰余金		423,309	612,438
	連結子会社の少数株主持分		1,010,401	1,012,090
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券()	824,000	823,640
基本的項目 基本的項目	その他有価証券の評価差損()			
全个 的项目	自己株式払込金			
	自己株式()		13,231	2,303
	為替換算調整勘定		41,189	73,509
	営業権相当額()		166	77
	連結調整勘定相当額()		12,733	17,544
	計	(A)	3,468,838	3,645,613
	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)		200,250	199,890
	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額		127,243	208,922
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		69,167	71,114
	一般貸倒引当金		945,452	601,684
補完的項目	負債性資本調達手段等		2,301,535	2,537,720
	うち永久劣後債務(注3)		684,342	826,093
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)		1,617,193	1,711,627
	計		3,443,398	3,419,442
	うち自己資本への算入額	(B)	3,235,345	3,419,442
淮洋党的语口	短期劣後債務			
準補完的項目	うち自己資本への算入額	(C)		
控除項目	控除項目(注5)	(D)	244,075	443,633
自己資本額	(A)+(B)+(C)-(D)	(E)	6,460,108	6,621,422
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目		55,243,252	55,088,422
	オフ・バランス取引項目		3,466,108	5,165,054
	信用リスク・アセットの額	(F)	58,709,360	60,253,477
	マーケット・リスク相当額に係る額 ((H)/8%)	(G)	282,609	285,650
	(参考)マーケット・リスク相当額	(H)	22,608	22,852
	計((F)+(G))	(I)	58,991,970	60,539,127
連結自己資本比率(第一基準) = (E)/(I)×100(%)			10.95%	10.93%

- (注) 1 資本金の「うち非累積的永久優先株」については、非累積的永久優先株に係る資本項目別の残高内訳が ないため記載しておりません。なお、資本金及び資本剰余金に含まれる非累積的永久優先株の額は 1,592,906百万円であります。
 - 2 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
 - 3 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
 - (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること。
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること。
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること。
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること。
 - 4 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
 - 5 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規 定するものに対する投資に相当する額であります。

() 「連結自己資本比率(第一基準)」における「基本的項目」の中の「うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券」には、株式会社三井住友銀行(以下、「当行」という。)の海外特別目的会社が発行した以下の3件の優先出資証券が含まれております。

	SB Treasury Company	SB Equity Securities	Sakura Preferred Capital	
発行体	L.L.C.("SBTC-LLC ")	(Cayman), Limited("SBES")	(Cayman) Limited("SPCL ")	
発行証券の種類	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	配当非累積的永久優先出資証券	
発行期間	定めず	定めず	定めず	
任意償還	平成20年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年6月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	平成21年1月以降の各配当支払日 (ただし金融庁の事前承認が必要)	
発行総額	1,800百万米ドル	340,000百万円 Series A-1 315,000百万円 Series A-2 5,000百万円 Series B 20,000百万円	283,750百万円 Initial Series 258,750百万円 Series B 25,000百万円	
払込日	平成10年 2 月18日	Series A-1 平成11年2月26日 Series A-2 平成11年3月26日 Series B 平成11年3月1日	Initial 平成10年12月24日 Series B 平成11年3月30日	
配当率	固定 (ただし平成20年6月の配当支払日 以降は、変動配当率が適用されると ともに、150ペーシス・ポイントの ステップアップ金利が付される)	Series A-1 変動(金利ステップ アップなし) Series A-2 変動(金利ステップ アップなし) Series B 固定(ただし平成21年 6月の配当支払日以 降は変動配当。金利 ステップアップなし)	Initial 変動(金利ステップ Series アップなし) Series B 変動(金利ステップ アップなし)	
配当日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年6月・12月の最終営業日	毎年7月24日と1月24日 (休日の場合は翌営業日)	
配当停止条件	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行が自己資本比率/Tier1比率の最低水準を達成できない場合(ただし配当停止は当行の任意)当行につき、清算、破産または清算的会社更生が開始された場合 当行優先株(注)2または普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。「損失吸収事由(注)」が発生した場合当行優先株(注)2への配当が停止された場合当行の配当可能利益が、当行優先株(注)2及びSBTC-LLCが発行した優先出資証券への年間配当予定額の合計額以下となる場合当行普通株への配当が停止され、かつ当行が本優先出資証券(注)3への配当停止を決めた場合	以下のいずれかの事由が発生した場合は、配当の支払いは停止される(停止された配当は累積しない)。 当行優先株(注)2について当行直近営業年度にかかる配当が一切支払われなかった場合当行自己資本比率が規制上必要な比率を下回った場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする)当行が発行会社に対し配当不払いの通知をした場合(但し、下記の強制配当事由の不存在を条件とする)当行が支払不能若しくは債務超過である旨の通知を当行が発行会社に行なった場合	
配当制限	規定なし	当行優先株(注)2への配当が減額された場合は本優先出資証券(注)3への配当も同じ割合で減額される。	当行優先株(注)2への配当が減額された場合は本優先出資証券(注)3への配当も同じ割合で減額される。	
配当可能利益制限	規定なし	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当額は、 当行の配当可能利益 / 予想配当可能 利益から、当行優先株 ^{(注)2} 及びSBTC- LLCが発行した優先出資証券への年 間配当予定額を差し引いた、残余額 の 範 囲 内 で な け れ ば な ら な い (注)4(注)5。 当行直近営業年度につき当行普通株	本優先出資証券 ^{(注)3} への配当金は、 直近営業年度の当行配当可能利益額 (当行優先株 ^{(注)2} への配当があればそ の額を控除した額)の範囲内で支払 われる ^{(注)6} 。 当行直近営業年度の当行普通株式の	
強制配当	の配当が支払われた場合には、同営業年度末を含む暦年の12月及び翌暦年の6月における配当が全額なされる。	式への配当が支払われた場合には、 同営業年度末を含む暦年の12月及び 翌暦年の6月における配当が全額な される。但し、上記「配当停止条 件」 ないし 、「配当制限」及び 「配当可能利益制限」の制限に服す る。	中間又は期末配当が支払われた場合には同営業年度末以降連続する2配当支払日(同年度末を含む暦年の7月及び翌暦年の1月)における配当が全額なされる。但し、上記の「配当停止条件」及び「配当可能利益制限」の制限に服する。	
残余財産分配請求権	当行優先株 ^{(注)2} と同格	当行優先株 ^{(注)2} と同格	当行優先株 ^{(注)2} と同格	
	4			

(注) 1 損失吸収事由

当行につき、 自己資本比率 / Tier1比率の最低水準未達、 債務不履行、 債務超過、または 「管理変更事由」(③清算事由 < 清算、破産または清算的会社更生 > の発生、⑥会社更生、会社整理等の手続開始、⑥監督当局が、当行が支払不能または債務超過の状態にあること、または当行を公的管理に置くことを公表)が発生すること。ただし の場合は、配当を停止するかどうかは当行の任意。

2 当行優先株

自己資本比率規制上の基本的項目と認められる優先株。今後発行される優先株を含む。

3 本優先出資証券

当該発行体が今後新たに優先出資証券を発行した場合は、当該新発優先出資証券を含む。

4 SBESの配当可能利益制限における予想配当可能利益の勘案

当該現会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、前会計年度末の当行の配当可能利益を 基に計算した残余額の範囲内であっても、翌会計年度における本優先出資証券への年間配当予定額が、当 該現会計年度末の当行の予想配当可能利益を基に計算した残余額を超える見込みである場合には、当該現 会計年度における本優先出資証券への配当は、現会計年度末の予想配当可能利益を基に計算した残余額の 範囲内で支払われる。

- 5 SBES以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限 SBES以外の当行連結子会社が、本優先出資証券と実質的に同条件の優先出資証券(「案分配当証券」)を 発行している場合は、本優先出資証券への年間配当額は、案分配当証券がなければその限度額となる「残余額」に、本優先出資証券への年間配当予定額を分子、本優先出資証券への年間配当予定額と案分配当証 券への年間配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならない。
- 6 SPCL以外の発行体から優先出資証券が発行されている場合の配当可能利益制限 SPCL以外の当行連結子会社が、配当受領権において当行優先株と同格の証券を発行している場合は、本 優先出資証券への配当額は、直近営業年度の当行配当可能利益額(当行優先株への配当があればその額を 控除した額)に、本優先出資証券への配当予定額を分子、本優先出資証券への配当予定額と当該連結子会 社が発行する証券への配当予定額の和を分母とする分数を乗じて得られる金額の範囲内でなければならな い。

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、「バランスシートのクリーンアップ」の総仕上げと「グループ収益力の強化」に向け、平成16年度における対処すべき経営課題として以下を掲げております。

(「バランスシートのクリーンアップ」の総仕上げ)

三井住友銀行は、上期において不良債権(金融再生法上の開示債権)残高を平成16年3月末対比約3,300億円削減し、9月末の不良債権残高を約2兆4,800億円、不良債権比率を4.4%といたしました。この結果、平成16年度末までに平成14年3月末の不良債権比率8.9%を半減するとの目標を、半年前倒しで達成いたしました。下期におきましても、企業再生・劣化防止に一段と注力すると共に、オフバランス化を一層推進し、平成16年度末の不良債権残高を2兆円未満、不良債権比率を3%台としてまいります。また、保有株式につきましては、これまでに大幅な削減を行い、既に残高を株式保有制限で求められる水準以下に収めておりますが、株価変動リスクの更なる削減に向け、上期に約2,000億円を売却し、下期以降も引続き圧縮に取り組んでまいります。

(「グループ収益力の強化」)

収益力の強化につきましては、当社が擁する、三井住友銀行、三井住友カード、三井住友銀リース、日本総合研究所、大和証券エスエムビーシー、大和住銀投信投資顧問等、強力な事業基盤を持つグループ会社各社のビジネスを一層強化するとともに、グループ会社間の協働や、業界のリーディング・カンパニーとの提携戦略を積極的に推進することにより、グループ全体の収益力を一段と強化してまいります。

具体的には、三井住友銀行において、ビジネスセレクトローン・Nファンド等の中堅・中小企業向けリスクテイク貸出を、リスク対応力の更なる強化やチャネルの拡充等を通じて一段と増加させてまいります。また、投資信託・個人年金保険販売・住宅ローン等の個人向けコンサルティングビジネスを、専門拠点でありますSMBCコンサルティングプラザの増設や新商品の投入等を通じ、更に強化してまいります。投資銀行ビジネスにつきましては、シンジケート・ローンやストラクチャード・ファイナンス等、ソリューション提供力を高めると共に、大和証券エスエムビーシーとの連携を更に強化し、収益増強を進めてまいります。

また、本年6月に発表いたしましたプロミスとの戦略的提携により、三井住友銀行のチャネル・ 顧客基盤とプロミスの専門性・ノウハウを融合した新たなビジネスモデルを確立し、コンシューマ ー・ファイナンスビジネスを抜本的に強化いたします。当面は、来年4月を目処としたコンシュー マー・ローンの提供に向け、着実に準備を進めてまいります。

海外ビジネスについては、中国を中心としたアジア関連ビジネスを一段と強化することはもとより、欧米においても、戦略的な資源投入により、ビジネスボリュームの拡大を進めてまいります。

(公的資金の早期返済)

当社は、先般、政府にお引き受けいただいております優先株式のうち2,010億円分を返済いたしました。これは、これまでの取組みの成果として、剰余金が積み上がり、期間収益力が着実に回復している状況を踏まえ、来年度以降としておりました返済開始時期を前倒ししたものであります。残る公的資金1兆1,000億円につきましても、収益力の一段の強化により、早期の返済を目指してまいります。

当社は、平成16年度、「バランスシートのクリーンアップ」の総仕上げと「グループ収益力の強化」の両面において着実な成果をお示しすることにより、当社に対する市場の総合的評価を向上させてまいりたいと考えております。

4 【経営上の重要な契約等】

平成16年6月21日付で、当社と当社の連結子会社である株式会社三井住友銀行はプロミス株式会社と、変化するお客さまのファイナンスニーズをきめ細かく捕捉するとともに、より魅力的なローン商品の開発を通じて新たなお客さまのニーズに応えるため、コンシューマー・ファイナンス事業における戦略的提携を行うことについて基本合意書を締結し、同年9月27日付で業務提携契約を締結いたしました。

5 【研究開発活動】

当中間連結会計期間の研究開発活動につきましては、当社では行っておりませんが、その他事業(システム開発・情報処理業)を行う子会社において、業務システムに関する研究開発を行いました。なお、研究開発費の金額は、210百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、 重要な変更はありません。また、当中間連結会計期間中に新たに確定した計画について、記載すべき 重要なものはありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	15,000,000
第一種優先株式	35,000
第二種優先株式	100,000
第三種優先株式	695,000
第四種優先株式	249,202
第五種優先株式	250,000
第六種優先株式	300,000
計	16,629,202

- (注) 1 「当会社の発行する株式の総数は、16,766,933株とし、このうち15,000,000株は普通株式、67,000株は第一種優先株式、100,000株は第二種優先株式、800,000株は第三種優先株式、249,933株は第四種優先株式、250,000株は第五種優先株式、300,000株は第六種優先株式とする。ただし、株式の消却または第一種優先株式、第二種優先株式、第三種優先株式、第四種優先株式もしくは第五種優先株式の普通株式への転換があったときは、これに相当する株式数を減ずる。」旨定款(平成16年6月29日変更)に定めております。なお、定款変更後当中間会計期間の末日までに第一種優先株式32,000株、第三種優先株式105,000株、第四種優先株式731株がそれぞれ普通株式に転換されております。
 - 2 当中間会計期間末日後、半期報告書の提出日までに第四種優先株式が普通株式に転換されたことに伴い、会社が発行する株式の総数は、第四種優先株式が3,242株減少し245,960株に、全種類の株式の合計が3,242株減少し16,625,960株になっております。なお、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までに優先株式の転換により減少した株式数は控除されておりません。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年12月14日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	6,205,379.18	6,236,552.24	東京証券取引所 (市場第一部) 大阪証券取引所 (市場第一部) 名古屋証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式(注) 1
第一種優先株式	35,000	同左		(注) 1 ,2
第二種優先株式	100,000	同左		(注) 3
第三種優先株式	695,000	同左		(注) 1 ,4
第 1 回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第 2 回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第3回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第4回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第5回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第6回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第7回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第8回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第9回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第10回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第11回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第12回第四種 優先株式	4,175	同左		(注) 5
第13回第四種 優先株式	114,202	110,960		(注) 1 , 6
計	7,199,681.18	7,227,612.24		

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成16年12月1日から半期報告書を提出する日までの優先株式の転換による 株式数の増減及び新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。
 - 2 第一種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当社は、利益配当を行うときは、第一種優先株式を有する株主(以下「第一種優先株主」という)または第一種優先株式の登録質権者(以下「第一種優先登録質権者」という)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という)または普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という)に先立ち、第一種優先株式1株につき10,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(口)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある営業年度において第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額 が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当を行わない。

(口)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき5,250円を支払う。

(八)残余財産の分配

- (a) 当社は、残余財産を分配するときは、第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第一種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第一種優先株主または第一種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。 (二)消却

当社は、いつでも第一種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第一種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第一種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第一種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第一種優先株主は、以下に定めるところにより第一種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

当社の設立の日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

金転換価額

転換価額は947,100円とする。

回転換価額の修正

転換価額は、当社の設立の日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記○により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記○により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は○に準じて調整される。

◇転換価額の調整

③第一種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

既発行の + 新発行の普通株式数×1株当りの払込金額 普通株式数 + 時価

調整後転換価額 = 調整前転換価額 x-

既発行の普通株式数 + 新発行の普通株式数

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調 整後転換価額の適用開始日とする。
- ()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式 (以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- **⑥合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記** に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記③()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記③により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記④に準じて調整される。
- ④転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ⑥転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- ○転換により発行すべき普通株式数

第一種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行 = 第一種優先株主が転換請求のために提出した第一種優先株式の発行価額総額 すべき普通株式数 転換価額

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。

- 動転換により発行する株式の内容
 - 当社普通株式
- ◇転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑤転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第一種優先株式の株券が上記◇の転換請求受付場所に到着した日 に発生する。

- 一吝転捡
- ②転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第一種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、1株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第一種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。
- 回普通株式数の算出に当って 1 株の100分の 1 に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第一種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

3 第二種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当社は、利益配当を行うときは、第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という)または第二種優先株式の登録質権者(以下「第二種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき28,500円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(口)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある営業年度において第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額 が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(口)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき14,250円を支払う。

(八)残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対し、普通株主 または普通登録質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第二種優先株主または第二種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。 (二)消却

当社は、いつでも第二種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第二種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第二種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第二種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第二種優先株主は、以下に定めるところにより第二種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成17年8月1日から平成21年2月26日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

①当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。当初転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該価額が947,100円を下回る場合には、当初転換価額は947,100円とする(ただし、下記⊙により調整される)。

回転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日から平成20年8月1日までの毎年8月1日(以下「修正日」という)に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)に修正される。修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が947,100円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記○により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、各修正日に先立つ45取引日目から各修正日までの間に下記○により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は○に準じて調整される。

◇転換価額の調整

③第二種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

既発行の 新発行の普通株式数×1株当りの払込金額

調整後 = 調整前 × 転換価額 ×

普通株式数 時

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円を調整後転換価額とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調 整後転換価額の適用開始日とする。
- ()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式 (以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもって普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、転換または新株予約権行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行の普通株式数に算入される。
- **⑥合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、上記** に準じて取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ②転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記②により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記②に準じて調整される。
- ④転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ②転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。
- ⇔転換により発行すべき普通株式数

第二種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行 = 第二種優先株主が転換請求のために提出した第二種優先株式の発行価額総額 すべき普通株式数 転換価額

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる

- ・転換により発行する株式の内容 当社普通株式
- ◇転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

⑤転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第二種優先株式の株券が上記◇の転換請求受付場所に到着した日 に発生する。

一斉転換

- ①転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第二種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、1株につき3,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第二種優先株式1株につき3,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。
- 回普通株式数の算出に当って1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併 合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第二種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

4 第三種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当社は、利益配当を行うときは、第三種優先株式を有する株主(以下「第三種優先株主」という)または第三種優先株式の登録質権者(以下「第三種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき13,700円の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(口)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある営業年度において第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額 が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、優先配当金を超えて配当は行わない。

(口)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき6,850円を支払う。

(八)残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第三種優先株式1株につき1,000,000円を支払う。
- (b) 第三種優先株主または第三種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。 (二)消却

当社は、いつでも第三種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第三種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第三種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第三種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第三種優先株主は、以下に定めるところにより第三種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

当社設立の日から平成21年9月30日まで。

ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換の条件

分転換価額

転換価額は、644,200円とする。

回転換価額の修正

転換価額は、平成15年10月1日以降平成18年10月1日までの毎年10月1日(以下「修正日」という) に、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下「時価算定期間」という)の東京証券取引 所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を 除く)に修正される。

修正後転換価額は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、修正後転換価額が249,700円(以下「下限転換価額」という。ただし、下記⊘により調整される)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。

△転換価額の調整

③第三種優先株式発行後、次の()から()までの何れかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」という)により調整される。

調整後
転換価額無別整的
転換価額無別整行の
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・
・

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

ただし、転換価額調整式により算出される調整後転換価額が100,000円を下回る場合には、 100,000円を調整後転換価額とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日の翌日を、調 整後転換価額の適用開始日とする。
- ()株式分割により普通株式を発行する場合

株式の分割のための株主割当日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式 分割の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当 該株主総会の終結の日の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる株式 (以下「転換型株式」という)または転換価額調整式で使用する時価を下回る価額の払込をもっ て普通株式の発行を請求できる新株予約権または新株予約権付社債を発行する場合
 - 株主に引受権を付与するときはその割当日の翌日を、それ以外のときは払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)の翌日を、調整後転換価額の適用開始日とする。この場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換されたものとみなし、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換型株式の転換価額または新株予約権の行使に際しての払込金額がその払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行の日)または割当日において確定しない場合には、転換または新株予約権の行使のされ得る最初の日を調整後転換価額の適用開始日とし、その前日に、発行される転換型株式の全額が普通株式に転換、またはすべての新株予約権が行使されたものとみなす。
- ⑤ただし、上記回に定める各時価算定期間の終了する日の翌日以降当該修正日前日までの間に転換価額を調整すべき事由が発生した場合には、上記回により修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該修正前転換価額については調整を行わないものとする。
- ©合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- ①転換価額調整式で使用する時価は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。ただし、平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。
- ②転換価額調整式で使用する調整前転換価額は、調整後転換価額の適用開始日の前日において有効な転換価額とする。
- ①転換価額調整式で使用する既発行の普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数とする。

⑧転換価額調整式で使用する1株当りの払込金額とは、上記②()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、上記②()の場合には0円、上記②()の場合には当該転換価額または新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額をそれぞれいうものとする。

◎下限転換価額の調整

上記◇により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えたうえで適用して同様の調整を行い、上記②©により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。ただし、上記②⑤に定める場合には、調整後下限転換価額は当該修正日以降これを適用するものとする。

団転換により発行すべき普通株式数

第三種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行 = 第三種優先株主が転換請求のために提出した第三種優先株式の発行価額総額 すべき普通株式数 転換価額

発行すべき普通株式数の算出に当って1株未満の端数が生じたときは、1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない部分はこれを切り上げる。

◇転換により発行する株式の内容

当社普通株式

①転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部

労転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第三種優先株式の株券が上記⑤の転換請求受付場所に到着した日 に発生する。

一斉転換

- ②転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第三種優先株式は、同期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、1株につき1,000,000円を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が258,330円を下回るときは、第三種優先株式1株につき1,000,000円をその金額で除して得られる数の普通株式となる。
- 回普通株式数の算出に当って1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第三種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

5 第1回第四種優先株式、第2回第四種優先株式、第3回第四種優先株式、第4回第四種優先株式、第5回第四種優先株式、第6回第四種優先株式、第7回第四種優先株式、第8回第四種優先株式、第9回第四種優先株式、第10回第四種優先株式、第11回第四種優先株式、第12回第四種優先株式(以下、第1回から第12回までの各回の第四種優先株式をそれぞれ「第1-12回第四種優先株式」という)の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

(a) 当社は、利益配当を行うときは、第 1 -12回第四種優先株式を有する株主(以下「第 1 -12回第四種優先株主」という)または第 1 -12回第四種優先株式の登録質権者(以下「第 1 -12回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第 1 -12回第四種優先株式 1 株につき135,000円(ただし、平成15年 3 月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、19,500円とする)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(口)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。

- (b) ある営業年度において第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(口)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき67,500円を支払う。

(八)残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第1-12回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第1-12回第四種優先株主または第1-12回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(二)消却

当社は、いつでも第1-12回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該 買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第1-12回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第1-12回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第1-12回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第1-12回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第1-12回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成15年2月8日から平成40年2月7日まで。

転換の条件

金宝換価額

転換価額は、322,300円とする。

回転換価額の修正

第1-12回第四種優先株主が当社に対し第1-12回第四種優先株式の転換を請求した日(以下「修正日」という)において、転換価額は、()修正日の前日において有効な転換価額、または、()修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後転換価額」という)。ただし、修正後転換価額が106,300円(ただし、下記②により調整される)(以下「下限転換価額」という)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記②により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は②に準じて調整される。なお、修正後転換価額は、修正日に転換請求がなされた当該各回第1-12回第四種優先株式についてのみ適用される。

◇転換価額の調整

②第1-12回第四種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記に定める各々該当する算式(以下「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下「調整後転換価額」という)により調整される。

()下記()ないし()に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

新たに発行もしくは処分された普通 株式数または転換証券(下記() [定義される)もしくは新株予約権(下 記()に定義される)に関する計算×株子約権の行使に の場合は、それらの転換もしくは行 使により新たに発行もしくは処分さ れ得る普通株式数

普通株式1株当り の払込金額(転換証 券の転換または新 当り交付された対 価を含む)

既発行

普通株式数

時価

調整後 調整前 転換価額 = 転換価額 ×

既発行普通株式数 + 新たに発行もしくは処分された普通株式数ま たは転換証券(下記()に定義される)もしく は新株予約権(下記()に定義される)に関す る計算の場合は、それらの転換もしくは行使 により新たに発行もしくは処分され得る普通 株式数

()下記()に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

普通株式1株につき割り当てられた特別現金配当(下記())に 時価 定義される)または債務証書もしくは資産の分配に関する基準 日(下記())に定義される)における適正市場価格(*)

調整後 調整前 耐発後 = 耐発用 × 転換価額 転換価額 ×

時価

(*)かかる適正市場価格に関しては、当社の取締役会(以下「取締役会」という)が適切と判断す る独立の第三者(証券会社、銀行等)に評価させるものとする。

()下記()に該当する場合、転換価額調整式は、以下のとおりとする。

下記()に従って、買受け、償還もしくは 既発行 取得される普通株式(または、転換証券もし 時価 × くは新株予約権)の総数につき、当社が支払 普通株式数 うべき対価の総額

調整後 調整前 転換価額 = 転換価額 ×

既発行 時価 × 普通株式数

下記()において、買受け、償還または取 得される普通株式数(または、転換証券もし くは新株予約権の場合は、それらの転換も) しくは行使により発行もしくは処分される 普通株式数)

なお、上記転換価額調整式中の、「時価×既発行普通株式数 - (下記()に従って、買受け、償還 もしくは取得される普通株式(または、転換証券もしくは新株予約権)の総数につき、当社が支払う べき対価の総額)」の値が1未満になる場合は、かかる値は1として計算されるものとする。 調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

-)当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分 する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く) 転換価額は、上記(I)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整され るものとし、株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外 のときは当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。
- ()株式分割により普通株式を発行する場合

転換価額は、上記(1)に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整され るものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日と する。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式 分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入を決議すべき株主総会の日よりも前で あるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券 (当該第1-12回第四種優先株式と同時に発行される他の第1-12回第四種優先株式を除く。以 下「転換証券」という)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発行す る社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合

転換価額は、上記()に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整され るものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日 を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行す る場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または 新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全 額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使された ものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該発行される転換証券の転 換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期 日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換 証券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定め られていない場合には、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日 の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。また、当該発行される転換証券の転換 価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日 (無償で新株予約権を発行する場合は発行日)において確定しない場合で、かつ、かかる転換証 券または新株予約権についての1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額が定めら れている場合は、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の 翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発 行する場合は発行日)の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とするが、転換証券また は新株予約権は、1株当りの当初の転換価額または行使価額の最低価額(ただし、希薄化防止 のための調整は考慮しないものとする)により、かかる転換により発行もしくは処分されうる 最大数の普通株式に転換されまたはそれらが行使により発行もしくは処分されたものとみなさ れる。その後、かかる転換証券の転換もしくは新株予約権の行使により発行もしくは処分され うる最大の普通株式数または転換価額もしくは行使価額の最低価額について変更(かかる転換 証券または新株予約権の希薄化防止条項に基づく変更を含むが、これに限定されない)が生じ た場合には、調整後転換価額は、第 1 -12回第四種優先株式の転換の直前において、当該変更 を反映させるべく再計算されるものとする(ただし、調整後転換価額が、これらの転換証券ま たは新株予約権の発行またはみなし発行により本()に基づき行われた調整ないし再計算の結 果、従前に減少したことがない限りは調整後転換価額の増加を行うことができず、従前に減少 したことがある場合は、かかる減少のうちいかなる減少の額をも超えて調整後転換価額の増加 を行うことができないものとする)が、かかる転換証券の転換または新株予約権の行使により、 実際に普通株式が発行されたかまたは対価が支払われた場合には、かかる再計算は行わないも のとする。また、その後、かかる転換証券に係る転換権または新株予約権のいずれかが消滅し た場合には、調整後転換価額は、第1-12回第四種優先株式の転換の直前において、かかる転 換証券の転換または新株予約権の行使により実際に発行された普通株式数のみを反映させるべ く再計算されるものとする。

第1-12回第四種優先株式の発行時において残存するすべての転換証券および新株予約権は、 第1-12回第四種優先株式の発行日の翌日において発行されたものとみなされる。

()当社が、普通株式を有するすべての株主に対して、特別現金配当または債務証書もしくは資産 の分配(特別現金配当以外の現金配当を除く)を行う場合

かかる配当または分配の際に適用される転換価額は、上記()に定める転換価額調整式に従っ て算出された調整後転換価額に調整される。当社がかかる特別現金配当または分配を行うたび ごとに、転換価額の調整は行われるものとし、当該特別現金配当または分配を受ける権利を有 する株主を確定するために定められた日(以下「基準日」という)の翌日をかかる調整後転換価 額の適用開始日とする。

「特別現金配当」とは、当社がある会計年度(以下に定義する)に関して決定した配当に基づく 配当利回り(以下に定義する)が、5%に直前の3会計年度に関して決定した配当に基づく配当 利回りの平均値を加えた値を超過する場合の金額とする。

「会計年度」とは、4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。ただし、当社が3月31日以 外の日に終了するように会計年度を変更した場合、会計年度は、かかる変更に応じて変更され たものとみなされる。

「配当利回り」とは、下記の算式により求められる率とする。

当社が決定した普通株式1株当りの配当金

対象となる会計年度の東京証券取引所における普通株式 × 100% の毎日(終値のない日を除く)の終値の平均値

()当社が、普通株式の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、かかる取得日(以下「取得日」という)における普通株式1株当りの時価を上回る1株当りの価額をもって行う場合(当社が商法の規定に従い市場においてする取引の方法により普通株式を買受ける場合及び商法の規定に従い端株買取請求権の行使に関連して普通株式を買受ける場合を除く)、または、普通株式に転換もしくは普通株式を取得できるその他の証券の買受け、償還もしくはその他の事由による取得を、取得日における普通株式の1株当りの時価を上回る普通株式1株当りの対価をもって行う場合

かかる取得の際において適用される転換価額は、上記()に定める転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整される。当社が普通株式またはかかる証券を買受け、償還またはその他の事由により取得するたびごとに、転換価額の調整は行われるのものとし、取得日の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

- ⑤株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記②に該当しない 希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記②に準じて取締役会が適当と判断 する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- ②転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②()ただし書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記②により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記②に準じて調整される。
- ④転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において 有効な転換価額とする。
- ②転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- ①転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記②()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記③()の場合には0円、上記③()の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- ⑤本◇(上記ⓒを除く)において「普通株式」とは、普通株式、および()配当または残余財産分配における優先権がなく、かつ()償還可能ではない株式が含まれるものとする。
- ⇒上記○により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記○⑥により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記○⑥に基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。
- 団転換により発行すべき普通株式数

転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

転換により発行 第 1 -12回第四種優先株主が転換請求のために提出した 転換により発行 第 1 -12回第四種優先株式の発行価額総額

転換価額

第1-12回第四種優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当って1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。

なお、本母に従う限り、いかなる数の第1-12回第四種優先株式を有していたとしても、その第1-12回第四種優先株主1人が行う1回の転換により、普通株式1株に満たない部分は1つより多くは生じない。

- ○転換により発行する株式の内容 当社普通株式
- ⑤転換請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号 住友信託銀行株式会社 証券代行部

受転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第 1 -12回第四種優先株式の株券が上記⑤の転換請求受付場所に 到着した日に発生する。

一斉転換

- ②転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第1-12回第四種優先株式は、同期間の末日の翌日 (以下「一斉転換日」という)をもって、第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額を一斉転換 日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎 日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。 平均値の計算は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が 500,000円を下回るときは、各第1-12回第四種優先株式1株の払込金相当額をその金額で除して得 られる数の普通株式となる。
- 回普通株式数の算出に当って 1 株の100分の 1 に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第1-12回第四種優先株式の転換により発行された普通株式及び普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ)発行の方法

ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクに第 1 -12回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。

- (リ)保有期間その他第1-12回第四種優先株式の保有に関する事項についての当社とザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクとの間の取決めの内容
 - ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクは、当社との間で平成15年 1 月15日締結の優先株式 引受契約書(以下「第 1 -12回第四種優先株式引受契約書」という)において、当社により割り当てられ保有する第 1 -12回第四種優先株式につき、以下の制限に従うことを約している。
 - (a) 第1-12回第四種優先株式につき、一定の場合を除き、譲渡その他の処分を行わない。(なお、ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクが、第1-12回第四種優先株式引受契約書に従い、第1-12回第四種優先株式を譲渡した場合には、第1-12回第四種優先株式引受契約書に定める権利義務は、当該第1-12回第四種優先株式を譲り受けた者に承継される)
 - (b) 発行後2年間は、一定の場合を除き、第1-12回第四種優先株式の当社普通株式への転換請求を行わない。
 - (c) 第1-12回第四種優先株式の転換により発行された当社普通株式の譲渡その他の処分は、払込期日後2年目の応当日の前日までは一定の場合を除きこれを行わず、払込期日後2年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の3分の1の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わず、払込期日後3年目の応当日から12ヶ月間は、一定の場合を除き総転換株式数の3分の2の数(ないしこれから一定の株式数を減じた数)を超える当社普通株式につきこれを行わない。

総転換株式数とは、それまでに転換により発行された当社普通株式の数と、残存している第 1-12 回第四種優先株式の全てがその時点において適用のある転換価額で転換された場合に発行されるであろう当社普通株式の数の合計をいう。

6 第13回第四種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(イ)優先配当金

- (a) 当社は、利益配当を行うときは、第13回第四種優先株式を有する株主(以下「第13回第四種優先株主」という)または第13回第四種優先株式の登録質権者(以下「第13回第四種優先登録質権者」という)に対し、普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき67,500円(ただし、平成15年3月31日に終了する営業年度に係る優先配当金については、3,750円とする)の利益配当金(以下「優先配当金」という)を支払う。ただし、当該営業年度において下記(口)に定める優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額を支払うものとする。
- (b) ある営業年度において第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対して支払う利 益配当金の額が優先配当金の額に満たないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
- (c) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては優先配当金を超えて配当は行わない。

(口)優先中間配当金

当社は、中間配当を行うときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し、 普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき33,750円を支払う。

(八)残余財産の分配

- (a) 当社の残余財産を分配するときは、第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対し普通株主または普通登録質権者に先立ち、第13回第四種優先株式1株につき3,000,000円を支払う。
- (b) 第13回第四種優先株主または第13回第四種優先登録質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

(二)消却

当社は、いつでも第13回第四種優先株式を買い入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

(ホ)議決権

第13回第四種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。ただし、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会に提出されなかったときは当該定時株主総会より、優先配当金を受ける旨の議案が定時株主総会において否決されたときは当該定時株主総会終結の時より、優先配当金を受ける旨の決議がある時までは議決権を有するものとする。

(へ)株式の併合または分割、新株引受権等

- (a) 当社は、法令に定める場合を除き、第13回第四種優先株式について株式の併合または分割は行わない。
- (b) 当社は、第13回第四種優先株主に対し新株の引受権または新株予約権付社債の引受権を与えない。

(ト)普通株式への転換

第13回第四種優先株主は、以下に定めるところにより第13回第四種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換請求期間

平成15年4月14日から平成17年7月12日まで

転換の条件

金転換価額

転換価額は、312,000円とする。

回転換価額の修正

平成17年7月11日(以下「修正日」という)において、転換価額は、()修正日の前日において有効な転換価額、または、()修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の毎日の売買高加重平均価格(以下に定義される)の平均値(売買高加重平均価格のない日数を除く)相当額(10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する)のいずれか小さい金額に修正される(以下「修正後転換価額」という)。ただし、修正後転換価額が156,000円(ただし、下記○により調整される)(以下「下限転換価額」という)を下回る場合には、下限転換価額をもって修正後転換価額とする。ここに、売買高加重平均価格とは、東京証券取引所が、関連する取引日における普通株式の普通取引の売買高総額を当該取引日における普通株式の普通取引の売買株式総数で除することにより、当該取引日における普通株式の売買高加重平均価格として計算し提示する価格をいう。ただし、東京証券取引所がかかる価格を提示しない場合は、Bloomberg L.P.が当該取引日の午前10時から11時の間(ロンドン時間)において提示する8316 JT Equity AQRの画面(またはそれに代わる画面もしくはサービス。以下「参照画面」という)に表示された価格(当該取引日において当該参照画面が提示されない場合には、当該取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む))をいう。なお、修正日に先立つ45取引日目から修正日までの間に下記○により転換価額を調整すべき事由が生じた場合には、修正後転換価額は下記○に準じて調整される。

△転換価額の調整

②第13回第四種優先株式発行後、次の()から()までのいずれかに該当する場合には、転換価額は、下記の算式(以下「転換価額調整式」といい、転換価額調整式により調整された転換価額を、以下「調整後転換価額」という)により調整される。

新たに発行もしくは処分された普通 株式数または転換証券(下記()に 定義される)もしくは新株予約権(下)に定義される)に関する計算× の場合は、それらの転換もしくは行 使により新たに発行もしくは処分さ れ得る普通株式数

普通株式1株当り の払込金額(転換証 券の転換または新 株予約権の行使に 当り交付された対 価を含む)

既発行

普通株式数

時価

調整後 調整前 転換価額 = 転換価額

既発行普通株式数 + 新たに発行もしくは処分された普通株式数ま たは転換証券(下記()に定義される)もしく は新株予約権(下記()に定義される)に関す る計算の場合は、それらの転換もしくは行使 により新たに発行もしくは処分され得る普通 株式数

調整後転換価額は10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。

- ()当社が、転換価額調整式で使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分 する場合(新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く) 転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主 に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通 株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。
- ()株式分割により普通株式を発行する場合

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式 分割による普通株式の割当日の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日とする。

ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式 分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入れを決議すべき株主総会の日よりも前 であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

- ()転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券 (以下「転換証券」という)または普通株式を行使により取得することができる権利(当社の発 行する社債に付された新株予約権を含む)(以下「新株予約権」という)を発行する場合 転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主 に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のと きは当該転換証券または新株予約権の払込期日(無償で新株予約権を発行する場合は発行日)の 翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行す る場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換 されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整 後転換価額を算出するものとする。ただし、当該転換証券の転換価額または新株予約権の行使 価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日(無償で新株予約権を発行す る場合は発行日)において確定しない場合、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行 使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。以降の調整におい ては、かかるみなし株式数は、当該転換証券の転換または当該新株予約権の行使の結果発行さ れた株式数を上回る限りにおいて、既発行普通株式数に算入される。
- ①株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少、普通株式の併合その他上記②に該当しない 希薄化事由により転換価額の調整を必要とする場合には、上記②に準じて取締役会が適当と判断 する価額に調整される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。
- ②転換価額調整式で使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、上記②()ただ し書きの場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における 普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とする。平 均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。なお、調整後転換価額の適 用開始日に先立つ45取引日目から当該適用開始日までの間に上記②により転換価額を調整すべき 事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記②に準じて調整される。
- ①転換価額調整式で使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額の適用開始日の前日において 有効な転換価額とする。

- ②転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヵ月前の日における当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く)とする。
- ①転換価額調整式で使用する「普通株式1株当りの払込金額」は、それぞれ、上記②()の場合には当該払込金額(金銭以外の財産による払込の場合には、取締役会が適切と判断する独立の第三者(証券会社、銀行等)により評価されたかかる払込の適正市場価格)、上記②()の場合には0円、上記②()の場合には普通株式1株当りの当該転換価額または普通株式1株当りの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- ⇒上記○により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても、転換価額調整式を、「転換価額」を「下限転換価額」に置き換えた上で適用して同様の調整を行い、上記○⑥により転換価額の調整を行う場合には、下限転換価額についても取締役会が適当と判断する価額に変更される。取締役会は、誠実にかつ合理的な方法により、かかる調整を決定する。下限転換価額の調整は、上記○⑥に基づく転換価額の調整と同時に有効になるものとする。
- 団転換により発行すべき普通株式数

第13回第四種優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は次のとおりとする。

第13回第四種優先株主が転換請求のために提出した

転換により発行 = すべき普通株式数

第13回第四種優先株式の発行価額総額

転換価額

第13回第四種優先株式の転換により発行すべき普通株式数の算出に当って1株の100分の1の整数倍に当る端数はこれを端株原簿に記載または記録し、1株の100分の1に満たない端数は、これを切り捨てる。

- ◇転換により発行する株式の内容
 - 当社普通株式
- **⑤転換請求受付場所**

東京都千代田区丸の内一丁目4番4号

住友信託銀行株式会社 証券代行部

労転換の効力発生

転換の効力は、転換請求書および第13回第四種優先株式の株券が上記⑤の転換請求受付場所に到着 した日に発生する。

- 一斉転換
- ①転換請求期間中に転換の請求がなされなかった第13回第四種優先株式は、転換請求期間の末日の翌日(以下「一斉転換日」という)をもって、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)で除して得られる数の普通株式となる。平均値の計算は、10円の位まで算出し、その10円の位を四捨五入する。ただし、当該平均値が500,000円を下回るときは、第13回第四種優先株式1株の払込金相当額を500,000円で除して得られる数の普通株式となる。
- 回かかる普通株式数の算出に当って1株の100分の1に満たない端数が生じたときは、商法に定める 株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

優先株式の転換と配当

第13回第四種優先株式の転換により発行された普通株式および普通株式の端株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、転換の請求または一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

(チ)発行の方法

エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド(SMFG Finance (Cayman) Limited)(以下「取得者」という)に第13回第四種優先株式を直接全額割り当てる方法により発行する。なお、第13回第四種優先株式は、取得者がアメリカ合衆国および欧州を中心とする海外市場(ケイマン諸島を除く)の投資家のために購入し、取得者自らが発行する優先株式としてリパッケージしたうえ、アメリカ合衆国においては連邦証券法規則Rule 144Aに基づく私募により、アメリカ合衆国以外の海外市場においては同法Regulation Sに基づく公募により販売される。

(2) 【新株予約権等の状況】

株式会社三井住友銀行が、平成14年6月27日開催の第1期定時株主総会の特別決議に基づいて商法第280条ノ20および同法第280条ノ21の規定に基づく新株予約権1,620個を発行しておりましたが、平成14年8月29日開催の取締役会において、同行の新株予約権者の利益を従来どおり確保する観点から、株式会社三井住友フィナンシャルグループが株式移転に際し、同行の発行した新株予約権1,620個に係る義務を次のとおり承継することを決定いたしました。また、上記新株予約権1,620個に係る義務を当社が承継することについて、同行の平成14年9月26日開催の第1回第一種優先株式、第2回第一種優先株式及び第五種優先株式に係る種類株主総会並びに平成14年9月27日開催の臨時株主総会(普通株式に係る種類株主総会を兼ねる。)において、承認可決されました。

なお、当社が承継した新株予約権の内容は次のとおりであります。

	中間会計期間末現在 (平成16年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成16年11月30日)
新株予約権の数(個)	1,620	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,620	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 673,000	同左
新株予約権の行使期間	平成16年 6 月28日から 平成24年 6 月27日まで	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 673,000 資本組入額 337,000	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、権利行使 時において当社または職子 会社三井住友銀行を要する の地位に、任期そので にて に を を を は に を は に を は に に に に に に に に に	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡について は、取締役会の承認を要す る。	同左

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は1株であります。
 - 2 払込金額は、新株予約権発行後に当社が時価を下回る払込金額で新株式を発行する場合(新株予約権の 行使による場合を除く)は、次の算式により調整される。ただし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年4月1日~ 平成16年9月30日 (注)	271,571.65	7,199,681.18		1,247,650,000		1,247,762,659

⁽注) 優先株式の普通株式への転換により、第一種優先株式が32,000株、第三種優先株式が105,000株、第13回第 四種優先株式が797株それぞれ減少し、普通株式が409,368.65株増加いたしました。

(4) 【大株主の状況】 普通株式

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	402,529.00	6.48
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	401,705.31	6.47
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	378,218.00	6.09
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋三丁目 5番12号	154,389.62	2.48
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地七丁目18番24号	113,241.00	1.82
松下電器産業株式会社	大阪府門真市大字門真1006番地	103,570.98	1.66
ヒーローアンドカンパニー (常任代理人 株式会社三井住 友銀行 国際投資サービス部)	90 WASHINGTON STREET, NEW YORK, NY 10015, U.S.A. (東京都千代田区丸の内一丁目3番2 号)	75,488.00	1.21
ロイヤル トラスト コープ オブ カナダ、クライアント アカウント (常任代理人 スタンダード チャータード銀行)	71 QUEEN VICTORIA STREET, LONDON, EC4V 4DE, UNITED KINGDOM (東京都千代田区永田町二丁目11番1号)	74,818.00	1.20
ザ チェース マンハッタン バンク エヌエイ ロンドン (常任代理人 株式会社みずほ コーポレート銀行 兜町証券決 済業務室)	WOOLGATE HOUSE, COLEMAN STREET LONDON EC2P 2HD, ENGLAND (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	72,370.00	1.16
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(住友信託銀行再 信託分・住友生命保険相互会社 退職給付信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	58,000.00	0.93
計		1,834,329.91	29.56

第一種優先株式

(平成16年9月30日現在)

			<u> 「 </u>
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	35,000	100.00
計		35,000	100.00

第二種優先株式

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番1号	100,000	100.00
計		100,000	100.00

第三種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町二丁目46番 1 号	695,000	100.00
計		695,000	100.00

第1回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

· ·			1 100 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アー ク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第2回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第3回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アー ク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第4回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第5回第四種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第6回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

		1	1 100 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C 1 C
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アー ク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第7回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第8回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アー ク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第9回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

	1			
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)	
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00	
計		4,175	100.00	

第10回第四種優先株式

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第11回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第12回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジーエスエスエム ホールディ ングコーポレーション (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券会社 東京支店)	85 BROAD STREET, NEW YORK, NY 10004, U.S.A. (東京都港区赤坂一丁目12番32号 アーク森ビル)	4,175	100.00
計		4,175	100.00

第13回第四種優先株式

(平成16年9月30日現在)

	<u>十八0千岁月30日况红)</u>		
氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
ジェイピーモルガン・チェース・バンク・ロンドン(エスエムエフジー・ファイナンス(ケイマン)リミテッド代理人)(常任代理人 株式会社三井住友銀行 事務管理部)	TRINITY TOWER 9, THOMAS MORE STREET, LONDON, E1W 1YT, ENGLAND (東京都中央区日本橋小伝馬町13番6号 友泉大伝馬町ビル)	114,202	100.00
計		114,202	100.00

(注) 1 株式会社整理回収機構が当社普通株式401,705.31株(同機構が保有していた当社発行の第一種優先株式のうち32,000株(転換総額96,000百万円)及び第三種優先株式のうち105,000株(転換総額105,000百万円)を平成16年9月30日に転換したもの)を、平成16年11月2日に268,339,153,590円にて売却したことが、預金保険機構から公表されております。

なお、当社は、平成16年9月30日開催の取締役会における決議に基づき、平成16年11月2日付で次のとおり自己株式の取得を実施しております。

取得した株式の種類 普通株式

取得した株式の総数 400,805株

取得価格(総額) 668,000円(総額267,737,740,000円)

取得方法 東京証券取引所のToSTNeT-2(終値取引)による買付け

2 フィデリティ投信株式会社から平成15年10月14日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書の提出があり、平成15年9月30日現在で以下の普通株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 フィデリティ投信株式会社

保有株券等の数 298,948株

株券等保有割合 5.16%

また、平成16年10月15日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出がありましたが、保有 株券等の数並びに株券等保有割合に関する変更はありませんでした。 3 野村證券株式会社から平成16年9月15日付で株券等の大量保有の状況に関する大量保有報告書及び平成 16年10月27日付で当該報告書に対する訂正報告書の提出があり、平成16年8月31日現在で以下の普通株式 を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末日における実質所有株式数の確認 ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、訂正報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 野村證券株式会社(他共同保有者 4 名)

保有株券等の数 312,458株(共同保有者分を含む。潜在株式62株を含む。)

株券等保有割合 5.39%

4 株式会社りそなホールディングスから平成16年10月7日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成16年9月30日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 株式会社整理回収機構(他共同保有者 2 名)

保有株券等の数 1,306,367株(共同保有者分を含む。うち優先株式830,000株)

株券等保有割合 18.14%

5 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店から平成16年10月14日付で株券等の大量保有の状況に関する変更報告書の提出があり、平成16年9月30日現在で以下の普通株式を所有している旨の報告を受けましたが、当社として当中間会計期間末日における実質所有株式数の確認ができないので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、変更報告書の内容は次のとおりであります。

大量保有者名 ゴールドマン・サックス証券会社東京支店(他共同保有者 4 名)

保有株券等の数 454,919株(共同保有者分を含む。潜在株式7,400株を含む。)

株券等保有割合 6.56%

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

(平成16年9月30日現在)

	T		(1 73.10 平 3 / 1300 日 37.1工 /
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	優先株式 994,302		(1)株式の総数等 発行済株式参照
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 2,686 (相互保有株式) 普通株式 19,261		権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 6,153,798	6,153,798	権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式 (注) 1
端株	普通株式 29,634.18		権利内容に何ら限定のない当社にお ける標準となる株式 (注)1,2,3
発行済株式総数	7,199,681.18		
総株主の議決権		6,153,798	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「端株」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ1,149 株(議決権1,149個)及び0.20株含まれております。
 - 2 「端株」の欄には、当社所有の自己株式0.44株が含まれております。
 - 3 「端株」の欄には、株主名簿上は株式会社三井住友銀行名義の株式が0.60株、SMBCフレンド証券株式会社名義の株式が0.60株含まれておりますが、何れも実質的に保有しておりません。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	東京都千代田区有楽町 一丁目1番2号	2,686		2,686	0.04
大和証券エスエムビーシー 株式会社	東京都千代田区丸の内 一丁目8番1号	12,061		12,061	0.19
三井住友カード株式会社	大阪市中央区今橋 四丁目 5 番15号	7,200		7,200	0.11
計		21,947		21,947	0.35

⁽注) 「発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)」の発行済株式総数は、発行済普通株式の総数であります。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

(1) 普通株式

月別	平成16年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	854,000	853,000	800,000	750,000	682,000	675,000
最低(円)	717,000	671,000	701,000	652,000	599,000	601,000

⁽注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 優先株式

各種優先株式は、いずれも証券取引所に上場されておりません。 また、いずれも店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されておりません。

3 【役員の状況】

(1) 新任役員該当ありません。

(2) 退任役員 該当ありません。

(3) 役職の異動 該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成 11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資 産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に 準拠しております。

前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

なお、当中間連結会計期間については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前中間会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

なお、当中間会計期間については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

- 3 中間連結財務諸表及び中間財務諸表その他の事項の金額については、百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 4 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び前中間会計期間の中間財務諸表については朝日監査法人の監査証明を、当中間連結会計期間の中間連結財務諸表及び当中間会計期間の中間財務諸表についてはあずさ監査法人の監査証明を受けております。

なお、当社の会計監査を担当しております朝日監査法人は、平成16年1月1日付で朝日監査法人 を存続法人としてあずさ監査法人と合併し、法人名称を「あずさ監査法人」に変更しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

		前中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)		当中間連結会計期間 (平成16年9月30日現在)		前連結会計年度 連結貸借対照表 (平成16年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
現金預け金	8	3,898,506	3.87	5,846,400	5.79	5,328,950	5.21
コールローン及び買入手形		654,263	0.65	406,571	0.40	360,509	0.35
買現先勘定		90,979	0.09	125,306	0.12	152,070	0.15
債券貸借取引支払保証金		625,010	0.62	1,621,384	1.61	1,009,328	0.99
買入金銭債権		444,540	0.44	521,454	0.52	480,847	0.47
特定取引資産	8	3,485,349	3.46	3,274,740	3.24	3,306,780	3.24
金銭の信託		27,498	0.03	3,783	0.00	3,749	0.00
有価証券	1,2,8	22,451,050	22.29	24,073,122	23.82	27,049,901	26.47
貸出金	3,4, 5,6,7, 8,9	59,666,363	59.24	55,422,034	54.84	55,382,800	54.18
外国為替	7	774,597	0.77	964,066	0.95	743,957	0.73
その他資産	8,10	3,349,993	3.33	2,919,297	2.89	3,034,182	2.97
動産不動産	8, 11,12	988,386	0.98	946,685	0.94	984,060	0.96
リース資産	12	1,006,315	1.00	991,190	0.98	991,781	0.97
繰延税金資産		1,845,975	1.83	1,743,246	1.73	1,706,586	1.67
再評価に係る繰延税金資産	11	723	0.00	75	0.00	706	0.00
連結調整勘定		12,733	0.01	17,544	0.02	21,706	0.02
支払承諾見返		3,102,644	3.08	3,399,727	3.36	3,079,738	3.01
貸倒引当金		1,699,431	1.69	1,222,391	1.21	1,422,486	1.39
資産の部合計		100,725,500	100.00	101,054,242	100.00	102,215,172	100.00

		前中間連結会詞	計期間	当中間連結会計期間		前連結会計年度 連結貸借対照表	
		(平成15年9月30日現在)		(平成16年9月30)日現在)		
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
預金	8	63,142,263	62.69	67,619,961	66.92	65,333,426	63.92
譲渡性預金		3,379,610	3.36	3,038,333	3.01	3,519,464	3.44
コールマネー及び売渡手形	8	8,019,874	7.96	4,823,293	4.77	6,292,495	6.16
売現先勘定	8	1,897,172	1.88	720,461	0.71	1,098,449	1.07
債券貸借取引受入担保金	8	4,624,779	4.59	4,602,167	4.55	5,946,346	5.82
コマーシャル・ペーパー		247,500	0.25	352,000	0.35	282,700	0.28
特定取引負債	8	2,046,766	2.03	1,780,073	1.76	1,873,245	1.83
借用金	8,13	2,476,833	2.46	2,213,432	2.19	2,360,474	2.31
外国為替		448,316	0.44	533,545	0.53	572,755	0.56
社債	14	3,779,852	3.75	4,480,668	4.43	4,002,965	3.92
信託勘定借		24,944	0.02	42,202	0.04	36,032	0.04
その他負債	8	3,551,051	3.53	3,250,878	3.22	3,591,818	3.51
賞与引当金		20,908	0.02	21,548	0.02	22,226	0.02
退職給付引当金		93,220	0.09	31,282	0.03	40,842	0.04
債権売却損失引当金		2,628	0.00				
日本国際博覧会出展引当金		57	0.00	172	0.00	116	0.00
特別法上の引当金		531	0.00	1,093	0.00	862	0.00
繰延税金負債		58,494	0.06	46,821	0.05	40,181	0.04
再評価に係る繰延税金負債	11	56,685	0.06	58,100	0.06	56,391	0.05
支払承諾	8	3,102,644	3.08	3,399,727	3.36	3,079,738	3.01
負債の部合計		96,974,137	96.27	97,015,765	96.00	98,150,534	96.02
(少数株主持分)							
少数株主持分		1,005,886	1.00	1,017,565	1.01	993,696	0.97
(資本の部)							
資本金		1,247,650	1.24	1,247,650	1.23	1,247,650	1.22
資本剰余金		854,798	0.85	866,870	0.86	865,282	0.85
利益剰余金		423,309	0.42	612,438	0.60	611,189	0.60
土地再評価差額金	11	97,914	0.10	99,514	0.10	96,527	0.09
その他有価証券評価差額金		176,225	0.17	270,252	0.27	325,013	0.32
為替換算調整勘定		41,189	0.04	73,509	0.07	71,764	0.07
自己株式		13,231	0.01	2,303	0.00	2,956	0.00
資本の部合計		2,745,476	2.73	3,020,911	2.99	3,070,942	3.01
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		100,725,500	100.00	101,054,242	100.00	102,215,172	100.00

【中間連結損益計算書】

		前中間連結会計期間		当中間連結会	計期間	前連結会計年度 要約連結損益計算書	
		(自 平成15年4		(自 平成16年4		(自 平成15年4月1日	
	\ <u>_</u>	至 平成15年 9		至 平成16年 9		至 平成16年3	
区分	注記 番号	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		1,760,835	100.00	1,778,173	100.00	3,552,510	100.00
資金運用収益		826,407		752,495		1,591,338	
(うち貸出金利息)		(585,813)		(567,082)		(1,167,622)	
(うち有価証券利息配当金)		(138,520)		(121,740)		(256,600)	
信託報酬		84		729		334	
役務取引等収益		237,159		281,955		501,028	
特定取引収益		163,904		30,927		305,011	
その他業務収益		459,685		551,794		946,474	
その他経常収益	1	73,594		160,271		208,323	
経常費用		1,595,326	90.60	1,664,072	93.58	3,209,665	90.35
資金調達費用		163,169		156,704		310,267	
(うち預金利息)		(56,717)		(52,872)		(104,644)	
役務取引等費用		41,969		46,575		76,851	
特定取引費用				605		916	
その他業務費用		432,980		394,061		886,649	
営業経費	2	448,094		423,612		866,549	
その他経常費用	3	509,112		642,513		1,068,430	
経常利益		165,508	9.40	114,100	6.42	342,844	9.65
特別利益	4	41,421	2.35	2,671	0.15	117,020	3.29
特別損失	5	20,050	1.14	20,056	1.13	54,971	1.55
税金等調整前中間(当期)純利益		186,880	10.61	96,715	5.44	404,894	11.39
法人税、住民税及び事業税		22,436	1.27	17,079	0.96	24,289	0.68
還付法人税等				8,104	0.46		
法人税等調整額		5,137	0.29	5,277	0.30	8,593	0.24
少数株主利益		26,087	1.48	29,090	1.64	41,596	1.17
中間(当期)純利益		143,492	8.15	53,372	3.00	330,414	9.30

【中間連結剰余金計算書】

		•	1	
		前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度 連結剰余金計算書
		(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		856,237	865,282	856,237
資本剰余金増加高			1,588	9,044
自己株式処分差益			1,588	9,044
資本剰余金減少高		1,439		
自己株式処分差損		1,439		
資本剰余金中間期末(期末)残高		854,798	866,870	865,282
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		311,664	611,189	311,664
利益剰余金増加高		147,018	55,122	334,898
中間(当期)純利益		143,492	53,372	330,414
連結子会社の減少に伴う 増加高			3	
持分法適用会社の減少に伴う 増加高			1,747	54
土地再評価差額金の取崩に 伴う増加高		3,525		4,428
利益剰余金減少高		35,373	53,873	35,373
配当金		33,306	46,421	33,306
連結子会社の合併に伴う 減少高		2,066		2,066
連結子会社の減少に伴う 減少高			0	
持分法適用会社の減少に伴う 減少高			4,466	
土地再評価差額金の取崩に 伴う減少高			2,985	
利益剰余金中間期末(期末)残高		423,309	612,438	611,189

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間		当	中間連結会計期間	前連結会計年度連結キャッシュ・
		(自 至	平成15年4月1日 平成15年9月30日)	(自 至	平成16年4月1日 平成16年9月30日)	フロー計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号		金額(百万円)		金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー						
税金等調整前 中間(当期)純利益			186,880		96,715	404,894
動産不動産等減価償却費			41,894		41,082	82,464
リース資産減価償却費			167,285		168,782	336,271
連結調整勘定償却額			4,191		4,280	4,260
持分法による投資損益()			8,044		12,893	15,700
貸倒引当金の増加額			550,977		200,035	824,917
債権売却損失引当金の増加額			18,036			20,665
賞与引当金の増加額			1,134		855	221
退職給付引当金の増加額			7,969		131,309	40,069
日本国際博覧会出展引当金の 増加額			57		55	116
資金運用収益			826,407		752,495	1,591,338
資金調達費用			163,169		156,704	310,267
有価証券関係損益()			40,431		74,018	67,928
金銭の信託の運用損益()			1,007			121
為替差損益()			221,477		172,849	407,340
動産不動産処分損益()			7,985		8,716	30,697
リース資産処分損益()			49		1,143	1,870
特定取引資産の純増()減			1,003,098		37,897	1,131,864
特定取引負債の純増減()			802,432		98,289	929,787
貸出金の純増()減			1,985,803		18,373	6,198,239
預金の純増減()			428,206		2,245,859	1,829,914
譲渡性預金の純増減()			1,479,196		478,870	1,338,888
借用金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減()			51,542		142,894	112,211
有利息預け金の純増()減			432,383		683,001	1,299,305
コールローン等の純増()減			508,664		59,546	318,516

		前	中間連結会計期間	当	中間連結会計期間	前連結会計年度 連結キャッシュ・
		(自	平成15年4月1日	(自	平成16年4月1日	フロー計算書 (自 平成15年4月1日
区分	注記	至	平成15年 9 月30日) 金額(百万円)	至	平成16年 9 月30日) 金額(百万円)	至 平成16年3月31日) 金額(百万円)
	番号		並領(口川1)		並領(ロ川川)	並領(日/川)
債券貸借取引支払保証金の 純増()減			1,356,233		612,055	971,914
コールマネー等の純増減()			3,181,690		1,845,325	5,704,903
コマーシャル・ペーパーの 純増減()			59,700		69,300	94,900
債券貸借取引受入担保金の 純増減()			182,466		1,344,179	1,139,101
外国為替(資産)の純増()減			24,440		219,887	5,016
外国為替(負債)の純増減()			50,442		39,119	175,444
普通社債の発行・償還による 純増減()			8,655		279,933	152,514
信託勘定借の純増減()			18,990		6,169	30,078
資金運用による収入			856,081		797,421	1,636,935
資金調達による支出			174,330		158,410	336,704
取引約定未払金の純増減()						1,188,672
その他			809,744		332,096	27,099
小計			1,759,666		3,202,113	3,546,782
法人税等の支払額			5,817		28,614	24,664
営業活動による キャッシュ・フロー			1,753,848		3,230,728	3,522,118
投資活動による キャッシュ・フロー						
有価証券の取得による支出			23,707,428		21,283,083	47,305,660
有価証券の売却による収入			15,807,610		16,679,189	30,688,033
有価証券の償還による収入			9,806,287		7,674,230	13,967,819
金銭の信託の増加による支出			21,111			21,225
金銭の信託の減少による収入			17,268		0	42,259
動産不動産の取得による支出			22,248		22,183	80,932
動産不動産の売却による収入			17,330		28,080	20,839
リース資産の取得による支出			192,936		185,819	368,159
リース資産の売却による収入			15,526		18,991	37,678
連結範囲の変更を伴う子会社 株式の取得による支出	2		8,999		2,970	8,999
投資活動による キャッシュ・フロー			1,711,298		2,906,435	3,028,346

		前 (自 至	中間連結会計期間 平成15年4月1日 平成15年9月30日)	当 (自 至	中間連結会計期間 平成16年4月1日 平成16年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記番号		金額(百万円)		金額(百万円)	金額(百万円)
財務活動による キャッシュ・フロー						
劣後特約付借入による収入			34,500		20,000	89,500
劣後特約付借入金の返済 による支出			95,500		22,240	195,000
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の発行による収入			238,362		237,275	436,453
劣後特約付社債・新株予約権 付社債の償還による支出			42,962		48,000	150,713
配当金支払額			33,330		46,447	33,360
少数株主からの払込み による収入						25
少数株主への配当金支払額			24,388		26,171	33,196
自己株式の取得による支出			152		502	632
自己株式の売却による収入			936		3,936	24,058
財務活動による キャッシュ・フロー			77,465		117,850	137,134
現金及び現金同等物に 係る換算差額			1,763		716	2,417
現金及び現金同等物の 増加額(は現金及び 現金同等物の減少額)			33,151		205,726	628,488
現金及び現金同等物の 期首残高			2,900,991		3,529,479	2,900,991
連結子会社の合併に伴う 現金及び現金同等物の増加額					3,941	
連結除外に伴う現金及び 現金同等物の減少額			0			0
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1		2,934,143		3,327,694	3,529,479

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

11-3~2mAN3333H 2011 N	,	×	
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 連結の範囲に関する事	(1) 連結子会社 169社	(1) 連結子会社 166社	(1) 連結子会社 165社
項	主要な会社名	主要な会社名	主要な連結子会社名は、
	株式会社三井住友銀行	株式会社三井住友銀行	「第1 企業の概況 4 関
	株式会社みなと銀行	株式会社みなと銀行	係会社の状況」に記載してい
	株式会社関西銀行	株式会社関西アーバン銀行	るため省略いたしました。
	Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe	Sumitomo Mitsui Banking Corporation Europe	なお、SMFG企業再生債権回 収株式会社他11社は新規設立
	Limited	Limited	等により、当連結会計年度よ
	Manufacturers Bank	Manufacturers Bank	り連結子会社としておりま
	三井住友銀リース株式会社	三井住友銀リース株式会社	す。
	三井住友カード株式会社	三井住友カード株式会社	また、旧株式会社関西さわ
	SMBCキャピタル株式会社	SMBCキャピタル株式会社	やか銀行は株式取得により当
	SMBCファイナンスサービス	SMBCファイナンスサービス	連結会計年度に連結子会社と
	株式会社 SMBCフレンド証券株式会社	株式会社 SMBCフレンド証券株式会社	し、旧株式会社関西銀行(株式 会社関西アーバン銀行に商号
	株式会社日本総合研究所	株式会社日本総合研究所	変更)との合併により、当連結
	SMBC Capital	SMBC Capital	会計年度に連結子会社から除
	Markets, Inc.	Markets, Inc.	外しております。
	なお、株式会社関西さわや	なお、SMBCファイナンスビ	さくらフレンド証券株式会
	か銀行他2社は株式取得によ	ジネス・プランニング株式会	社他 5 社は合併により、
) SMBC Leasing Investment	社他7社は新規設立等によ	Sakura Global Capital Asia
	L.L.C.他4社は新規設立によ	り、当中間連結会計期間から	Limi ted他 3 社は清算により子 会社でなくなったため、当連
	り、当中間連結会計期間から 連結子会社としております。	連結子会社としております。 旧株式会社みなとカードは	芸社でなくなったため、当理 結会計年度より連結子会社か
	さくらフレンド証券株式会	合併により子会社でなくなっ	ら除外しております。また、
	社、株式会社三井ファイナン	たため、当中間連結会計期間	エスエムビーシーエル・ケフ
	スサービス、さくらファイナ	より連結子会社から除外して	ェウス有限会社他6社は匿名
	ンスサービス株式会社他 2 社	おります。また、エスエムエ	組合方式による賃貸事業を行
	は合併により、Sakura Global	ルシー・インダス有限会社他	う営業者となったため、当連
	Capital Asia Limited は清算 により子会社でなくなったた	5 社は匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者となった	結会計年度より連結子会社か ら除外し、持分法非適用の非
	め、当中間連結会計期間より	ため、当中間連結会計期間よ	連結子会社としております。
	連結子会社から除外しており	り連結子会社から除外し、持	
	ます。また、エスエムビーシ	分法非適用の非連結子会社と	
	ーエル・ケフェウス有限会社	しております。	
	他2社は匿名組合方式による		
	賃貸事業を行う営業者となっ たため、当中間連結会計期間		
	より連結子会社から除外し、		
	持分法非適用の非連結子会社		
	としております。		
	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社	(2) 非連結子会社
	主要な会社名	主要な会社名	主要な会社名
	SBCS Co.,Ltd. 子会社エス・ビー・エル・	SBCS Co.,Ltd. 子会社エス・ビー・エル・	SBCS Co.,Ltd. 子会社エス・ビー・エル・
	マーキュリー有限会社他104社	マーキュリー有限会社他115社	マーキュリー有限会社他110社
	は、匿名組合方式による賃貸	は、匿名組合方式による賃貸	は、匿名組合方式による賃貸
	事業を行う営業者であり、そ	事業を行う営業者であり、そ	事業を行う営業者であり、そ
	の資産及び損益は実質的に当	の資産及び損益は実質的に当	の資産及び損益は実質的に当
	該子会社に帰属しないもので	該子会社に帰属しないもので	該子会社に帰属しないもので
	あるため、中間連結財務諸表 規則第 5 条第 1 項ただし書第	あるため、中間連結財務諸表規則第5条第1項ただし書第	あるため、連結財務諸表規則 第5条第1項ただし書第2号
	2号により、連結の範囲から	2号により、連結の範囲から	により、連結の範囲から除外
	除外しております。	除外しております。	しております。
	また、その他の非連結子会	また、その他の非連結子会	また、その他の非連結子会
	社の総資産、経常収益、中間	社の総資産、経常収益、中間	社の総資産、経常収益、当期
	純損益(持分に見合う額)及び	純損益(持分に見合う額)及び	純損益(持分に見合う額)及び
	利益剰余金(持分に見合う額) 等のそれぞれの合計額は、連	│ 利益剰余金(持分に見合う額) │ 等のそれぞれの合計額は、連	利益剰余金(持分に見合う額) 等のそれぞれの合計額は、連
	まのでれてれの言計額は、理 結の範囲から除いても企業集	寺のでれてれの言計額は、理 結の範囲から除いても企業集	まのでれてれの言計額は、連 結の範囲から除いても企業集
	団の財政状態及び経営成績に	団の財政状態及び経営成績に	団の財政状態及び経営成績に
	関する合理的な判断を妨げな	関する合理的な判断を妨げな	関する合理的な判断を妨げな
	い程度に重要性が乏しいもの	い程度に重要性が乏しいもの	い程度に重要性が乏しいもの
	であります。	であります。	であります。

であります。

であります。

であります。

(1) 持分法適用の非連結子会社

主要な会社名

SBCS Co., Ltd.

(2) 持分法適用の関連会社

44社

主要な会社名

2 持分法の適用に関する

大和証券エスエムビーシー 株式会社

大和住銀投信投資顧問株式 会社

三井住友アセットマネジメ ント株式会社

株式会社クオーク

なお、北海道マザーランド・キャピタル株式会社他 1 社は新規設立等により、当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社としておりま

また、Daiwa Europe (Deutschland) GmbH は清算により関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会 社

子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他104社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に当該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸表規則第7条第1項ただしのであります。

(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名

Daiwa SB Investments (USA) Ltd.

持分法非適用の非連結子会 社、関連会社の中間純損益(持 分に見合う額)及び利益剰余金 (持分に見合う額)等のそれぞ れの合計額は、持分法適用の 対象から除いても企業集団の 財政状態及び経営成績に関す る合理的な判断を妨げない程 度に重要性が乏しいものであ ります。 当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

(1) 持分法適用の非連結子会社 4社

主要な会社名 SBCS Co.,Ltd.

株式会社

(2) 持分法適用の関連会社

46社

主要な会社名 プロミス株式会社 大和証券エスエムビーシー

大和住銀投信投資顧問株式 会社

三井住友アセットマネジメ ント株式会社

株式会社クオーク

なお、プロミス株式会社他4社は株式取得により、当中間連結会計期間から持分法適用の関連会社としております

また、ソニー銀行株式会社他2社は議決権の所有割合の低下等により、関連会社でなくなったため、当中間連結会計期間より持分法適用の関連会社から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会 社

子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他115社は、匿名組合方式によるり、を 事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に明 該子会社に帰属しないものであるため、中間連結財務諸書 規則第7条第1項ただし恵用にしております。

(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名

Daiwa SB Investments (USA) Ltd.

持分法非適用の非連結子会社、関連会社の中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(1) 持分法適用の非連結子会社 4 社

主要な会社名

SBCS Co.,Ltd.

(2) 持分法適用の関連会社

44社 主要な持分法適用の関連会 社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載 しているため省略いたしまし

なお、北海道マザーランド・キャピタル株式会社他 2 社は新規設立等により、当連結会計年度より持分法適用の 関連会社としております。

ディーエルジェイディレクト・エスエフジー証券株式会社他1社は株式売却等により関連会社でなくなったため、 当連結会計年度より持分法適用の関連会社から除外しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会

子会社エス・ビー・エル・マーキュリー有限会社他110社は、匿名組合方式による賃貸事業を行う営業者であり、その資産及び損益は実質的に切るため、連結財務諸表規則第10条第1項ただし書第2号により、持分法非適用にしております。

(4) 持分法非適用の関連会社 主要な会社名

Daiwa SB Investments (USA) Ltd.

持分法非適用の非連結子会社、関連会社の当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、持分法適用の対象から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものであります。

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
	至 平成15年9月30日)	至 平成16年9月30日)	至 平成16年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決	(1) 連結子会社の中間決算日は	(1) 連結子会社の中間決算日は	(1) 連結子会社の決算日は次の
算日等に関する事項	次のとおりであります。	次のとおりであります。	とおりであります。
	3月末日 5社	3月末日 6社	9月末日 5社
	4月末日 1社	4月末日 1社	10月末日 1 社
	6月末日 65社	6月末日 66社	12月末日 65社
	7月末日 2社	7月末日 2社	1月末日 2社
	9月末日 96社	9月末日 91社	3月末日 92社
			当連結会計年度より、国内
			連結子会社1社において決算
			日を従来の12月末日から3月
			末日へ変更しているため、連
			結財務諸表上、同社の損益は
			平成15年1月1日から平成16
			年3月31日までの15カ月とな
			っております。なお、当該変
			更による連結財務諸表への影
			響は軽微であります。
	(2) 3月末日を中間決算日とす	(2) 同左	(2) 9月末日を決算日とする連
	る連結子会社は、9月末日現		結子会社は3月末日現在、10
	在、4月末日を中間決算日と		月末日を決算日とする連結子
	する連結子会社については、		会社については、1月末日現
	7月末日現在で実施した仮決		在で実施した仮決算に基づく
	算に基づく財務諸表により、		財務諸表により、また、その
	また、その他の連結子会社に		他の連結子会社については、
	ついては、それぞれの中間決		それぞれの決算日の財務諸表
	算日の財務諸表により連結し		により連結しております。
	ております。		連結決算日と上記の決算日
	中間連結決算日と上記の中		等との間に生じた重要な取引
	間決算日等との間に生じた重		については、必要な調整を行
	要な取引については、必要な		っております。
	調整を行っております。		
4 会計処理基準に関する	(1) 特定取引資産・負債の評価	(1) 特定取引資産・負債の評価	(1) 特定取引資産・負債の評価
事項	基準及び収益・費用の計上基	基準及び収益・費用の計上基	基準及び収益・費用の計上基
	準	準	準
	金利、通貨の価格、有価証	金利、通貨の価格、有価証	金利、通貨の価格、有価証
	券市場における相場その他の	券市場における相場その他の	券市場における相場その他の
	指標に係る短期的な変動、市	指標に係る短期的な変動、市	指標に係る短期的な変動、市
	場間の格差等を利用して利益	場間の格差等を利用して利益	場間の格差等を利用して利益
	を得る等の目的(以下、「特定	を得る等の目的(以下、「特定	を得る等の目的(以下、「特定
			•
	取引目的」という。)の取引に	取引目的」という。)の取引に	取引目的」という。)の取引に
	ついては、取引の約定時点を	ついては、取引の約定時点を	ついては、取引の約定時点を
	基準とし、中間連結貸借対照	基準とし、中間連結貸借対照	基準とし、連結貸借対照表上
	表上「特定取引資産」及び	表上「特定取引資産」及び	「特定取引資産」及び「特定
	「特定取引負債」に計上する	「特定取引負債」に計上する	取引負債」に計上するととも
	とともに、当該取引からの損	とともに、当該取引からの損	に、当該取引からの損益を連
	益を中間連結損益計算書上	益を中間連結損益計算書上	結損益計算書上「特定取引収
	「特定取引収益」及び「特定	「特定取引収益」及び「特定	益」及び「特定取引費用」に
	取引費用」に計上しておりま	取引費用」に計上しておりま	計上しております。
	本 が	す。	特定取引資産及び特定取引
	特定取引資産及び特定取引	特定取引資産及び特定取引	負債の評価は、有価証券及び
	負債の評価は、有価証券及び	負債の評価は、有価証券及び	金銭債権等については連結決
	金銭債権等については中間連	金銭債権等については中間連	算日等の時価により、スワッ
	結決算日等の時価により、ス	結決算日等の時価により、ス	プ・先物・オプション取引等
	ワップ・先物・オプション取	ワップ・先物・オプション取	の派生商品については連結決
	引等の派生商品については中	引等の派生商品については中	算日等において決済したもの
	間連結決算日等において決済	間連結決算日等において決済	とみなした額により行ってお
	したものとみなした額により	したものとみなした額により	ります。
	行っております。	行っております。	また、特定取引収益及び特
	13 2 5 5 7 5 7 5 9	132 00 70 70	これに これにより コス 田 人 口 可

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
至 下 1月30日	(自至 水成16年4月10日) び、10年4月10日)で、10年4月10日)で、10年4月10日)で、10年4月10日)で、10年2日で、1	(全国の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の大学の
「その他負債」が83,790百万円減少し、「特定取引資産」及び「特定取引負債」がそれぞれ47,405百万円及び131,196百万円増加しております。	(0) 左连过光内部连接及水流	円及び80,818百万円増加して おります。 なお、上記に係るセグメン ト情報に与える影響は(セグメ ント情報)に記載しておりま す。
(2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	(2) 有価証券の評価基準及び評価方法 同左	(2) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4 月 1 日 至 平成15年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	金銭の信託において信託	同左	同左
	財産を構成している有価証		
	券の評価は、上記(1)及び		
	(2) と同じ方法により行っ		
	ております。		
Ι -	(3) デリバティブ取引の評価基	(3) デリバティブ取引の評価基	(3) デリバティブ取引の評価基
	準及び評価方法	** 準及び評価方法	準及び評価方法
	デリバティブ取引(特定取引		
	目的の取引を除く。)の評価		
	は、時価法により行っており		
	ます。	同左	同左
	なお、一部の在外連結子会	1-3-12	192
	社においては、現地の会計基		
	準に従って処理しておりま		
	す。		
 		 (4) 減価償却の方法	 (4) 減価償却の方法
	動産不動産及びリース資	動産不動産及びリース資	動産不動産及びリース資
	新座小新座及びり 入員 産	新陸小新陸及びり 入員	新座小新座及び9 入員 産
	生 当社及び連結子会社であ	连	性 当社及び連結子会社であ
	る三井住友銀行の動産不動		る三井住友銀行の動産不動
	産の減価償却は、定額法(た		産の減価償却は、定額法(た
	だし、動産については定率		だし、動産については定率
	法)を採用し、年間減価償却		法)を採用しております。な
	,		
	費見積額を期間により按分		おいまな耐用年数は次のと
	し計上しております。な		おりであります。
	おいまな耐用年数は次のと		建物 7年~50年
	おりであります。		動産 2年~20年
	建物 7年~50年		その他の連結子会社の動
	動産 2年~20年	同左	産不動産については、資産
	その他の連結子会社の動		の見積耐用年数に基づき、
	産不動産については、資産		主として定額法により、リ
	の見積耐用年数に基づき、		ース資産については、主に
	主として定額法により、リ		リース期間を耐用年数とし
	ース資産については、主に		リース期間満了時のリース
	リース期間を耐用年数とし		資産の処分見積価額を残存
	リース期間満了時のリース		価額とする定額法により償
	資産の処分見積価額を残存		却しております。
	価額とする定額法により償		
	却しております。		
	ソフトウェア	ソフトウェア	ソフトウェア
	自社利用のソフトウェア		
	については、当社及び国内		
	連結子会社における利用可	同左	同左
	能期間(主として5年)に基		
	づく定額法により償却して		
	おります。		

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引 当金は、予め定めている償 却・引当基準に則り、次のと おり計上しております。

破産、特別清算等、法的に 経営破綻の事実が発生してい る債務者(以下、「破綻先」と いう。)に係る債権及びそれと 同等の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」という。) に係る債権については、以下 のなお書きに記載されている 直接減額後の帳簿価額から、 担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控 除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後経営 破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権 については、債権額から、担 保の処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債務者 の支払能力を総合的に判断し 必要と認める額を計上してお

なお、連結子会社である三 井住友銀行においては今後の 管理に注意を要する債務者に 対する債権のうち、当該債権 の全部又は一部が3カ月以上 延滞債権又は貸出条件緩和債 権に分類された、与信額一定 額以上の大口債務者に係る債 権等については、キャッシ ュ・フロー見積法(DCF法)を適 用し、債権の元本の回収及び 利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積も り、当該キャッシュ・フロー を当初の約定利子率で割引い た金額と債権の帳簿価額との 差額を計上しております。

上記以外の債権について は、過去の一定期間における 貸倒実績等から算出した貸倒 実績率等に基づき計上してお ります。なお、特定海外債権 当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引 当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のと おり計上しております。

破産、特別清算等、法的に 経営破綻の事実が発生してい る債務者(以下、「破綻先」と いう。)に係る債権及びそれと 同等の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」という。) に係る債権については、以下 のなお書きに記載されている 直接減額後の帳簿価額から、 担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控 除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後経営 破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者(以下、「破 綻懸念先」という。)に係る債 権については、債権額から、 担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控 除し、その残額のうち、債務 者の支払能力を総合的に判断 し必要と認める額を計上して おります。

なお、連結子会社である三 井住友銀行においては、債権 の元本の回収及び利息の受取 りに係るキャッシュ・フロー を合理的に見積もることがで きる破綻懸念先に係る債権及 び債権の全部又は一部が3カ 月以上延滞債権又は貸出条件 緩和債権に分類された今後の 管理に注意を要する債務者に 対する債権のうち、与信額一 定額以上の大口債務者に係る 債権等については、キャッシ ュ・フロー見積法(DCF法)を適 用し、債権の元本の回収及び 利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積も り、当該キャッシュ・フロー を当初の約定利子率で割引い た金額と債権の帳簿価額との 差額を計上しております。

前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(5) 貸倒引当金の計上基準

主要な連結子会社の貸倒引 当金は、予め定めている償 却・引当基準に則り、次のと おり計上しております。

破産、特別清算等、法的に 経営破綻の事実が発生してい る債務者(以下、「破綻先」と いう。)に係る債権及びそれと 同等の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」という。) に係る債権については、以下 のなお書きに記載されている 直接減額後の帳簿価額から、 担保の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額を控 除し、その残額を計上してお ります。また、現在は経営破 綻の状況にないが、今後経営 破綻に陥る可能性が大きいと 認められる債務者に係る債権 については、債権額から、担 保の処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を控除 し、その残額のうち、債務者 の支払能力を総合的に判断し 必要と認める額を計上してお ります。

なお、連結子会社である三 井住友銀行においては今後の 管理に注意を要する債務者に 対する債権のうち、当該債権 の全部又は一部が3カ月以上 延滞債権又は貸出条件緩和債 権に分類された、与信額一定 額以上の大口債務者に係る債 権等については、キャッシ ュ・フロー見積法(DCF法)を適 用し、 債権の元本の回収及び 利息の受取りに係るキャッシ ュ・フローを合理的に見積も り、当該キャッシュ・フロー を当初の約定利子率で割引い た金額と債権の帳簿価額との 差額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における 貸倒実績等から算出した貸倒 実績率等に基づき計上してお ります。なお、特定海外債権

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	については、対象国の政治経	上記以外の債権について	については、対象国の政治経
	済情勢等を勘案して必要と認	は、過去の一定期間における	済情勢等を勘案して必要と認
	められる金額を特定海外債権	貸倒実績等から算出した貸倒	められる金額を特定海外債権
	引当勘定として計上しており	実績率等に基づき計上してお	引当勘定として計上しており
	ます。	ります。特定海外債権につい	ます。
	すべての債権は、資産の自	ては、対象国の政治経済情勢	すべての債権は、資産の自
	己査定基準に基づき、営業部	等を勘案して必要と認められ	己査定基準に基づき、営業部
	店と所管審査部が資産査定を	る金額を特定海外債権引当勘	店と所管審査部が資産査定を
	実施し、当該部署から独立し	定として計上しております。	実施し、当該部署から独立し
	た資産監査部署が査定結果を	すべての債権は、資産の自	た資産監査部署が査定結果を
	監査しており、その査定結果	己査定基準に基づき、営業部	監査しており、その査定結果
	に基づいて上記の引当を行っ	店と所管審査部が資産査定を	に基づいて上記の引当を行っ
	ております。	実施し、当該部署から独立し	ております。
	その他の連結会社の貸倒引	た資産監査部署が査定結果を	その他の連結会社の貸倒引
	当金は、一般債権については	監査しており、その査定結果	当金は、一般債権については
	過去の貸倒実績率等を勘案し	に基づいて上記の引当を行っ	過去の貸倒実績率等を勘案し
	て必要と認めた額を、貸倒懸	ております。	て必要と認めた額を、貸倒懸
	念債権等特定の債権について	その他の連結会社の貸倒引	念債権等特定の債権について
	は、個別に回収可能性を勘案	当金は、一般債権については	は、個別に回収可能性を勘案
	し、回収不能見込額をそれぞ	過去の貸倒実績率等を勘案し	し、回収不能見込額をそれぞ
	れ計上しております。	て必要と認めた額を、貸倒懸	れ計上しております。
	なお、破綻先及び実質破綻	念債権等特定の債権について	なお、破綻先及び実質破綻
	先に対する担保・保証付債権	は、個別に回収可能性を勘案	先に対する担保・保証付債権
	等については、債権額から担	し、回収不能見込額をそれぞ	等については、債権額から担
	保の評価額及び保証による回	れ計上しております。	保の評価額及び保証による回
	収が可能と認められる額を控	なお、破綻先及び実質破綻	収が可能と認められる額を控
	除した残額を取立不能見込額	先に対する担保・保証付債権	除した残額を取立不能見込額
	として債権額から直接減額し	等については、債権額から担	として債権額から直接減額し
	ており、その金額は1,693,302	保の評価額及び保証による回	ており、その金額は1,236,148
	百万円であります。	収が可能と認められる額を控	百万円であります。
		除した残額を取立不能見込額	
		として債権額から直接減額し	
		ており、その金額は1,774,043	
		百万円であります。	
	(6) 賞与引当金の計上基準	(6) 賞与引当金の計上基準	(6) 賞与引当金の計上基準
	賞与引当金は、従業員への		賞与引当金は、従業員への
	賞与の支払いに備えるため、		賞与の支払いに備えるため、
	従業員に対する賞与の支給見	同左	従業員に対する賞与の支給見
	込額のうち、当中間連結会計		込額のうち、当連結会計年度
	期間に帰属する額を計上して		に帰属する額を計上しており
	おります。		ます。
-			

前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員	(7) 退職給付引当金の計上基準	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員
の退職給付に備えるため、当		の退職給付に備えるため、当
連結会計年度末における退職		連結会計年度末における退職
給付債務及び年金資産の見込		給付債務及び年金資産の見込
額に基づき、当中間連結会計		額に基づき、必要額を計上し
期間末において発生している		ております。また、過去勤務
と認められる額を計上しております。また、過去勤務債務		債務及び数理計算上の差異の 損益処理方法は以下のとおり
及び数理計算上の差異の損益		であります。
処理方法は以下のとおりであ		過去勤務債務:
ります。		その発生時の従業員の平
過去勤務債務:		均残存勤務期間内の一定
その発生時の従業員の平		の年数(主として10年)に
均残存勤務期間内の一定		よる定額法により損益処
の年数(主として10年)に	同左	理物理計算との差異・
よる定額法により損益処 理	<u> </u>	数理計算上の差異: 各連結会計年度の発生時
佐 数理計算上の差異:		の従業員の平均残存勤務
各連結会計年度の発生時		期間内の一定の年数(主と
の従業員の平均残存勤務		して10年)による定額法に
期間内の一定の年数(主と		より按分した額をそれぞ
して10年)による定額法に		れ発生の翌連結会計年度
より按分した額をそれぞ		から損益処理
れ発生の翌連結会計年度 から損益処理		なお、会計基準変更時差異 については、主として5年に
ルック担血処理 なお、会計基準変更時差異		よる按分額を費用処理してお
については、主として5年に		ります。
よる按分額を費用処理するこ		連結子会社である三井住友
ととし、当中間連結会計期間		銀行は、確定給付企業年金法
においては同按分額に12分の		の施行に伴い、厚生年金基金
6を乗じた額を計上しており		の代行部分について、平成16
ます。		年1月26日に厚生労働大臣か
		トライン ちります。これに伴 ちります。これに伴
		い、連結子会社である三井住
		友銀行は、「退職給付会計に
		関する実務指針(中間報告)」
		(日本公認会計士協会会計制度
		委員会報告第13号)第47 - 2項
		に定める経過措置を適用し、
		当該認可の日において代行部
		分に係る退職給付債務及び返 還相当額の年金資産を消滅し
		たものとみなして会計処理を
		行っております。
		なお、本処理に伴う損益に
		与える影響額等については、
		(退職給付関係)に記載してお
(6)		ります。
(8) 債権売却損失引当金の計上 基準		
基準 債権売却損失引当金は、株		
「関権元却損失引当並は、休 式会社共同債権買取機構に売		
却した不動産担保付債権の担		
保価値を勘案し、将来発生す		
る可能性のある損失を見積も		
り、必要と認められる額を計		
上しております。		

** 中間 まれる 計 期間	火中間海社人制期間	ジェルヘシケ の
前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日
至 平成15年9月30日)	至 平成16年9月30日)	至 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
(9) 日本国際博覧会出展引当金	(8) 日本国際博覧会出展引当金	(8) 日本国際博覧会出展引当金
の計上基準	の計上基準	の計上基準
2005年に愛知県において開	の町工坐牛	の町工坐土
催される「2005年日本国際博		
覧会」(愛知万博)への出展費		
用に関し、日本国際博覧会出	<u> </u>	
展引当金を計上しておりま	同左	同左
す。		
なお、この引当金は租税特		
別措置法第57条の2の準備金		
を含んでおります。		
(10) 特別法上の引当金の計上基	(9) 特別法上の引当金の計上基	(9) 特別法上の引当金の計上基
ᄬ	ᄬ	ᄬ
特別法上の引当金は、金融	特別法上の引当金は、金融	特別法上の引当金は、金融
先物取引責任準備金18百万円	上 先物取引責任準備金18百万円	先物取引責任準備金18百万円
及び証券取引責任準備金513百	及び証券取引責任準備金1,075	及び証券取引責任準備金843百
万円であり、次のとおり計上	百万円であり、次のとおり計	万円であり、次のとおり計上
しております。	上しております。	しております。
金融先物取引責任準備金	金融先物取引責任準備金	金融先物取引責任準備金
金融先物取引等に関して		
生じた事故による損失の補		
てんに充てるため、金融先		
物取引法第82条及び同法施	同左	同左
行規則第29条の規定に定め	,	
るところにより算出した額		
を計上しております。		
証券取引責任準備金	 証券取引責任準備金	証券取引責任準備金
国内連結子会社は、証券	皿の 松川貝は干開立	血の 秋川貝は千開立
事故による損失に備えるた		
	□	□ +
め、証券取引法第51条に定	同左	同左
めるところにより算出した		
額を計上しております。	(10) [[[[[[[[[[[[[[[[[[[(10) Hildestands to the literature
(11) 外貨建資産・負債の換算基 準	(10) 外貨建資産・負債の換算基 準	(10) 外貨建資産・負債の換算基 準
│ 年 │ 連結子会社である三井住友	^{・年} 連結子会社である三井住友	│ ^{・年} 連結子会社である三井住友
銀行の外貨建資産・負債及び	銀行の外貨建資産・負債及び	銀行の外貨建資産・負債及び
海外支店勘定については、取	海外支店勘定については、取	海外支店勘定については、取
得時の為替相場による円換算	得時の為替相場による円換算	得時の為替相場による円換算
額を付す子会社株式及び関連	領時の為首相場による口換算 額を付す子会社株式及び関連	額を付す子会社株式及び関連
会社株式を除き、主として中	会社株式を除き、主として中	会社株式を除き、主として連
間連結決算日の為替相場によるの数を表はしておりま	間連結決算日の為替相場によるの数を持ちません。	は決算日の為替相場による円 物質を付してものます。
る円換算額を付しておりま -	る円換算額を付しておりま	換算額を付しております。
す。 	す。	国内銀行連結子会社の外貨
国内銀行連結子会社の外貨	また、その他の連結子会社	建取引等の会計処理のうち、
建取引等の会計処理のうち、	の外貨建資産・負債について	異なる通貨での資金調達・運
異なる通貨での資金調達・運	は、それぞれの中間決算日等	用を動機として行われる通貨
用を動機として行われる通貨	の為替相場により換算してお	スワップ取引及び為替スワッ
スワップ取引及び為替スワッ	ります。	プ取引については、前連結会
プ取引については、前連結会		計年度は業種別監査委員会報
計年度は業種別監査委員会報		告第25号等による経過措置を
告第25号等による経過措置を		適用しておりましたが、当連
適用しておりましたが、当中		結会計年度より、同報告の本
間連結会計期間より、同報告		則規定に基づくヘッジ会計を
の本則規定に基づくヘッジ会		適用しております。
計を適用しております。		この変更に伴い、従来、期
可で週刊してのリみり。		この女丈に付い、從木、朔

Г			
	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
	至 平成15年9月30日)	至 平成16年9月30日)	至 平成16年3月31日)
	この変更に伴い、従来、期		間損益計算していた当該為替
	間損益計算していた当該為替		スワップ取引を時価評価し、
	スワップ取引を時価評価し、		正味の債権及び債務を連結貸
	正味の債権及び債務を中間連		借対照表に計上したため、従
	結貸借対照表に計上したた		来の方法によった場合に比
	め、従来の方法によった場合		べ、「その他資産」及び「そ
	に比べ、「その他資産」及び		の他負債」はそれぞれ1,035百
	「その他負債」がそれぞれ		万円増加しております。な
	2,846百万円増加しておりま		お、この変更に伴う損益への
	す。なお、この変更に伴う損		影響はありません。
	益への影響はありません。		また、通貨スワップ取引及
	また、通貨スワップ取引及		び先物外国為替取引等に係る
	び先物外国為替取引等に係る		円換算差金は、従来、純額で
	円換算差金は、従来、純額で		「その他資産」又は「その他
	「その他資産」又は「その他		負債」として計上しておりま
	負債」として計上しておりま		したが、当連結会計年度よ
	したが、当中間連結会計期間		り、業種別監査委員会報告第
	より、業種別監査委員会報告		25号に基づき総額で「その他
	第25号に基づき総額で「その		資産」及び「その他負債」に
	他資産」及び「その他負債」		計上しております。この変更
	に計上しております。この変		に伴い、従来の方法によった
	更に伴い、従来の方法によっ		場合に比べ、「その他資産」
	た場合に比べ、「その他資		及び「その他負債」がそれぞ
	産」及び「その他負債」がそ		れ450,929百万円増加しており
			*
	れぞれ737,724百万円増加して		ます。
	おります。		なお、上記に係るセグメン
	また、その他の連結子会社		ト情報に与える影響は(セグメ
	の外貨建資産・負債について		ント情報)に記載しておりま
	は、それぞれの中間決算日等		す。
	の為替相場により換算してお		また、その他の連結子会社
	ります。		の外貨建資産・負債について
			は、それぞれの決算日等の為
			替相場により換算しておりま
			す。
	(12) リース取引の処理方法	(11) リース取引の処理方法	(11) リース取引の処理方法
	当社及び国内連結子会社の	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
	リース物件の所有権が借主に		
	移転すると認められるもの以	5 +	
	外のファイナンス・リース取	同左	同左
	引については、通常の賃貸借		
	取引に準じた会計処理によっ		
	ております。		
	(13) リース取引等に関する収益	(12) リース取引等に関する収益	(12) リース取引等に関する収益
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	` '	` '
	及び費用の計上基準	及び費用の計上基準	及び費用の計上基準
	リース取引のリース料収	リース取引のリース料収	リース取引のリース料収
	入の計上方法	入の計上方法	入の計上方法
	主に、リース期間に基づ		
	くリース契約上の収受すべ		
	き月当たりのリース料を基	同左	同左
		1-7-7-	一元
	準として、その経過期間に		
	対応するリース料を計上し		
	ております。		
	割賦販売取引の売上高及	割賦販売取引の売上高及	割賦販売取引の売上高及
	び売上原価の計上方法	び売上原価の計上方法	び売上原価の計上方法
	十二 割賦契約による芸		İ
	主に、割賦契約による支	⊟ +	□ +
	払期日を基準として当該経	同左	同左
	払期日を基準として当該経 過期間に対応する割賦売上	同左	同左
	払期日を基準として当該経	同左	同左
	払期日を基準として当該経 過期間に対応する割賦売上	同左	同左

(14) 重要なヘッジ会計の方法 ・金利リスク・ヘッジ

連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

前連結会計年度は、多数の 貸出金・預金等から生じる金 利リスクをデリバティブ取引 を用いて総体で管理する「マ クロヘッジ」について、「銀 行業における金融商品会計基 準適用に関する会計上及び監 査上の取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会報告 第24号。以下「業種別監査委 員会報告第24号」という。)に よる経過措置を適用しており ましたが、当中間連結会計期 間からは、小口多数の金銭債 権債務に対する包括ヘッジに ついて、同報告の本則規定を 適用しております。相場変動 を相殺する包括ヘッジの場合 には、ヘッジ対象となる預 金・貸出金等とヘッジ手段で ある金利スワップ取引等を残 存期間毎にグルーピングのう え有効性の評価をしておりま す。また、キャッシュ・フロ ーを固定する包括ヘッジの場 合には、ヘッジ対象とヘッジ 手段の金利変動要素の相関関 係の検証により有効性の評価 をしております。個別ヘッジ についても当該個別ヘッジに 係る有効性の評価をしており ます。

会計処理については、金融 資産・負債から生じる金利リ スクのヘッジ会計の方法とし て従来繰延ヘッジを適用して おりましたが、当中間連結会 計期間における債券相場環境 の変化に対応して債券に対す るヘッジ取引の規模が拡大し たことを踏まえ、ヘッジ取引 の効果をより適切に財務諸表 に反映させることを目的とし て、その他有価証券のうちALM 目的で保有する債券の相場変 動を相殺するヘッジ取引につ いては時価ヘッジを適用して おります。この変更に伴い、 従来の方法によった場合と比 べ、「その他資産」及び「そ の他有価証券評価差額金」が それぞれ21.462百万円及び 13,521百万円減少し、「繰延 税金資産」が8,507百万円増加 しております。

また、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益のうち、上記の変更に伴いヘッジ会計を中止又は時価ヘッ

当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

(13) 重要なヘッジ会計の方法・金利リスク・ヘッジ

連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジを適用しております。

相場変動を相殺するションの場合には、 は、は、 は、、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、は、 は、ます。 は、まず、 まず、 は、まず、 は、まず、 は、まず、 は、まず、 は、まず、 は、まず、 は、まず、 は、まず、 は、ま

個別ヘッジについても、原則として繰延ヘッジを適用しておりますが、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺するヘッジ取引については、時価ヘッジを適用しております。

また、「銀行業における金 融商品会計基準適用に関する 当面の会計上及び監査上の取 扱い」(日本公認会計士協会業 種別監査委員会報告第15号)を 適用して実施しておりました 多数の貸出金・預金等から生 じる金利リスクをデリバティ ブ取引を用いて総体で管理す る従来の「マクロヘッジ」に 基づく繰延ヘッジ損益のう ち、業種別監査委員会報告第 24号の適用に伴いヘッジ会計 を中止又は時価ヘッジに移行 したヘッジ手段に係る金額に ついては、個々のヘッジ手段 の金利計算期間に応じ、平成 15年度から最長12年間にわた って資金調達費用又は資金運 用収益として期間配分してお ります。なお、当中間連結会 計期間末における「マクロへ ッジ」に基づく繰延ヘッジ損 失の総額は254,000百万円、繰 延ヘッジ利益の総額は221,851 百万円であります。

・為替変動リスク・ヘッジ

連結子会社である三井住友 銀行は、異なる通貨での資金 調達・運用を動機として行わ 前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(13) 重要なヘッジ会計の方法・金利リスク・ヘッジ

連結子会社である三井住友銀行は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

前連結会計年度は、多数の 貸出金・預金等から生じる金 利リスクをデリバティブ取引 を用いて総体で管理する「マ クロヘッジ」について、「銀 行業における金融商品会計基 準適用に関する会計上及び監 査上の取扱い」(日本公認会計 士協会業種別監査委員会報告 第24号。以下、「業種別監査 委員会報告第24号」という。) による経過措置を適用してお りましたが、当連結会計年度 からは、小口多数の金銭債権 債務に対する包括ヘッジにつ いて、同報告の本則規定を適 用しております。相場変動を 相殺する包括ヘッジの場合に は、ヘッジ対象となる預金・ 貸出金等とヘッジ手段である 金利スワップ取引等を残存期 間毎にグルーピングのうえ有 効性の評価をしております。 また、キャッシュ・フローを 固定する包括ヘッジの場合に は、ヘッジ対象とヘッジ手段 の金利変動要素の相関関係の 検証により有効性の評価をし ております。個別ヘッジにつ いても当該個別ヘッジに係る 有効性の評価をしておりま

会計処理については、金融 資産・負債から生じる金利リ スクのヘッジ会計の方法とし て従来繰延ヘッジを適用して おりましたが、当連結会計年 度における債券相場環境の変 化に対応して債券に対するへ ッジ取引の規模が拡大したこ とを踏まえ、ヘッジ取引の効 果をより適切に財務諸表に反 映させることを目的として、 その他有価証券のうちALM目的 で保有する債券の相場変動を 相殺するヘッジ取引について は時価ヘッジを適用しており ます。この変更に伴い、従来 の方法によった場合と比べ、 「その他資産」及び「その他 有価証券評価差額金」がそれ ぞれ28,948百万円及び13,923 百万円減少し、「繰延税金資 産」が9,528百万円増加してお ります。

なお、上記に係るセグメント情報に与える影響は(セグメント情報)に記載しております。

ジに移行したヘッジ手段に係る金額については、個々のヘッジ手段の金利計算期間にかいている。当中間連結会計期間から。最長12年間にわたって以益・国内では一次では、当中間連結会計期間配分しております。とないます。は、当年間に対している。は、12、999百万円、繰延ヘッジ損失の総額は410、931百万円であります。

・為替変動リスク・ヘッジ

連結子会社である三井住友銀行は、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、業種別監査委員会報告第25号の本則規定に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建立 銭債権債務等の為替変動リカを減殺する目的で行うフリプ取引及び為替スワップ取引について、その外貨を対した見合う外貨金との方をできることによりへいであります。

・連結会社間取引等

デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定と それ以外の勘定との間(又は内 当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

れる通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という。)に基づく繰延ヘッジを適用しております。

これは、異なる通貨での 金調達・運用に伴う外貨建立 銭債権債務等の為替を変動り通りでうる スワップ取引及び、その外質 スワップ取引について、その外貨金と で見たすることに見合うのであり 賃権債務等が存在するへいであり ではなっていている。 ではないではないであります。

また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建会社株式建その他有価証券(債券以外)の為替変動リスクをヘッジす象とあため、事前にに証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券の銀証券について外貨ペースで取得原で取しての直先負債が存在していり上の直先条件に、包括へッジとして繰延ヘッジを適用しております。

・連結会社間取引等

前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

また、従来の「マクロヘッ ジュに基づく繰延ヘッジ指益 のうち、上記の変更に伴いへ ッジ会計を中止又は時価へッ ジに移行したヘッジ手段に係 る金額については、個々のへ ッジ手段の金利計算期間に応 じ、当連結会計年度から最長 12年間にわたって資金調達費 用又は資金運用収益として期 間配分しております。なお、 当連結会計年度末における 「マクロヘッジ」に基づく繰 延ヘッジ損失の総額は320.513 百万円 繰延へッジ利益の総 額は293.837百万円でありま

・為替変動リスク・ヘッジ

連結子会社である三井住友 銀行は、異なる通貨での資金 調達・運用を動機として行わ れる通貨スワップ取引及び為 替スワップ取引について、業 種別監査委員会報告第25号の 本則規定に基づく繰延ヘッジ を適用しております。

	T		
	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	部部門間)の内部取引について	及び費用は消去せずに損益認	・連結会社間取引等
	は、ヘッジ手段として指定し	識又は繰延処理を行っており	デリバティブ取引のうち連
	ている金利スワップ取引及び	ます。	結会社間及び特定取引勘定と
	通貨スワップ取引等に対し	なお、三井住友銀行以外の	それ以外の勘定との間(又は内
	て、業種別監査委員会報告第	一部の連結子会社において、	部部門間)の内部取引について
	24号及び同第25号に基づき、	繰延ヘッジ会計又は「金利ス	は、ヘッジ手段として指定し
	24号及び同第25号に基づさ、 恣意性を排除し厳格なヘッジ	繰延ペック芸計又は「並利ス ワップの特例処理」を適用し	ている金利スワップ取引及び
	運営が可能と認められる対外	ております。また、国内リー	通貨スワップ取引等に対し
	カバー取引の基準に準拠した		
		ス連結子会社において、部分	て、業種別監査委員会報告第
	運営を行っているため、当該	的に「リース業における金融	24号及び同第25号に基づき、
	金利スワップ取引及び通貨ス	商品会計基準適用に関する当	恣意性を排除し厳格なヘッジ
	ワップ取引等から生じる収益	面の会計上及び監査上の取扱	運営が可能と認められる対外
	及び費用は消去せずに損益認	い」(日本公認会計士協会業種	カバー取引の基準に準拠した
	識又は繰延処理を行っており	別監査委員会報告第19号)に定	運営を行っているため、当該
	ます。	められた処理を行っていま	金利スワップ取引及び通貨ス
	なお、その他の一部の連結	す。	ワップ取引等から生じる収益
	子会社において、繰延ヘッジ		及び費用は消去せずに損益認
	会計又は「金利スワップの特		識又は繰延処理を行っており
	例処理」を適用しておりま		ます。
	す。なお、国内リース連結子		なお、その他の一部の連結
	会社において、部分的に「リ		子会社において、繰延ヘッジ
	ース業における金融商品会計		会計又は「金利スワップの特
	基準適用に関する当面の会計		例処理」を適用しておりま
	上及び監査上の取扱い」(日本		す。なお、国内リース連結子
	公認会計士協会業種別監査委		会社において、部分的に「リ
	員会報告第19号)に定められた		ース業における金融商品会計
	処理を行っています。		基準適用に関する当面の会計
			上及び監査上の取扱い」(日本
			公認会計士協会業種別監査委
			員会報告第19号)に定められた
			処理を行っております。
	 (15) 消費税等の会計処理	 (14) 消費税等の会計処理	(14) 消費税等の会計処理
	当社及び国内連結子会社の	(17) /15县765寸少五门处注	(17) /1克加奇罗女引处注
	当私及び国内建紀丁云社の 消費税及び地方消費税の会計	同左	同左
	月 月 月 月 日 月 日 月 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	四年	回在
	処理は、税扱力式にようしの ります。		
	· · · · ·	(45) 전체田소학니티국 7 東西	
	(16) 税効果会計に関する事項	(15) 税効果会計に関する事項	
	中間連結会計期間に係る納		
	付税額及び法人税等調整額		
	は、当社及び国内連結子会社		
	の決算期において予定してい	D.t.	
	る利益処分方式による海外投	同左	
	資等損失準備金の積立て及び		
	取崩しを前提として、当中間		
	連結会計期間に係る金額を計		
	算しております。		
5 (中間)連結キャッシ	中間連結キャッシュ・フロー		連結キャッシュ・フロー計算
ュ・フロー計算書におけ	計算書における資金の範囲は、	同左	書における資金の範囲は、現金
る資金の範囲	現金及び無利息預け金でありま	四年	及び無利息預け金であります。
	す。		
•			

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		V
	額」及び「資本等の金額」に基づき 算定された法人事業税について、当 中間連結会計期間から中間連結損益 計算書中の「営業経費」に含めて表 示しております。	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間 (平成15年9月30日現在)

- 1 有価証券には、非連結子会社 及び関連会社の株式200,137百 万円及び出資金1,614百万円を 含んでおります。
- 2 無担保の消費貸借契約(債券 貸借取引)により貸し付けてい る有価証券が、「有価証券」中 の国債に6,002百万円含まれて おります。また、使用貸借又に 賃貸借契約により貸し付けてい る有価証券は、「有価証券」中 の国債に119百万円含まれてお ります。

無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券並びに現先取引及りまり借り入れている有価証券が受け入れている有価証券で、(再)担保という方で自由に処分できる権利をといる有価証券で、(再)担保に対し入れている有価証券で、(再)担保に対し入れている有価証券で、(再)担保に対した。当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは136,090百万円であります。

3 貸出金のうち、破綻先債権額 は179,497百万円、延滞債権額 は2,287,238百万円でありま す。但し、上記債権額のうち、 オフ・バランス化につながる措 置である株式会社整理回収機構 への信託実施分は、38,941百万 円であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。 当中間連結会計期間 (平成16年9月30日現在)

- 1 有価証券には、非連結子会社 及び関連会社の株式352,247百 万円及び出資金1,492百万円を 含んでおります。
- 2 無担保の消費貸借契約により 貸し付けている有価証券が、 「有価証券」中の国債に16,294 百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により 借り入れている有価証券並びに 現先取引及び現金担保付債券育 借取引により受け入れている有 価証券のうち、売却又は(再)担 保という方法で自由に処分で る権利を有する有価証券で、 (再)担保に差し入れている有 証券は1,579,675百万円、価 間連結会計期間末に当該処分を せずに所有しているものは 167,303百万円であります。

3 貸出金のうち、破綻先債権額 は86,972百万円、延滞債権額は 1,844,061百万円であります。 但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置 である株式会社整理回収機構へ の信託実施分は、3,792百万円 であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。 前連結会計年度 (平成16年3月31日現在)

- 1 有価証券には、非連結子会社 及び関連会社の株式206,720百 万円及び出資金1,480百万円を 含んでおります。
- 2 無担保の消費貸借契約により 貸し付けている有価証券が、 「有価証券」中の国債及び株式 に15,849百万円含まれておりま す。また、使用貸借又は賃貸借 契約により貸し付けている有価 証券は、「有価証券」中の国債 に99百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並がに現先取引及び現金担保付債券育価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分でる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは165,047百万円であります。

3 貸出金のうち、破綻先債権額 は96,413百万円、延滞債権額は 1,767,862百万円であります。 但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置 である株式会社整理回収機構へ の信託実施分は、7,522百万円 であります。

また、延滞債権とは、未収利 息不計上貸出金であって、破綻 先債権及び債務者の経営再建又 は支援を図ることを目的として 利息の支払を猶予した貸出金以 外の貸出金であります。

4 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は101,630百万円であ ります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は1,853,890百万円であ ります。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

6 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 4,422,255百万円であります。 但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置 である株式会社整理回収機構へ の信託実施分は、38,941百万円 であります。

なお、上記3から6に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱別」 (日本公認会計士協会業種の取扱別が重要員会報告第24号)により受け入れたはり受け入れたが関係を表しての受け入れたが関係を表している。これにより受け入れたができまで、高くのできる権利を有している。これにしている。というできる権利を有しておりますが、その額額にしております。 当中間連結会計期間 (平成16年9月30日現在)

4 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は52,918百万円であり ます。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は884,745百万円であり ます。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権に 該当しないものであります。

6 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 2,868,696百万円であります。 但し、上記債権額のうち、オ フ・バランス化につながる措置 である株式会社整理回収機構へ の信託実施分は、3,837百万円 であります。

なお、上記3から6に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」 (日本公認会計士協会業種別として本公認会計立のでは、1000円であります。これにより受け入れたおりでするでは、1000円でありますが、その額面金額によりできる権利を有しておりますが、その額面金額は1,031,613百万円であります。 前連結会計年度 (平成16年3月31日現在)

4 貸出金のうち、3カ月以上延 滞債権額は51,538百万円であり ます。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定 支払日の翌日から3月以上遅延 している貸出金で破綻先債権及 び延滞債権に該当しないもので あります。

5 貸出金のうち、貸出条件緩和 債権額は1,382,168百万円であ ります。

なお、貸出条件緩和債権と は、債務者の経営再建又は支援 を図ることを目的として、金利 の減免、利息の支払猶予、元本 の返済猶予、債権放棄その他の 債務者に有利となる取決めを行 った貸出金で破綻先債権、延滞 債権及び3カ月以上延滞債権 該当しないものであります。

6 破綻先債権額、延滞債権額、 3カ月以上延滞債権額及び貸出 条件緩和債権額の合計額は 3,297,981百万円であります。 但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置 である株式会社整理回収機構へ の信託実施分は、7,522百万円であります。

なお、上記3から6に掲げた 債権額は、貸倒引当金控除前の 金額であります。

7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関い」 (日本公認会計士協会業種別の取扱別 査委員会報告第24号)におり受ける。これにより受け入れたおりである。これにより受け入れた場所を手形、では、の業手形をが買入りを表す。又は(再)担保という方法でおり、できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,023,057百万円であります。

8 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 124,638百万円 570,857百万円 特定取引資産 有価証券 9,794,664百万円 貸出金 3,760,959百万円

その他資産 1,180百万円 (延払資産等)

動産不動産 529百万円 担保資産に対応する債務

預金 14,910百万円 コールマネー 7,054,900百万円 及び売渡手形 売現先勘定 1,857,026百万円 債券貸借取引 4,355,513百万円 受入担保金 特定取引負債 144,062百万円 借用金 4,216百万円 その他負債 10,979百万円 支払承諾 149,297百万円

> 上記のほか、資金決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 44,798百万円、特定取引資産 4,204 百万円、有価証券 3,966,901 百万円及び貸出金 968,383百万円を差し入れてお ります。

> また、動産不動産のうち保証 金権利金は118,028百万円、そ の他資産のうち先物取引差入証 拠金は7.036百万円でありま す。

9 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がない 限り、一定の限度額まで資金を 貸し付けることを約する契約で あります。これらの契約に係る 融資未実行残高は、29,801,082 百万円であります。このうち原 契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能 なものが27,261,498百万円あり ます。

__ 当中間連結会計期間 (平成16年9月30日現在)

担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 90,583百万円 特定取引資産 651,906百万円 有価証券 7,457,751百万円 貸出金 1,465,657百万円 その他資産 1,030百万円 (延払資産等)

担保資産に対応する債務

預金 10,528百万円 コールマネー 3,655,999百万円 及び売渡手形 715,530百万円 売現先勘定 債券貸借取引 4,460,991百万円 受入担保金 特定取引負債 125,597百万円 借用金 3,893百万円 その他負債 14,617百万円 支払承諾 149,029百万円

上記のほか、資金決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 50,227百万円、特定取引資産 1,663 百万円、有価証券 6,962,079百万円及び貸出金 581,956百万円を差し入れてお ります。

また、動産不動産のうち保証 金権利金は110,928百万円、そ の他資産のうち先物取引差入証 拠金は9.216百万円でありま す。

当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がない 限り、一定の限度額まで資金を 貸し付けることを約する契約で あります。これらの契約に係る 融資未実行残高は、34,368,593 百万円であります。このうち原 契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能 なものが30,841,376百万円あり ます。

前連結会計年度 (平成16年3月31日現在)

8 担保に供している資産は次の とおりであります。

担保に供している資産

現金預け金 112,778百万円 特定取引資産 540,579百万円 有価証券 10,723,663百万円 貸出金 1,375,426百万円 その他資産 1,056百万円

(延払資産等)

動産不動産 524百万円

担保資産に対応する債務

預金 15,276百万円 コールマネー 5.175.669百万円 及び売渡手形 売現先勘定 1,055,508百万円 債券貸借取引 5,700,206百万円 受入担保金 特定取引負債 203,599百万円 借用金 4,451百万円 その他負債 1,122百万円 支払承諾 141,835百万円

> 上記のほか、資金決済等の取 引の担保あるいは先物取引証拠 金等の代用として、現金預け金 42,537百万円、特定取引資産 3,908 百万円、有価証券 6,801,910百万円及び貸出金 55,000百万円を差し入れており ます。

> また、動産不動産のうち保証 金権利金は112,628百万円、そ の他資産のうち先物取引差入証 拠金は8.130百万円でありま す。

9 当座貸越契約及び貸付金に係 るコミットメントライン契約 は、顧客からの融資実行の申し 出を受けた場合に、契約上規定 された条件について違反がない 限り、一定の限度額まで資金を 貸し付けることを約する契約で あります。これらの契約に係る 融資未実行残高は、32,634,541 百万円であります。このうち原 契約期間が1年以内のもの又は 任意の時期に無条件で取消可能 なものが29,806,280百万円あり ます。

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも将来のキ ャッシュ・フローに影響を与え るものではありません。これら の契約の多くには、金融情勢の 変化、債権の保全、その他相当 の事由があるときは、実行申し 込みを受けた融資の拒絶又は契 約極度額の減額をすることがで きる旨の条項が付けられており ます。また、契約時において必 要に応じて不動産・有価証券等 の担保を徴求するほか、契約後 も定期的に予め定めている社内 手続に基づき顧客の業況等を把 握し、必要に応じて契約の見直 し、与信保全上の措置等を講じ ております。

- 10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失としてその他資産に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,735,996百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,609,388百万円であります。
- 11 連結子会社である三井住友銀 行は、土地の再評価に関する法 律(平成10年3月31日公布法律 第34号)及び土地の再評価に法律 する法律の一部を改正する法律 (平成13年3月31日公布法 (平成13年3月31日公布法 19号)に基づき、事無用の の再評価を行い、評価差額により の再評価を行い、評価差額に係る 金相当額を「再評価に係る部に が、これを控除した金配 で土地再評価差額金」として 1土地再評価差額金」として 本の部に計上しております。

また、その他の一部の連結子 会社は、同法律に基づき、事業 用の土地の再評価を行い、評価 差額については、当該評価差額 に係る税金相当額を「再評価に 係る繰延税金資産」又は「再評価に係る繰延税金負債」として でれぞれ資産の部又は負債の部 に計上し、これを控除した金額 を「土地再評価差額金」として 資本の部に計上しております。 当中間連結会計期間 (平成16年9月30日現在)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも将来のキ ャッシュ・フローに影響を与え るものではありません。これら の契約の多くには、金融情勢の 変化、債権の保全及びその他相 当の事由があるときは、実行申 し込みを受けた融資の拒絶又は 契約極度額の減額をすることが できる旨の条項が付けられてお ります。また、契約時において 必要に応じて不動産・有価証券 等の担保を徴求するほか、契約 後も定期的に予め定めている社 内手続に基づき顧客の業況等を 把握し、必要に応じて契約の見 直し、与信保全上の措置等を講 じております。

- 10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は573,789百万円、繰延ヘッジ利益の総額は457,780百万円であります。
- 11 連結子会社である三井住友銀 行は、土地の再評価に関する法 律(平成10年3月31日公布法律 第34号)及び土地の再評価に法律 する法律の一部を改正する法律 (平成13年3月31日公布法 (平成13年3月31日公布法 19号)に基づき、事無価差額 の再評価を行い、評価差額にの の再評価を行い、評価差額に係る 金相当額を「再評価に係る部に が、これを控除した金額 で、土地再評価差額金」として 1土地再評価を 本の部に計上しております。

また、その他の一部の連結子会社は、同法律に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金資産」とは「再に係る繰延税金負債」との部に計上し、これを控除した部額を「土地再評価差額金」としております。

前連結会計年度 (平成16年3月31日現在)

なお、これらの契約の多く は、融資実行されずに終了する ものであるため、融資未実行残 高そのものが必ずしも将来のキ ャッシュ・フローに影響を与え るものではありません。これら の契約の多くには、金融情勢の 変化、債権の保全及びその他相 当の事由があるときは、実行申 し込みを受けた融資の拒絶又は 契約極度額の減額をすることが できる旨の条項が付けられてお ります。また、契約時において 必要に応じて不動産・有価証券 等の担保を徴求するほか、契約 後も定期的に予め定めている社 内手続に基づき顧客の業況等を 把握し、必要に応じて契約の見 直し、与信保全上の措置等を講 じております。

- 10 繰延ヘッジ会計を適用したヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は663,546百万円、繰延ヘッジ利益の総額は564,122百万円であります。
- 11 連結子会社である三井住友銀 行は、土地の再評価に関する法 律(平成10年3月31日公布法律 第34号)及び土地の再評面る法律の一部を改正する法律の一部を改正する法律の「中成13年3月31日公布法律 19号)に基づき、評価差額に係るの再評価を行い、評価差額に係る解 金相当額を「再評価に係る解に が、これを控除した金配 が、これを控除した金配 で、土地再評価差額金」として する記述をである。

また、その他の一部の連結子 会社は、同法律に基づき、事業 用の土地の再評価を行い、評価 差額については、当該評価差額 に係る税金相当額を「再評価値 係る繰延税金資産」又は「再価値 価に係る繰延税金負債」として で計上し、これを控除した金額 を「土地再評価差額金」として 資本の部に計上しております。

再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀 行

> 平成10年3月31日及び平成 14年3月31日

その他の一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14 年3月31日

同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

連結子会社である三井住友銀行

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時に基づいて、奥行価格補正、時による補正等、合理的な調整を行って算出。

その他の一部の連結子会社 土地の再評価に関する法律施 行令(平成10年3月31日公布政 令第119号)第2条第3号に定め る固定資産税評価額及び同条第 5号に定める不動産鑑定士又は 不動産鑑定士補による鑑定評価 に基づいて算出。

- 12 動産不動産の減価償却累計額 は604,089百万円、リース資産 の減価償却累計額は1,508,565 百万円であります。
- 13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金811,510百万円が含まれてお
- 14 社債には、劣後特約付社債 1,583,839百万円が含まれてお ります。

当中間連結会計期間 (平成16年9月30日現在)

再評価を行った年月日 連結子会社である三井住友銀

行

平成10年3月31日及び平成 14年3月31日 その他の一部の連結子会社

その他の一部の連結子芸社 平成11年3月31日、平成14 年3月31日

同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

連結子会社である三井住友銀 行

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時に基づいて、東行価格補正、時による補正等、合理的な調整を行って算出。

その他の一部の連結子会社

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

- 12 動産不動産の減価償却累計額 は588,735百万円、リース資産 の減価償却累計額は1,550,472 百万円であります。
- 13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金771,570百万円が含まれてお ります。
- 14 社債には、劣後特約付社債 1,861,560百万円が含まれてお ります。

前連結会計年度 (平成16年3月31日現在)

再評価を行った年月日

連結子会社である三井住友銀行

平成10年3月31日及び平成 14年3月31日

その他の一部の連結子会社 平成11年3月31日、平成14 年3月31日

同法律第3条第3項に定める再 評価の方法

連結子会社である三井住友銀 行

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時に基づいて、奥行価格補正、時による補正等、合理的な調整を行って算出。

その他の一部の連結子会社

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額は、当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額より16,497百万円下回っております。

- 12 動産不動産の減価償却累計額 は587,180百万円、リース資産 の減価償却累計額は1,528,311 百万円であります。
- 13 借用金には、他の債務よりも 債務の履行が後順位である旨の 特約が付された劣後特約付借入 金770,003百万円が含まれてお ります。
- 14 社債には、劣後特約付社債 1,661,881百万円が含まれてお ります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 その他経常収益には、株式等 売却益56,039百万円を含んでお ります。	1 その他経常収益には、株式等 売却益65,914百万円及び退職給 付信託に係る信託設定益75,275 百万円を含んでおります。	1 その他経常収益には、株式等 売却益159,037百万円を含んで おります。 2 営業経費には、研究開発費 402百万円を含んでおります。
3 その他経常費用には、貸出金 償却388,924百万円を含んでお ります。	3 その他経常費用には、貸倒引 当金繰入額165,267百万円、貸 出金償却391,236百万円及び延 滞債権等を売却したことによる 損失56,321百万円を含んでおり ます。	3 その他経常費用には、貸出金 償却660,382百万円、延滞債権 等を売却したことによる損失 269,059百万円を含んでおりま す。
4 特別利益には、東京都外形標 準課税訴訟の訴訟上の和解成立 による還付税金38,236百万円及 び還付加算金2,097百万円を含 んでおります。	4 特別利益は、動産不動産処分 益2,185百万円及び償却債権取 立益485百万円であります。	4 特別利益には、厚生年金基金の代行部分の将来支給義務免除に係る利益59,095百万円、東京都外形標準課税訴訟の訴訟上の和解成立による還付税金38,236百万円及び還付加算金2,127百万円並びに貸倒引当金戻入益14,378百万円を含んでおります。
5 特別損失には、退職給付会計 導入に伴う会計基準変更時差異 の費用処理額11,021百万円、店 舗の統廃合等に伴う動産不動産 処分損8,408百万円を含んでお ります。	5 特別損失には、退職給付会計 導入に伴う会計基準変更時差異 の費用処理額8,938百万円及び 店舗の統廃合等に伴う動産不動 産処分損10,901百万円を含んで おります。	5 特別損失には、退職給付会計 導入に伴う会計基準変更時差異 の費用処理額21,348百万円を含 んでおります。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 現金及び現金同等物の中間期	1 現金及び現金同等物の中間期	1 現金及び現金同等物の期末残
末残高と中間連結貸借対照表は		高と連結貸借対照表に掲記され
掲記されている科目の金額との		ている科目の金額との関係
関係	関係	
平成15年 9 月30日現在	平成16年9月30日現在	平成16年3月31日現在
(金額単位 百万円	` '	(金額単位 百万円)
現金預け金勘定 3,898,500		現金預け金勘定 5,328,950
有利息預け金 964,363		有利息預け金 1,799,471
現金及び 現金同等物 2,934,145	現金及び 現金同等物 3,327,694	現金及び 現金同等物 3,529,479
2 株式の取得により新たに連絡		2 株式の取得により新たに連結
子会社となった会社の資産及び		子会社となった会社の資産及び
負債の主な内訳		負債の主な内訳
株式の取得により新たに株式		株式の取得により新たに旧株
会社関西さわやか銀行他2社を		式会社関西さわやか銀行他2社
連結したことに伴う連結開始時		を連結したことに伴う連結開始
の資産及び負債の内訳並びに构		時の資産及び負債の内訳並びに
式の取得のための支出(純額)と		株式の取得のための支出(純額)
の関係は次のとおりでありま		との関係は次のとおりでありま
す 。		す。
(金額単位 百万円		(金額単位 百万円)
資産 800,118		資産 800,118
(うち貸出金 593,042)	(うち貸出金 593,042)
負債 724,759		負債 724,759
(うち預金 682,774		(うち預金 682,774)
少数株主持分 23,450		少数株主持分 23,450
連結調整勘定 13,136	_	連結調整勘定 13,136
上記3社株式の 取得価額 38,773		上記 3 社株式の 取得価額 38,773
上記3社現金及び 現金同等物 29,773		上記 3 社現金及び 現金同等物 29,773
差引:上記3社 取得のための支出 8,999	_	差引:上記 3 社 取得のための支出8,999

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

- 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - (1) 借手側
 - ・リース物件の取得価額相当 額、減価償却累計額相当額及 び中間連結会計期間末残高相 当額

取得価額相当額

動産 10,937百万円 その他 213百万円 合計 11,150百万円

減価償却累計額相当額

動産 5,977百万円 その他 116百万円 合計 6,094百万円 中間連結会計期間末残高相当 額

動産 4,959百万円 その他 97百万円 合計 5,056百万円

・未経過リース料中間連結会計 期間末残高相当額

1年内 1,876百万円 1年超 3,316百万円 合計 5,193百万円

・支払リース料、減価償却費相 当額及び支払利息相当額

支払リース料 1,152百万円 減価償却費 1,082百万円 相当額 5払利息 76百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数と し、残存価額を零とする定額 法によっております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件 の取得価額相当額との差額を 利息相当額とし、各中間連結 会計期間への配分方法につい ては、利息法によっておりま す。 当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

- 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
 - (1) 借手側
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相 当額

取得価額相当額

動産9,772百万円その他472百万円合計10,244百万円

減価償却累計額相当額

動産5,572百万円その他267百万円合計5,839百万円中間連結会計期間末残高相当額

動産4,200百万円その他204百万円合計4,404百万円

・未経過リース料中間連結会計 期間末残高相当額

1年内 1,788百万円 1年超 2,760百万円 合計 4,549百万円

・支払リース料、減価償却費相 当額及び支払利息相当額

支払リース料1,018百万円減価償却費
相当額948百万円支払利息
相当額76百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数と し、残存価額を零とする定額 法によっております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件 の取得価額相当額との差額を 利息相当額とし、各中間連結 会計期間への配分方法につい ては、利息法によっておりま す。 前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

- 1 リース物件の所有権が借主に移 転すると認められるもの以外のフ ァイナンス・リース取引
- (1) 借手側
 - ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及 び年度末残高相当額

取得価額相当額

動産 11,705百万円 その他 606百万円 合計 12,312百万円

減価償却累計額相当額

動産6,848百万円その他357百万円合計7,206百万円年度未残高相当額

動産 4,856百万円 その他 249百万円

その他 249百万円 合計 5,106百万円

・未経過リース料年度末残高相 当額

1 年内 2,070百万円 1 年超 3,251百万円 合計 5,322百万円

・支払リース料、減価償却費相 当額及び支払利息相当額

支払リース料 2,296百万円 減価償却費 相当額 2,132百万円 支払利息 相当額 162百万円

- ・減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数と し、残存価額を零とする定額 法によっております。
- ・利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件 の取得価額相当額との差額を 利息相当額とし、各連結会計 年度への配分方法について は、利息法によっておりま す。

当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

(2) 貸手側

・リース資産に含まれているリ ース物件の取得価額、減価償 却累計額及び中間連結会計期 間末残高

取得価額

動産 1,942,876百万円 その他 548,854百万円 合計 2,491,730百万円 減価償却累計額

動産 1,203,109百万円 その他 299,931百万円 合計 1,503,041百万円 中間連結会計期間未残高

動産 739,766百万円 その他 248,922百万円 合計 988,689百万円

・未経過リース料中間連結会計 期間末残高相当額

1年内 322,445百万円 1年超 709,410百万円 合計 1,031,856百万円

・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料 205,211百万円 減価償却費 165,475百万円 受取利息 相当額 34,173百万円

・利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額 との合計額から、これに対応す るリース物件の取得価額を控除 した金額を利息相当額とし、各 中間連結会計期間への配分方法 については、利息法によってお ります。

- 2 オペレーティング・リース取引(1) 借手側
 - ・未経過リース料

1年内 18,679百万円 1年超 98,100百万円 合計 116,780百万円

(2) 貸手側

・未経過リース料

1年内 630百万円 1年超 1,497百万円 合計 2,128百万円 なお、上記1、2に記載した 貸手側の未経過リース料のうち 94,692百万円を借用金等の担保 に提供しております。

(2) 貸手側

・リース資産に含まれているリース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間末残高

取得価額

動産 1,920,975百万円 その他 588,826百万円 合計 2,509,801百万円 減価償却累計額

動産 1,216,807百万円 その他 327,019百万円 合計 1,543,827百万円 中間連結会計期間末残高

動産 704,167百万円 その他 261,807百万円 合計 965,974百万円

・未経過リース料中間連結会計 期間末残高相当額

1 年内 314,280百万円 1 年超 657,713百万円 合計 971,993百万円

・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料 205,622百万円 減価償却費 166,435百万円 受取利息 相当額 31,891百万円

・利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額 との合計額から、これに対応す るリース物件の取得価額を控除 した金額を利息相当額とし、各 中間連結会計期間への配分方法 については、利息法によってお ります。

- 2 オペレーティング・リース取引 (1) 借手側
 - ・未経過リース料

1年内 17,172百万円 1年超 76,766百万円 合計 93,939百万円

(2) 貸手側

・未経過リース料

1年内 5,340百万円 1年超 11,128百万円 合計 16,468百万円 なお、上記1、2に記載した 貸手側の未経過リース料のうち 86,071百万円を借用金等の担保 に提供しております。

(2) 貸手側

・リース資産に含まれているリ ース物件の取得価額、減価償 却累計額及び年度末残高

取得価額

動産 1,908,945百万円 その他 580,899百万円 合計 2,489,845百万円 減価償却累計額

動産 1,197,471百万円 その他 323,580百万円 合計 1,521,051百万円 年度末残高

動産 711,474百万円 その他 257,319百万円 合計 968,794百万円

・未経過リース料年度末残高相 当額

1 年内 318,916百万円 1 年超 674,752百万円 合計 993,669百万円

・受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額

受取リース料 410,953百万円 減価償却費 331,032百万円 受取利息 60,905百万円

・利息相当額の算定方法

リース料総額と見積残存価額 との合計額から、これに対応す るリース物件の取得価額を控除 した金額を利息相当額とし、各 連結会計年度への配分方法につ いては、利息法によっておりま す。

- 2 オペレーティング・リース取引 (1) 借手側
 - ・未経過リース料

1 年内 17,136百万円 1 年超 83,638百万円 合計 100,774百万円

(2) 貸手側

・未経過リース料

1年内 4,189百万円 1年超 9,804百万円 合計 13,993百万円 なお、上記1、2に記載した 貸手側の未経過リース料のうち 87,900百万円を借用金等の担保 に提供しております。

(有価証券関係)

- 1 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、コマーシャル・ペーパー及び短期社債、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び貸付債権信託受益権等も含めて記載しております。
- 2 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものについては、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

当中間連結会計期間

1 売買目的有価証券(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	当中間連結会計期間の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,209,190	2,548

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	508,400	502,551	5,848	1,684	7,533
地方債					
社債					
その他	36,235	36,794	558	681	122
合計	544,636	539,346	5,289	2,365	7,655

- (注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	2,035,061	2,616,748	581,686	637,425	55,738
債券	13,744,918	13,686,800	58,118	18,409	76,527
国債	12,421,472	12,371,625	49,846	13,933	63,780
地方債	504,080	497,812	6,267	1,094	7,361
社債	819,366	817,362	2,003	3,381	5,385
その他	4,079,116	4,039,623	39,492	8,902	48,395
合計	19,859,096	20,343,172	484,076	664,737	180,661

- (注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は22,199百万円(収益)であります。
 - 2 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 4 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は39百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破 綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可 能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、 正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

- 4 当中間連結会計期間中に売却した満期保有目的の債券 該当ありません。
- 5 当中間連結会計期間中に売却したその他有価証券(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	16,678,701	117,923	27,549

6 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	3,492
その他	11,290
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	580,961
非上場債券	1,768,325
非上場外国証券	394,347
その他	150,646

7 保有目的を変更した有価証券 該当ありません。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年9月30日 現在)

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	2,927,449	7,891,459	2,987,501	2,157,117
国債	2,701,723	5,793,773	2,234,942	2,149,585
地方債	13,233	252,642	231,433	503
社債	212,492	1,845,044	521,125	7,028
その他	378,578	2,956,785	417,839	511,709
合計	3,306,028	10,848,244	3,405,341	2,668,827

前中間連結会計期間

1 売買目的有価証券(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	前中間連結会計期間の損益に 含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	1,205,895	1,705

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	時価(百万円)	円) 差額(百万円) うち益(百万円)		うち損(百万円)
国債	510,142	498,990	11,152	884	12,037
地方債					
社債					
その他	21,329	22,379	1,049	1,166	117
合計	531,472	521,369	10,103	2,051	12,155

⁽注) 1 時価は、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	取得原価(百万円) 中間連結貸借対照 評価差額(百万円) うち益(百 表計上額(百万円)		うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	2,606,121	3,077,101	470,979	578,166	107,187
債券	12,436,715	12,281,842	154,872	6,597	161,470
国債	11,240,557	11,103,803	136,754	2,865	139,619
地方債	413,692	403,548	10,143	924	11,067
社債	782,465	774,489	7,975	2,808	10,783
その他	4,187,030	4,174,553	12,477	20,171	32,649
合計	19,229,867	19,533,496	303,629	604,936	301,307

^{2 「}うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

- (注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は22,029百万円(収益)であります。
 - 2 中間連結貸借対照表計上額は、株式については主として前中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 4 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とし、評価差額を前中間連結会計期間の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前中間連結会計期間におけるこの減損処理額は530百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先時価が取得原価に比べて下落

要注意先 時価が取得原価に比べて30%以上下落 正常先 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破 綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可 能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、 正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。

4 当該中間連結会計期間中に売却した満期保有目的の債券(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却の理由
国債	21,063	21,709	645	連結子会社であるみなと銀行に
地方債	23,060	23,796	736	おける資金運用方針の変更
合計	44,123	45,506	1,382	

5 当該中間連結会計期間中に売却したその他有価証券(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月 30日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	15,761,524	145,995	95,693

6 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	5,411
その他	10,112
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	338,389
非上場債券	1,457,321
非上場外国証券	325,123
その他	109,236

7 保有目的を変更した有価証券

連結子会社であるみなと銀行において、前中間連結会計期間中に資金運用方針の変更により、 満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、当該連結子会社の残りの全ての満期保有目的の債券28,281百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が66百万円増加し、「繰延税金資産」が26百万円減少し、「少数株主持分」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ36百万円及び2百万円増加しております。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成15年9月30日 現在)

	1 年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	2,916,076	6,936,933	3,780,495	615,803
国債	2,717,215	5,160,392	3,125,480	610,858
地方債	6,726	197,435	198,853	533
社債	192,133	1,579,106	456,162	4,411
その他	471,659	2,977,811	434,399	606,081
合計	3,387,735	9,914,745	4,214,895	1,221,884

前連結会計年度

1 売買目的有価証券(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	前連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)	
売買目的有価証券	1,170,727	1,707	

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
国債	509,458	500,930	8,527	1,739	10,266
地方債					
社債					
その他	17,272	18,374	1,101	1,101	
合計	526,731	519,305	7,425	2,840	10,266

- (注) 1 時価は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づいております。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	2,234,577	2,904,362	669,784	736,878	67,094
債券	15,604,771	15,501,515	103,256	18,590	121,847
国債	14,028,689	13,939,482	89,207	14,225	103,432
地方債	515,362	506,263	9,098	1,075	10,173
社債	1,060,720	1,055,769	4,950	3,289	8,240
その他	5,354,322	5,363,406	9,084	32,047	22,963
合計	23,193,672	23,769,285	575,612	787,517	211,904

- (注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は23,452百万円(収益)であります。
 - 2 連結貸借対照表計上額は、株式については主として前連結会計年度末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。
 - 3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。
 - 4 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、原則として時価が取得原価まで回復する見込みがないものとみなして、当該時価をもって連結貸借対照表価額とし、評価差額を前連結会計年度の損失として処理(以下、「減損処理」という。)しております。前連結会計年度におけるこの減損処理額は5,625百万円であります。時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、資産の自己査定基準において、有価証券の発行会社の区分毎に次のとおり定めております。

破綻先、実質破綻先、破綻懸念先

時価が取得原価に比べて下落

要注意先 正常先 時価が取得原価に比べて30%以上下落 時価が取得原価に比べて50%以上下落

なお、破綻先とは破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している発行会社、実質破綻先とは破 綻先と同等の状況にある発行会社、破綻懸念先とは現在は経営破綻の状況にないが今後経営破綻に陥る可 能性が大きいと認められる発行会社、要注意先とは今後の管理に注意を要する発行会社であります。また、 正常先とは破綻先、実質破綻先、破綻懸念先及び要注意先以外の発行会社であります。 4 当該連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月 31日)

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)	売却の理由
国債	21,063	21,709	645	連結子会社であるみなと銀行に
地方債	23,060	23,796	736	おける資金運用方針の変更
合計	44,123	45,506	1,382	

5 当該連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	30,640,639	281,085	154,031

6 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場外国証券	3,371
その他	9,713
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	532,446
非上場債券	1,596,199
非上場外国証券	316,217
その他	144,433

7 保有目的を変更した有価証券

連結子会社であるみなと銀行において、前連結会計年度中に資金運用方針の変更により、満期保有目的の債券の一部を償還期限前に売却したため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)第83項により、当該連結子会社の残りの全ての満期保有目的の債券28,281百万円の保有目的区分をその他有価証券に変更しております。また、保有目的区分を変更した債券のうち、12,063百万円を前連結会計年度中に売却しており、これにより売却損益18百万円を計上しております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、「有価証券」が35百万円増加し、「繰延税金資産」が14百万円減少し、「少数株主持分」及び「その他有価証券評価差額金」がそれぞれ19百万円及び1百万円増加しております。

8 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年3月31日 現在)

	1年以内(百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	2,879,079	9,470,889	3,999,979	1,257,227
国債	2,706,787	7,223,369	3,266,491	1,252,292
地方債	7,759	263,194	234,789	519
社債	164,531	1,984,324	498,698	4,415
その他	441,373	4,212,911	457,429	538,094
合計	3,320,453	13,683,800	4,457,409	1,795,322

(金銭の信託関係)

当中間連結会計期間

- 1 運用目的の金銭の信託 該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成16年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金針の信託	3,628	3,783	154	271	116

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前中間連結会計期間

1 運用目的の金銭の信託(平成15年9月30日現在)

	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	前中間連結会計期間の損益に 含まれた評価差額(百万円)
運用目的の金銭の信託	7,443	

- 2 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成15年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	20,070	20,054	16	249	265

- (注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、前中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

前連結会計年度

- 1 運用目的の金銭の信託 該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外の金銭の信託)(平成16年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
その他の金銭 の信託	3,628	3,749	121	222	100

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、前連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。
 - 2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

(その他有価証券評価差額金)

当中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	462,018
その他有価証券	461,863
その他の金銭の信託	154
()繰延税金負債	187,970
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	274,048
()少数株主持分相当額	4,981
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	1,185
その他有価証券評価差額金	270,252

- (注) 1 その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は22,199百万円(収益)であります。
 - 2 その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

前中間連結会計期間

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	281,549
その他有価証券	281,565
その他の金銭の信託	16
()繰延税金負債	110,389
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	171,159
()少数株主持分相当額	4,343
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	722
その他有価証券評価差額金	176,225

- (注) 1 その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は22,029百万円(収益)であります。
 - 2 その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

前連結会計年度

その他有価証券評価差額金(平成16年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されている「その他有価証券評価差額金」の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	552,271
その他有価証券	552,149
その他の金銭の信託	121
()繰延税金負債	225,309
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	326,962
()少数株主持分相当額	3,207
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	1,258
その他有価証券評価差額金	325,013

⁽注) 1 その他有価証券の評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は23,452百万円(収益) であります。

² その他有価証券の評価差額は時価のない外貨建有価証券の為替換算差額(損益処理分を除く)を含んでおります。

(デリバティブ取引関係)

当中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	金利先物	108,923,645	4,995	4,995
4X51 <i>P</i> /1	金利オプション	698,705	57	57
	金利先渡契約	10,371,517	1,315	1,315
	金利スワップ	393,687,431	224,757	224,757
店頭	金利スワップション	4,942,071	4,760	4,760
伯與	キャップ	11,419,502	3,700	3,700
	フロアー	669,925	43	43
	その他	580,420	6,512	6,512
	合計		226,005	226,005

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は 1,754百万円(損失)であります。

(2) 通貨関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨スワップ	17,436,346	75,832	67,322
	通貨スワップション	2,010,789	16,647	16,647
店頭	為替予約	45,668,088	9,614	9,614
	通貨オプション	5,150,486	2,005	2,005
	その他	2,852	29	29
	合計		100,118	91,608

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は 164百万円(損失)であります。

(3) 株式関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	1,597	50	50
AX 51P/I	株式指数オプション	110	1	1
	有価証券店頭オプション	34,000	0	0
店頭	有価証券店頭指数等スワップ			
	その他	46,416	1,685	1,685
	合計		1,636	1,636

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	債券先物	1,148,958	6,188	6,188
4001701	債券先物オプション	155,100	492	492
店頭	債券先渡契約	285,136	1,818	1,818
卢骐	債券店頭オプション	3,608,653	8,542	8,542
	合計		42	42

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	商品スワップ	218,243	7,201	7,201
) 山	商品オプション	16,420	231	231
	合計		7,432	7,432

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション	111,843	840	840
ЛДУЯ	その他	1,708	23	23
	合計		864	864

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

前中間連結会計期間

(1) 金利関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
HT 2165	金利先物	213,646,304	7,059	7,059
取引所	金利オプション	2,815,783	314	314
	金利先渡契約	19,588,774	764	764
	金利スワップ	378,671,001	286,193	286,193
店頭	金利スワップション	6,857,851	30,654	30,654
伯與	キャップ	8,861,038	1,313	1,313
	フロアー	506,180	888	888
	その他	249,262	2,642	2,642
	合計		266,116	266,116

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は78百万円(利益)であります。

(2) 通貨関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨スワップ	16,370,428	65,930	149,520
	通貨スワップション	1,563,973	20,038	20,038
店頭	為替予約	33,529,491	125,004	125,004
	通貨オプション	6,553,725	7,407	7,407
	その他	18,119	46	46
	合計		46,397	37,193

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので 当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務 等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は 178百万円(損失)であります。

2 従来、引直し対象の為替予約、通貨オプション等は、前中間連結会計期間から上記に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
取引所	株式指数先物	30	0	0
AX 51P/I	株式指数オプション	5	1	1
	有価証券店頭オプション			
店頭	有価証券店頭指数等スワップ			
	その他	10,481	0	0
	合計		0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(4) 債券関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
HD 2166	債券先物	868,606	848	848
取引所	債券先物オプション	65,081	104	104
店頭	債券店頭オプション	2,364,407	6,965	6,965
	合計		7,919	7,919

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
作品	商品スワップ	134,986	2,680	2,680
店頭 商	商品オプション	10,426	23	23
	合計		2,704	2,704

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成15年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・ オプション	63,884	1,096	1,096
	その他	79,260	176	176
	合計		1,272	1,272

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。 前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

1 取引の状況に関する事項

(1) 取引の内容

当社グループで取扱っているデリバティブ取引には、先物外国為替取引、金利・通貨・株式・債券・商品に係る先物取引・先渡取引・スワップ取引・オプション取引等の各種デリバティブ取引及びクレジットデリバティブ取引・天候デリバティブ取引があります。

(2) 取引の利用目的、取組方針

当社グループでは、お客様のヘッジニーズ、運用・調達ニーズの多様化・高度化に対応した 金融商品を競争力ある価格で提供すること、預貸金業務や有価証券保有等に付随して発生する 市場リスクをコントロールすること、また、積極的な市場取引の推進を通じて収益力の向上を 図ることを目的として、デリバティブ取引を行っております。

金利・通貨等の相場の短期的な変動により利益を得ることを目的とするトレーディング取引については、東京及びニューヨーク・ロンドン・シンガポール・香港などの海外拠点に設置されたトレーディング担当部署が、一定の極度の範囲内で積極的かつ機動的に取引を行っております。

株式会社三井住友銀行における預貸金等の銀行業務に付随して発生する市場リスクの調整については、同経営会議等で審議された方針に基づき、ALM担当部署がALMオペレーションとしてスワップ・金利先物取引等のデリバティブ取引を活用しております。これらALMオペレーションに係る取引のうち、ヘッジ目的の取引についてはヘッジ会計を適用しており、ヘッジ会計の方法としては繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。

小口多数の金銭債権債務に対する金利リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に定められた要件を満たす繰延ヘッジを適用しております。相場変動を相殺する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を残存期間ごとにグルーピングのうえ有効性の評価をしております。また、キャッシュ・フローを固定する包括ヘッジの場合には、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。個別ヘッジについても当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。また、その他有価証券のうちALM目的で保有する債券の相場変動を相殺する個別ヘッジについては時価ヘッジを適用しており、当該個別ヘッジに係る有効性の評価をしております。

異なる通貨での資金調達・運用に伴う外貨建金銭債権債務等の為替リスクに係る包括ヘッジについては、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に定められた要件に従い、ヘッジ手段である通貨スワップ取引及び為替スワップ取引について、その外貨ポジションに見合う外貨建金銭債権債務等が存在することを確認の上、繰延ヘッジを適用しております。

連結子会社のトレーディング担当部署及びALM担当部署以外におけるデリバティブ取引は、業務に付随して発生する市場リスクのコントロールを目的としております。

(3) 取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引に係る主要なリスクとしては、市場の相場変動により保有するポートフォリオの価値が変動し損失が発生する「市場リスク」、取引相手の財務状態の悪化により契約が履行されなくなり損失を被る「信用リスク」、市場の流動性の低下により適正な価格で希望する量の取引が困難となる「市場流動性リスク」等があります。

特にデリバティブ取引には、リスク内容が複雑な取引、僅かな当初資金で多額の損益が発生する可能性を有する取引が存在することから、高度なリスク管理が求められております。

(4) 取引に係るリスクの管理体制

当社では、グループ全体のリスク管理を経営の重要課題の一つとして位置付け、リスクを経営体力比適正なレベルにコントロールした上で収益力の強化を図るという、「健全性の維持」と「収益力の向上」の双方にバランスのとれた経営を目指しております。実効性のあるリスク管理の実現のため、「グループ全体のリスク管理の基本方針」については経営会議にて決定、取締役会の承認を得る体制としています。また、グループ各社は同基本方針に基づき、適切なリスク管理体制の整備を図っています。主要連結子会社においては各リスク管理担当部署を業務担当部署から独立させる等、業務への十分な牽制が働くよう配慮しているほか、独立した監査担当部署が、業務の運営及びリスク管理の状況について監査を実施する体制としています。なお、デリバティブ取引を含む市場業務については、業務部門と事務部門・管理部門の分離により、取引の締結・執行、リスク量並びに損益について厳正なチェック機能が働く体制としております。

市場リスクには金利リスク、為替リスク等の種類がありますが、当社では高度な統計的手法を用いたVaR(バリュー・アット・リスク)により、予想される最大損失額を把握して統合的に管理しております。当社ではVaRの計測にモンテカルロ・シミュレーション法を使用しております。

主要連結子会社の市場部門で保有する市場リスクの総量枠については、自己資本等の経営体力をもとに保守的に設定しています。また、政策投資株式に係る株価変動リスク等、主要連結子会社の市場部門以外が保有する市場リスクについてもVaRを計測し、適切なモニタリングが行われる体制としております。

信用リスクについては、時価ベースでの信用リスク額を定期的に算出し管理しています。相手方が、取引を頻繁に行う金融機関等である場合については、一括清算ネッティング契約等を締結する等、信用リスクを抑制する運営も行っております。

また、デリバティブ取引に係る市場流動性リスクの管理については、通貨・商品、取引期間等を特定した拠点別取引限度額を設定するとともに、金融先物取引等については、保有建玉を市場全体の未決済建玉残高の一定割合以内に限定しており、リスク管理担当部署で限度額遵守状況、市場動向等をモニタリングする体制としております。

なお、前連結会計年度のVaR及び信用リスク相当額は、それぞれ以下のとおりであります。 VaR(保有期間1日、片側信頼区間99.0%)

	最大(億円)	最小(億円)	平均(億円)	期末日(億円)
トレーディング	35	9	17	20
バンキング	1,286	354	659	834

(注) 株式会社三井住友銀行及び同主要連結子会社に係る計数であります。トレーディングは個別リスクを 除いております。

信用リスク相当額(与信相当額)

区分	前連結会計年度 (平成16年 3 月31日現在) (億円)
金利スワップ	35,343
通貨スワップ	11,787
先物外国為替	8,893
金利オプション(買)	935
通貨オプション(買)	1,720
その他の金融派生商品	576
一括清算ネッティング契約 による信用リスク削減効果	29,424
合計	29,831

- (注) 1 上記計数は、BIS自己資本比率規制に基づき算出されたデリバティブ取引に係る連結ベースの 信用リスク相当額であります。
 - 2 一部の取引についてネッティング(取引先ごとに、締結したすべてのオフバランス取引の時価評価額を相殺し、相殺後の金額を信用リスク相当額とするもの)を採用しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	金利先物				
取引所	売建	87,393,679	2,662,913	111,937	111,937
	買建	91,880,414	3,624,247	110,424	110,424
	金利オプション				
	売建	554,768	267,333	218	218
	買建	984,778	267,333	241	241
	金利先渡契約				
	売建	3,576,364	430,000	952	952
	買建	13,028,083	1,640,000	2,001	2,001
	金利スワップ	385,010,824	290,122,316	235,969	235,969
	受取固定・支払変動	184,435,337	138,971,508	1,624,354	1,624,354
	受取変動・支払固定	178,700,873	135,278,747	1,380,548	1,380,548
	受取変動・支払変動	21,727,688	15,792,166	518	518
	金利スワップション				
	売建	2,224,743	968,959	37,880	37,880
店頭	買建	2,589,152	1,173,273	41,346	41,346
	キャップ				
	売建	5,408,280	3,469,422	6,543	6,543
	買建	3,602,677	2,345,784	5,628	5,628
	フロアー				
	売建	224,688	190,319	5,321	5,321
	買建	302,366	240,371	5,040	5,040
	その他				
	売建				
	買建	306,408	72,854	4,402	4,402
	合計			240,101	240,101

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。 また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している金利関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は13百万円(利益)であります。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	通貨スワップ	16,317,980	10,396,658	82,675	131,136
	通貨スワップション				
	売建	646,230	623,671	16,259	16,259
	買建	1,135,123	1,112,563	40,495	40,495
	為替予約	33,748,772	1,368,595	38,814	38,814
店頭	通貨オプション				
	売建	2,911,936	898,824	90,113	90,113
	買建	2,883,999	907,272	107,026	107,026
	その他				
	売建	7,957	882	51	51
	買建				
	合計			85,060	133,521

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので 当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建金銭債権債務等が 連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

また、一部の在外連結子会社において、現地の会計基準に従って処理している通貨関連取引は、上記記載から除いております。なお、この未実現損益は 442百万円(損失)であります。

- 2 時価の算定
 - 割引現在価値等により算定しております。
- 3 従来、引直し対象の為替予約、通貨オプション等は、前連結会計年度から上記に含めて記載しております。

(3) 株式関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	株式指数先物				
	売建				
HU 3160	買建	3,349		63	63
取引所	株式指数オプション				
	売建				
	買建				
	有価証券店頭オプション				
	売建				
	買建				
	有価証券店頭指数等スワ ップ				
店頭	株価指数変化率受取・ 短期変動金利支払				
	短期変動金利受取・ 株価指数変化率支払				
	その他				
	売建	4,791		231	231
	買建	7,336	3,005	311	311
	合計			143	143

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	債券先物				
	売建	1,485,848		5,213	5,213
取引所	買建	3,473,003		16,918	16,918
4X517/1	債券先物オプション				
	売建	333,500		769	769
	買建	5,000		66	66
	債券先渡契約				
	売建	296,334	273,251	1,746	1,746
店頭	買建				
泊琪	債券店頭オプション				
	売建	2,821,954	14,114	6,020	6,020
	買建	2,420,812	2,972	18,216	18,216
	合計			1,533	1,533

⁽注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	商品スワップ				
	固定価格受取・ 変動価格支払	86,127	84,270	5,742	5,742
店頭	変動価格受取・ 固定価格支払	87,038	84,985	9,932	9,932
	商品オプション				
	売建	4,457	4,318	1,645	1,645
	買建	4,448	4,309	1,667	1,667
	合計			4,211	4,211

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
 - 3 商品は燃料及び金属に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成16年3月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
	クレジット・デフォル ト・オプション				
	売建	38,891	36,213	826	826
店頭	買建	57,308	52,627	1,580	1,580
川坝	その他				
	売建	1,504		23	23
	買建	1,389		27	27
	合計			757	757

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。 なお、繰延ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
 - 2 時価の算定 取引対象物の価格、契約期間等の構成要素に基づき算定しております。
 - 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,226,811	344,806	206,554	1,778,173		1,778,173
(2) セグメント間の内部 経常収益	15,719	10,000	95,613	121,334	(121,334)	
計	1,242,531	354,807	302,168	1,899,507	(121,334)	1,778,173
経常費用	1,210,191	333,222	232,405	1,775,819	(111,747)	1,664,072
経常利益	32,340	21,584	69,763	123,688	(9,587)	114,100

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,276,476	317,650	166,708	1,760,835		1,760,835
(2) セグメント間の内部 経常収益	14,913	9,527	90,622	115,063	(115,063)	
計	1,291,389	327,177	257,331	1,875,898	(115,063)	1,760,835
経常費用	1,168,804	313,395	220,912	1,703,112	(107,786)	1,595,326
経常利益	122,584	13,782	36,418	172,785	(7,277)	165,508

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	銀行業 (百万円)	リース業 (百万円)	その他事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益						
(1) 外部顧客に対する 経常収益	2,492,168	674,243	386,098	3,552,510		3,552,510
(2) セグメント間の内部 経常収益	26,911	18,466	182,955	228,333	(228,333)	
計	2,519,079	692,709	569,054	3,780,844	(228,333)	3,552,510
経常費用	2,295,451	658,092	472,737	3,426,281	(216,616)	3,209,665
経常利益	223,627	34,616	96,317	354,562	(11,717)	342,844

- (注) 1 事業区分は内部管理上採用している区分によっております。また、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
 - 2 各事業の主な内容
 - (1) 銀行業......銀行業
 - (2) リース業.....リース業
 - (3) その他事業……証券、クレジットカード、投融資、融資、ベンチャーキャピタル、システム開発・情報処理業

【所在地別セグメント情報】

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,654,502	56,534	31,188	35,947	1,778,173		1,778,173
(2) セグメント間の内部 経常収益	21,527	24,310	2,143	12,142	60,123	(60,123)	
計	1,676,029	80,844	33,331	48,090	1,838,296	(60,123)	1,778,173
経常費用	1,609,260	48,580	28,499	31,670	1,718,011	(53,939)	1,664,072
経常利益	66,768	32,264	4,832	16,419	120,284	(6,184)	114,100

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して 国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常 利益を記載しております。
 - 2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	1,606,056	71,757	43,371	39,649	1,760,835		1,760,835
(2) セグメント間の内部 経常収益	21,629	19,230	2,464	6,062	49,386	(49,386)	
計	1,627,685	90,988	45,836	45,712	1,810,221	(49,386)	1,760,835
経常費用	1,521,296	56,531	37,252	25,388	1,640,469	(45,143)	1,595,326
経常利益	106,388	34,456	8,583	20,323	169,752	(4,243)	165,508

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して 国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常 利益を記載しております。
 - 2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	アジア・ オセアニア (百万円)	計 (百万円)	消去 又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益							
(1) 外部顧客に対する 経常収益	3,250,452	135,908	75,566	90,582	3,552,510		3,552,510
(2) セグメント間の内部 経常収益	50,138	39,129	6,113	11,360	106,742	(106,742)	
計	3,300,591	175,038	81,680	101,942	3,659,252	(106,742)	3,552,510
経常費用	3,067,985	109,837	65,586	59,397	3,302,806	(93,140)	3,209,665
経常利益	232,606	65,201	16,093	42,545	356,446	(13,601)	342,844

- (注) 1 当社及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して 国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常 利益を記載しております。
 - 2 「米州」にはアメリカ合衆国、ブラジル連邦共和国、カナダ等が、「欧州」には英国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国等が、「アジア・オセアニア」には香港、シンガポール共和国、オーストラリア等が属しております。

【海外経常収益】

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	金額(百万円)
海外経常収益	123,670
連結経常収益	1,778,173
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	7.0

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 - 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、 国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	金額(百万円)
海外経常収益	154,778
連結経常収益	1,760,835
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	8.8

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 - 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、 国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	金額(百万円)
海外経常収益	302,057
連結経常収益	3,552,510
海外経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	8.5

- (注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。
 - 2 海外経常収益は、国内銀行連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く。)で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域毎のセグメント情報は記載しておりません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1株当たり純資産額	円	165,291.87	230,491.11	215,454.83
1株当たり中間(当期)純利益	円	24,993.09	9,119.40	52,314.75
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益	巴	15,608.81	5,245.69	35,865.20

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益	百万円	143,492	53,372	330,414
普通株主に帰属しない 金額	百万円			29,039
(うち優先配当額)	百万円			29,039
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	143,492	53,372	301,375
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	5,741	5,852	5,760
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益調整額	百万円	3	7	29,026
(うち優先配当額)	百万円			29,039
(うち連結子会社発行 の新株予約権)	百万円	3	7	12
普通株式増加数	千株	3,451	4,320	3,451
(うち優先株式)	千株	3,451	4,320	3,451
(うち新株予約権)	千株		0	
希薄化効果を有しないため、潜在 株式調整後1株当たり中間(当期) 純利益の算定に含めなかった潜在 株式の概要		新株予約権 (新株予約権の数 1,620個)		新株予約権 (新株予約権の数 1,620個)

(重要な後発事象)

·		
前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	当社は、平成16年9月30日開催の	
	取締役会における決議に基づき、平	
	成16年11月2日に次のとおり自己株	
	式の取得を実施しております。	
	(1) 取得した株式の種類	
	当社普通株式	
	(2) 取得した株式の総数	
	400,805株	
	(3) 取得価格(総額)	
	668,000円	
	(総額267,737,740,000円)	
	(4) 取得方法	
	東京証券取引所のToSTNeT- 2	
	(終値取引)による買付け	
	なお、株式会社整理回収機構が当	
	社普通株式401,705.31株(同機構が	
	保有していた当社発行の第一種優先	
	株式のうち32,000株(転換総額	
	96,000百万円)及び第三種優先株式	
	のうち105,000株(転換総額105,000	
	百万円)を平成16年9月30日に転換	
	したもの)を、平成16年11月2日に	
	268,339,153,590円にて売却したこ	
	とが、預金保険機構から公表されて	
	おります。	

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

		前中間会計期間 (平成15年 9 月30日現在)				中間会計期間 年9月30日現在	在)	前事業年度 要約貸借対照表 (平成16年3月31日現在)		
区分	注記 番号	金額(百	万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)	金額(百	百万円)	構成比 (%)
(資産の部)										
流動資産										
現金及び預金		61,841			27,259			98,159		
1 年以内回収予定 関係会社長期貸付金	2				40,000					
その他		3,613			40,931			12,789		
流動資産合計			65,455	2.0		108,191	3.1		110,948	3.3
固定資産										
有形固定資産	1	0			3			0		
無形固定資産		34			48			47		
投資その他の資産		3,291,175			3,449,803			3,291,105		
関係会社株式		3,246,072			3,446,462			3,246,462		
関係会社長期貸付金	2	40,000						40,000		
その他		5,102			3,340			4,642		
固定資産合計			3,291,210	98.0		3,449,854	96.9		3,291,153	96.7
繰延資産			1,056	0.0		754	0.0		905	0.0
資産合計			3,357,722	100.0		3,558,800	100.0		3,403,007	100.0

		前中間会計期間 (平成15年 9 月30日現在)				中間会計期間 年9月30日現	/ \	前事業年度 要約貸借対照表 (平成16年3月31日現在)		
区分	注記	金額(百		構成比	金額(百		構成比	金額(百		構成比
(負債の部)	番号	775 H.Y. (F	4,313,	(%)	712 HX (F	473137	(%)	712 HX (F	473137	(%)
流動負債										
短期借入金		230,000			230,000			230,000		
賞与引当金		76			54			84		
その他		151			706			201		
流動負債合計			230,228	6.9		230,761	6.5		230,286	6.8
負債合計			230,228	6.9		230,761	6.5		230,286	6.8
(資本の部)										
資本金			1,247,650	37.1		1,247,650	35.0		1,247,650	36.7
資本剰余金										
資本準備金		1,247,762			1,247,762			1,247,762		
その他資本剰余金		499,501			499,524			499,510		
資本剰余金合計			1,747,263	52.0		1,747,286	49.1		1,747,273	51.3
利益剰余金										
任意積立金		30,420			30,420			30,420		
中間(当期)未処分利益		102,624			304,073			148,300		
利益剰余金合計			133,044	4.0		334,493	9.4		178,720	5.2
自己株式			463	0.0		1,390	0.0		921	0.0
資本合計			3,127,494	93.1		3,328,039	93.5		3,172,721	93.2
負債資本合計			3,357,722	100.0		3,558,800	100.0		3,403,007	100.0

【中間損益計算書】

47,332 7,341	百万円)	百分比 (%)
7,341		
7,341		
,		
841	55,515	100.0
3,044	3,044	5.5
	52,470	94.5
	121	0.2
	1,403	2.5
	51,188	92.2
	51,188	92.2
3	i	
679	683	1.2
	50,505	91.0
	97,298	
	496	
	148,300	
	679	52,470 121 1,403 51,188 51,188 3 679 683 50,505 97,298

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 有価証券の評価基 準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会 社株式 移動平均法による原価	(1) 子会社株式及び関連会 社株式	(1) 子会社株式及び関連会 社株式
	を動平均法による原画 法により行っておりま す。	同左	同左
	(2) その他有価証券 時価のないものについ	(2) その他有価証券	(2) その他有価証券
	ては、移動平均法による 原価法により行っており ます。	同左	同左
2 固定資産の減価償	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産	(1) 有形固定資産
却の方法	建物については、定額	定率法(ただし、建物	建物については、定額
	法を採用しております。	については定額法)を採	法を採用しております。
	-	用しております。	
	(2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産	(2) 無形固定資産
	自社利用のソフトウェ		
	アについては、社内にお		
	ける利用可能期間(5年)	同左	同左
	に基づく定額法により償		
	却しております。		
3 引当金の計上基準	賞与引当金は、従業員へ		賞与引当金は、従業員へ
	の賞与の支払いに備えるた		の賞与の支払いに備えるた
	め、従業員に対する賞与の	同左	め、従業員に対する賞与の
	支給見込額のうち、当中間	同生	支給見込額のうち、当期に
	会計期間に帰属する額を計		帰属する額を計上しており
	上しております。		ます。
4 リース取引の処理	リース物件の所有権が借		
方法	主に移転すると認められる		
	もの以外のファイナンス・	同左	同左
	リース取引については、通	Int	lat.
	常の賃貸借取引に準じた会		
	計処理によっております。		
5 消費税等の会計処	消費税及び地方消費税の		
理	会計処理は、税抜方式によ	同左	同左
	っております。		

追加情報

前中間会計期間	当中間会計期間	前事業年度
(自 平成15年4月1日	(自 平成16年4月1日	(自 平成15年4月1日
至 平成15年9月30日)	至 平成16年9月30日)	至 平成16年3月31日)
	外形標準課税 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税で資本等の金額」に変更される「法人事業税に領するとした。分形標準課税の責益との表示に合いて、「法人の損益の表示についての表別を発展して、「強力を変更を対して、「は一方の表別をである。」(企業会計基準委員との表別を発展して、「は一方の表別を表別では、「は一方の表別を表別では、「は一方の表別を表別では、「は一方の表別を表別では、「は一方の表別を表別では、「は一方の表別を表別では、「は一方の表別を表別である。」といる。「は、「は、「は、「は、」に、「は、「は、」に、、「は、」に、」に、「は、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、「は、」に、」に、、」に、、」に、、「は、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、、」に、、」に	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間 (平成15年9月30日現在)	当中間会計期間 (平成16年9月30日現在)	前事業年度 (平成16年3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計	1 有形固定資産の減価償却累計	1 有形固定資産の減価償却累計
額 0百万円	額 0百万円	額 0百万円
2 劣後特約付貸付金	2 劣後特約付貸付金	2 劣後特約付貸付金
関係会社長期貸付金は、他	1 年以内回収予定関係会社	関係会社長期貸付金は、他
の債務よりも債務の履行が	長期貸付金は、他の債務よ	の債務よりも債務の履行が
後順位である旨の特約が付	りも債務の履行が後順位で	後順位である旨の特約が付
された劣後特約付貸付金で	ある旨の特約が付された劣	された劣後特約付貸付金で
あります。	後特約付貸付金でありま	あります。
	す 。	
	3 偶発債務	3 偶発債務
	株式会社三井住友銀行デュ	株式会社三井住友銀行デュ
	ッセルドルフ支店の対顧預	ッセルドルフ支店の対顧預
	金払い戻しに関し、ドイツ	金払い戻しに関し、ドイツ
	銀行協会預金保険基金に対	銀行協会預金保険基金に対
	して55,234百万円の保証を	して46,114百万円の保証を
	行っております。	行っております。

(中間損益計算書関係)

	前中間会計期 (自 平成15年4月 至 平成15年9月	1日		当中間会計期 (自 平成16年4月 至 平成16年9月	1日	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)		
1	営業外費用のうち	主要なもの	1	営業外費用のうち	5主要なもの	1	営業外費用のうち	5主要なもの
	支払利息	436百万円		支払利息	438百万円		支払利息	874百万円
	創立費償却	150百万円		創立費償却	150百万円		創立費償却	301百万円
2	減価償却実施額		2	減価償却実施額		2	減価償却実施額	
	有形固定資産	0百万円		有形固定資産	0百万円		有形固定資産	0百万円
	無形固定資産	3百万円		無形固定資産	6百万円		無形固定資産	9百万円

(リース取引関係)

当中間会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日) 記載対象の取引はありません。

前中間会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) 記載対象の取引はありません。

前事業年度(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日) 記載対象の取引はありません。

(有価証券関係)

当中間会計期間(平成16年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前中間会計期間(平成15年9月30日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度(平成16年3月31日現在)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	当社は、平成16年9月30日開催の	
	取締役会における決議に基づき、平	
	成16年11月2日に次のとおり自己株	
	式の取得を実施しております。	
	(1) 取得した株式の種類	
	当社普通株式	
	(2) 取得した株式の総数	
	400,805株	
	(3) 取得価格(総額)	
	668,000円	
	(総額267,737,740,000円)	
	(4) 取得方法	
	東京証券取引所のToSTNeT- 2	
	(終値取引)による買付け	
	なお、株式会社整理回収機構が当	
	社普通株式401,705.31株(同機構が	
	保有していた当社発行の第一種優先	
	株式のうち32,000株(転換総額	
	96,000百万円)及び第三種優先株式	
	のうち105,000株(転換総額105,000	
	百万円)を平成16年9月30日に転換	
	したもの)を、平成16年11月2日に	
	268,339,153,590円にて売却したこ	
	とが、預金保険機構から公表されて	
	おります。	

(2) 【その他】

中間配当(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配)

平成16年11月22日開催の取締役会において、第3期の中間配当を行わないこととする旨決議しました。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 半期報告書の 平成16年5月24日 訂正報告書 関東財務局長に提出。 平成15年12月18日提出の半期報告書に係る訂正報告書であります。

(2) 有価証券報告書 事業年度 自 平成15年4月1日 平成16年6月30日 及びその添付書類 (第2期) 至 平成16年3月31日 関東財務局長に提出。

(3) 自己株券買付平成16年10月14日状況報告書平成16年11月15日及び平成16年12月8日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

平成15年12月16日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩	本		繁	
代表社員 関与社員	公認会計士	沼	野	廣	志	
代表社員 関与社員	公認会計士	髙	波	博	之	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判 断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査 は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査 法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断 している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成16年12月13日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐	藤	正	典	P
指定社員 業務執行社員	公認会計士	沼	野	廣	志	Ø
指定社員 業務執行社員	公認会計士	髙	波	博	之	(II)

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判 断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査 は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査 法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断 している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成16年9月30日開催の取締役会における決議に基づき、平成16年11月2日に自己株式の取得を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

平成15年12月16日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会 御中

朝日監査法人

代表社員	公認会計士	岩	本		繁	
代表社員 関与社員	公認会計士	沼	野	廣	志	
代表社員 関与社員	公認会計士	髙	波	博	之	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第2期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

平成16年12月13日

株式会社三井住友フィナンシャルグループ 取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	佐	藤	正	典	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	沼	野	廣	志	
指定社員 業務執行社員	公認会計士	髙	波	博	之	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当 監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損な うような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的 手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、 中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社三井住友フィナンシャルグループの平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成16年9月30日開催の取締役会における決議に基づき、平成16年11月2日に自己株式の取得を実施した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

